

令和7年度 包括外部監査結果報告書

(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

人口減少対策に関する事務の執行について

～社会減対策を中心に

長崎県包括外部監査人

青野 悠

目次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	2
1	合規制・適法性の観点	2
2	経済性・効率性・有効性（3E）の観点	2
3	社会減対策という目的にどのように寄与しているかという観点	2
第4	監査手続	3
1	政策企画課・未来人材課からのヒアリング	3
2	資料閲覧	3
3	ヒアリングないし事前質問事項書に対する回答の受領	3
第5	監査対象部局及び事業数	3
第6	監査実施者	8
1	包括外部監査人	8
2	補助者	8
第7	利害関係の有無	8
II	包括外部監査の結果報告・総論	9
第1	指摘事項・意見の検出	9
1	「指摘事項」・「意見」の定義	9
2	指摘事項・意見の摘示	9
第2	長崎県における人口減少問題に対する取組みについて	21
1	はじめに	21

2	第1期総合戦略の検証	21
3	第2期総合戦略策定の考え方	24
4	施策体系	25
5	計画期間	25
6	基本目標	26
7	具体的な施策展開	26
第3	小括	35
III	包括外部監査の結果報告・各論	36
第1	将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進	36
1	県民の県内就職への意識醸成	36
2	高校生の県内就職の促進・支援	36
3	雇用環境の向上	40
第2	大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の促進	45
1	県内大学生の県内就職の促進・支援	45
2	県外大学生のUターン就職の促進・支援	50
3	魅力ある・選ばれる県立大学づくり	56
第3	男女が性別に関わりなく個性と能力を發揮できる社会づくり	60
第4	キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保	70
1	企業を支える人材確保	70
2	多様な人材確保	77
3	キャリア教育の推進	88
第5	地域に密着した産業の担い手の確保・育成	105
1	新規就農・就業者の増大	105
2	個別経営体の経営力強化	111
3	漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化	125
第6	医療・介護・福祉人材の育成・確保	132

1	医療人材の育成・確保	132
第7	外国人材の活用による産業、地域の活性化	153
1	外国人材の地域における活躍	153
第8	いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現	169
1	高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進	169
2	健康長寿対策の推進	179
第9	ながさき暮らしU I ターン対策の推進／関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大	197
1	さらなるU I ターン促進のための相談・支援体制の充実／効果的な情報発信／地域の維持・活性化及び産業人材確保に向けた人材誘致の促進／ながさきとの関わりづくりと地域課題解決等の仕組みづくり	197

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

人口減少対策に関する事務の執行について～社会減対策を中心に

2 特定の事件として選定した理由

本県の人口は、1960年の176万人をピークに減少が続いており、国全体よりも50年早く人口減少が始まっている。その後、県内人口は、2020年に131万人にまで減少しており、県が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」に準拠し行った推計では、2060年には79万人にまで減少すると試算されている。また、年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口・年少人口ともに減少傾向であるが、老年人口は年々増加しており、2010年に37万人、総人口に占める割合が26%であったものの、2020年には43万人、総人口に占める割合は33%となっている。

このような人口減少により、老年人口割合が高まっていくことで若い世代に社会保障の負担が重くのしかかること、公共交通機関の乗客減少に伴う運賃上昇、運航便数の減少、路線廃止など交通利便性の低下、医療機関の統廃合や医療・福祉人材の不足により、必要な医療・福祉サービスが受けにくくなることなどの影響が考えられるところである。

そこで、県では、全国に先駆けて様々な対策を進めるとともに、平成27年10月には、人口減少問題に取り組むための指針として「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成31年度までの5ヵ年における人口減少対策、具体的には、若者を中心とした転出抑制である「社会減対策」、妊娠・出産等の希望を叶える「自然減対策」を進めてきた。

これにより、企業誘致や県内製造業への支援等による雇用創出数、県内への移住者数が目標を上回って推移し、また、合計特殊出生率には一定上昇が見られるなど、一部においては施策の効果が見られた。

もっとも、こうした施策の効果が現れているにもかかわらず、大学生の県内就職率の低迷、高学歴化等による女性の福岡県等への転出超過は依然として続いており、若年層を中心とした県外転出には歯止めがかかっておらず、全体として人口減少を抑制するに至っていない厳しい状況が続いている。

そこで、県では、これまでの取組の成果と課題、今後の展望を踏まえ、令和2年3月に、今後の人口減少対策の方向性を示す「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く（基本目標①）、力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す（基本目標②）、夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る（基

本目標③) という3つの基本目標を設定し、具体的な施策を展開している。また、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」という基本目標①の下では、「1. 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」、「2. 移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」、「3. 長崎県の未来を担う子ども、郷土を愛する人を育てる」という3つの具体的施策の体系が示されているが、若年層を中心とした県外転出に歯止めをかけるという観点からは、主として、上記1の若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図ることが重要である。

このように、本県における人口減少が国全体よりも50年も早く始まっており、その対策が急務であること、若年層を中心とした県外転出に歯止めをかけるという課題と直結する施策としては、「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」という体系が重要であることに照らせば、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下での具体的な取り組みが行われている最中ではあるものの、外部の観点から、上記事務を監査することは、県の取り組みやその見直し、県財政の健全な運営を図る上で、十分に意義があるものと思料し、特定の事件として選定した。

第3 監査の視点

1 合規性・適法性の観点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。

この点、包括外部監査人及び補助者は全て弁護士であり、合規性・適法性監査に対し適正がある。よって、本監査においては、主として合規性・適法性の観点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の観点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法252条の37第1項）。

また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最小の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法252条の37第2項、同法2条14項、同条15項）。

そこで、本監査においては、必要に応じ、これら経済性・効率性・有効性（3E）の視点を踏まえた監査も行う。

3 社会減対策という目的にどのように寄与しているかという視点

本監査は、若者を中心とした社会減対策という行政目的を取り上げるテーマであるため、各事業が社会減対策にどのように資するかという視点をもって監査し、前述した合規性・適

法性の視点、3Eの視点を踏まえた上でも、社会減対策という目的に寄与した事業といえるのかという視点をもって監査を行う。

第4 監査手続

実施した監査手続は、概ね以下のとおりである。

1 政策企画課、未来人材課からのヒアリング（令和7年6月3日）

政策企画課、未来人材課より、本県の総人口の推移、そのうち自然増減、社会増減の各推移などの説明を受けるとともに、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」という基本目標①のうち、社会減対策と関連のある「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」、「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」という2つの基本戦略に含まれる各事業群について、説明を受けた。

2 資料閲覧

上記「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」という基本戦略に含まれる8つの施策（（1）将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進、（2）大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の促進、（3）男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり、（4）キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成、（5）地域に密着した産業の担い手の確保・育成、（6）医療・介護・福祉人材の育成・確保、（7）外国人材の活用による産業、地域の活性化、（8）いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現）と、上記「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」という基本戦略に含まれる2つの施策（（1）ながさき暮らしUIターン対策の推進、（2）関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大）を構成する各事業群の下で実施された各事業を対象として、令和7年8月から10月にかけて、各担当課に依頼し、令和6年度分の一件記録を準備してもらい、順次閲覧した。

3 ヒアリングないし事前質問事項書に対する回答書の受領

令和7年11月から、資料閲覧を実施した事業のうち必要と判断した事業について、順次ヒアリングの実施あるいは質問事項書を送付しての回答書の受領がなされた。

その後、監査人の検出事項を受けて、再度のヒアリングを希望した担当課に対して、順次、ヒアリングを行った。

第5 監査対象部局及び事業数

監査対象事業と担当部局は以下のとおりであり、これを所管部署、所管課、監査対象事業数で整理したものは、下記のとおりである。

各事業群の中で展開されている各事業については、一つの事業が複数の補助金事業、委託

事業等に分けられて実施されているものが多いが、ここでは、一つの事業としてカウントしている。

基本戦略 1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る

施策 1 将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進

事業群 1 県民の県内就職への意識醸成

事業群 2 高校生の県内就職の促進

1 高校生の県内就職促進事業費

未来人材課

事業群 3 雇用環境の向上

1 子育てしやすい職場環境整備支援事業費

雇用労働政策課

2 労働相談情報センター費

雇用労働政策課

3 労働者福祉対策費

雇用労働政策課

4 労使関係安定指導費

雇用労働政策課

施策 2 大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進

事業群 1 県内大学生の県内就職の促進・支援

1 学生と企業の交流強化事業費

未来人材課

2 人材確保に向けた企業の魅力向上事業費

未来人材課

3 産業人材育成奨学金返済アシスト事業

未来人材課

事業群 2 県外大学生のUターン就職の促進・支援

1 県外学生UIターン就職強化事業費

未来人材課

事業群 3 魅力ある・選ばれる県立大学づくり

1 運営費交付金

学事振興課

2 県立大学佐世保校建設整備事業費

学事振興課

施策 3 男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくり

事業群 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

事業群 2 女性が活躍できる場の拡大と男女がともに働きやすい環境づくり

事業群 3 女性のライフステージに応じたキャリア形成支援

1 ながさき男女共同参画“輝き”プラン推進事業

男女参画・女性活躍推進室

2 男性の家事・子育てへの参画促進事業

男女参画・女性活躍推進室

3 共家事・共育て促進事業

男女参画・女性活躍推進室

4 次世代女性のキャリア形成推進事業

男女参画・女性活躍推進室

5 企業で働く女性の活躍応援事業

男女参画・女性活躍推進室

6 介護現場デジタル改革推進事業

長寿社会課

7 女性の再就職応援事業

男女参画・女性活躍推進室

施策 4 キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保

事業群 1 企業を支える人材育成

1	高等技術専門校運営事業	雇用労働政策課
2	特別職業訓練費（訓練手当）	雇用労働政策課
3	緊急離職者能力開発事業費	雇用労働政策課
4	職業能力開発指導監督費	雇用労働政策課
5	技能向上対策費	雇用労働政策課
6	事業内職業訓練推進費	雇用労働政策課
事業群2 多様な人材確保		
1	長崎で輝く！人材マッチング事業	未来人材課・雇用労働政策課
2	長崎で活躍！成長分野の人材育成と雇用創造プロジェクト事業	未来人材課
3	就職氷河期世代人材マッチング事業費	未来人材課・雇用労働政策課
4	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	未来人材課
事業群3 キャリア教育の推進		
1	小中高が一体となったふるさと教育推進事業	義務教育課
2	高校生のためのふるさと長崎就職応援事業	未来人材課（高校教育課）
3	キャリア教育・産業教育指導費	高校教育課
4	長崎の未来を創るワクワク産業教育実践事業	高校教育課
5	<ビジョン>空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費	高校教育課
6	NEXT長崎人材育成事業費	高校教育課
施策5 地域に密着した産業の担い手の確保・育成		
事業群1 新規就農・就業者の増大		
1	新規就農者確保対策費	農業経営課
2	ながさき森林づくり担い手対策事業費	林政課
3	ながさきde農業IJU推進事業費	農業経営課
事業群2 個別経営体の経営力強化		
1	ながさきの稼ぐ・つながる農業担い手育成支援事業費	農業経営課
2	農業大学校運営費	農業経営課
3	農業経営改善促進資金融資費	農業経営課
4	近代化資金融資事業費	農業経営課
5	農業経営負担軽減支援資金融資費	農業経営課
6	農業産地指導力強化事業	農政課
7	林業普及指導費	林政課
8	森林組合育成指導費	林政課
9	木材産業等高度化推進資金	林政課
10	長崎県森林整備法人利子助成金	林政課
11	林業改善資金貸付金	林政課
12	森林環境譲与税事業費（担い手対策）	林政課

事業群3 漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 漁業と漁村を支える人づくり事業費 | 水産経営課 |
| 2 新規漁業就業者定着支援事業 | 水産経営課 |
| 3 ながさき水産業大賞 | 水産経営課 |

施策6 医療・介護・福祉人材の育成・確保

事業群1 医療人材の育成・確保

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1 大学地域枠医学修学資金貸与事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 2 離島・へき地医療学講座事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 3 地域の勤務医師確保事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 4 自治医科大学負担金 | 医療人材対策室 |
| 5 医学修学生等実地訓練費（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 6 ながさき地域医療人材支援センター運営事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 7 医療勤務環境改善支援センター事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 8 女性医師等就労支援事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 9 しまの医療機関運営費補助費 | 医療人材対策室 |
| 10 専門医師確保対策資金貸与事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 11 産科医等確保支援事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 12 医師確保計画推進事業費 | 医療人材対策室 |
| 13 看護師等養成所運営等事業費（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 14 看護師等育成対策費 | 医療人材対策室 |
| 15 ナースセンター事業費 | 医療人材対策室 |
| 16 長崎県看護キャリア支援センター事業（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 17 病院内保育所運営事業費（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 18 質の高い看護職員育成事業費（医療介護基金） | 医療人材対策室 |
| 19 看護師等県内就業定着促進事業費（医療介護基金） | 医療人材対策室 |

施策7 外国人材の活用による産業、地域の活性化

事業群1 外国人材の地域における活躍

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 外国人IT人材確保促進事業費 | 未来人材課 |
| 2 外国人材確保総合支援事業費 | 未来人材課 |
| 3 外国人介護人材確保・受入促進事業（医療介護基金） | 長寿社会課 |
| 4 留学生受入対策事業費 | 国際課 |
| 5 私立大学・短期大学外国人留学生支援事業 | 学事振興課 |
| 6 多文化共生推進事業 | 国際課 |
| 7 農業支援体制総合推進事業費 | 農業経営課 |

施策8 いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現

事業群1 高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進

- 1 生涯現役促進支援事業 長寿社会課
- 2 明るい長寿社会づくり推進機構費 長寿社会課
- 3 いきいきシニア活躍促進事業費 長寿社会課
- 4 高年齢者等雇用安定対策費 雇用労働政策課

事業群2 健康長寿対策の推進

- 1 長崎健康革命プロジェクト事業費 国保・健康増進課
- 2 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金 国保・健康増進課
- 3 長崎県国保ヘルスアップ支援事業 国保・健康増進課
- 4 健康ながさき21推進事業 国保・健康増進課
- 5 健康増進事業 国保・健康増進課
- 6 栄養管理事業（専門職研修） 国保・健康増進課
- 7 受動喫煙対策促進事業 国保・健康増進課
- 8 コホート研究事業 地域保健推進課
- 9 長崎県歯科保健ライフコース支援事業費 国保・健康増進課
- 10 第3次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業 国保・健康増進課

基本戦略1-2 移住対策の充実・関係人口の幅広い活用を推進する

施策1 ながさき暮らしUIターン対策の推進

- 事業群1 さらなるUIターン促進のための相談・支援体制の充実
- 事業群2 効果的な情報発信
- 事業群3 地域の維持・活性化及び産業人材確保に向けた人材誘致の促進

施策2 関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大

事業群1 ながさきとの関わりづくりと地域課題解決等の仕組みづくり

- 1 UIターン拡大事業費 地域づくり推進課
- 2 ながさきUIターン魅力発信事業費 地域づくり推進課
- 3 移動理由調査事業費 統計課
- 4 移住・創業・地域貢献支援事業費 地域づくり推進課
- 5 地域活性化人材支援事業費 地域づくり推進課
- 6 めぐりあい人口創出・拡大事業費 地域づくり推進課
- 7 ワークेशन推進事業費 地域づくり推進課
- 8 長崎県情報発信促進事業費（県外パブリシティ、長崎の変関係）ながさきPR戦略課

記

所管部局	所管課	監査対象事業数
秘書・広報戦略部	ながさきPR戦略課	1
総務部	学事振興課	2

地域振興部	地域づくり推進課	6
文化観光国際部	国際課	2
県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室	6
	統計課	1
福祉保健部	医療人材対策室	19
	長寿社会課	4
	国保・健康増進課	9
	地域保健推進課	1
産業労働部	未来人材課	12
	雇用労働政策課	13
水産部	水産経営課	3
農林部	農業経営課	8
	農政課	1
	林政課	7
教育庁	高校教育課	5
	義務教育課	1
所管部局	所管課	監査対象事業
合計 10	合計 18	合計 101

第6 監査実施者

1 包括外部監査人

青野悠 (弁護士)

2 補助者

鮎川愛 (弁護士)

藤森弘行 (弁護士)

平山愛 (弁護士)

今井悠人 (弁護士)

第7 利害関係の有無

包括外部監査人、補助者のいずれにおいても、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

第1 指摘事項・意見の検出

1 「指摘事項」・「意見」の定義

指摘事項・意見の詳細については、各論において論述するが、総論においては、全ての指摘事項・意見の概要として結論部分を摘示し報告する。本監査において報告する「指摘事項」、「意見」の定義は以下のとおりである。

指摘事項	適法性に問題があるか又は不当なため是正・改善を求めるもの
意見	適法性に問題があるか又は不当とまではいえないものの、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等からは是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

2 指摘事項・意見の摘示

第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本戦略順かつ施策番号順に従って摘示する。指摘事項及び意見は通し番号を付し、指摘事項の通し番号は丸囲み数字とする。

(1) 将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進

ア 県民の県内就職への意識醸成

イ 高校生の県内就職の促進支援

【指摘事項】

	概要	頁
①	委託事業者に対して、業務委託仕様書に示された委託内容及び具体的に指 示されている業務内容に従って適切に委託業務が完了されたことが分かる 業務完了報告書を提出されるよう適切に指導すべきである。	38

【意見】

	概要	頁
1	就業体験プログラム作成及び活用セミナー開催業務については、その対象 を大学生・高校生として合わせて事業者へ業務委託を行う等さらなるコス トの削減が可能か検討することが望ましい。	37

ウ 雇用環境の向上

【指摘事項】

	概要	頁
②	相談実施報告書には、作成者名と決裁者名を漏れのないように記載すべき である。	43

(2) 大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進

ア 県内大学生の県内就職の促進・支援

【意見】

	概 要	頁
2	1つの団体のみに依拠した事業とならないよう、仕組みづくりを検討することが望ましい。	48

イ 県外大学生のUターン就職の促進・支援

【意見】

	概 要	頁
3	学生と県内企業との交流会等のイベントを行うに際しては、期待もしくは想定される多数の学生の参加が実現できるよう、できる限り情報を収集し、十分な準備期間をもって取り組むことが望ましい。	52

【意見】

	概 要	頁
4	ながさきU I ターン就職支援センターの福岡市内の事務所の立地場所等について、今後、当該事務所としての機能や賃料額等経済性の観点から、適宜、柔軟かつ慎重に見直しを行うことが望ましい。	53

ウ 魅力ある・選ばれる県立大学づくり

【指摘事項】

	概 要	頁
③	告示の正確性を期するとともに、速やかに訂正の手続をとるべきである。	57

【意見】

	概 要	頁
5	成果指標は、事業内容との間に直接的に因果関係の認められる具体的なものとすることが望ましい。	58

(3) 男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり

ア あらゆる分野における男女共同参画の促進

イ 女性が活躍できる場の拡大と男女がともに働きやすい環境づくり

ウ 女性のライフステージに応じたキャリア形成

【指摘事項】

	概 要	頁
④	受託事業者として、委託料を人件費に充てる場合には、県として、「当該事業に従事する」職員の人件費の算出根拠を明らかにするよう求めるべきである。	68

【意見】

	概 要	頁
6	電子マネーを経費の支払に使用する際は、発行元の利用明細を資料として添付するよう指示することが望ましい。	67

【意見】

	概 要	頁
7	本件事業のように、複数の業務を委託しており、各々の業務毎に委託料を積算する必要がある場合には、委託先に対し、県作成の積算書とのチェックが容易な書式にて、積算をするよう指示することが望ましい。	67

(4) キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保

ア 企業を支える人材育成

【指摘事項】

	概 要	頁
⑤	事業の実施要領に従い、補助対象者に対して事業実施後に遅滞なく事業報告書等が提出されるよう指導すべきである。	76

【意見】

	概 要	頁
8	委託訓練事業に参加した参加者の就職率の向上のための方策を今後も引き続き検討することが望ましい。	74

イ 多様な人材確保

【指摘事項】

	概 要	頁
⑥	書面の差替えがなされた場合には、差替えがあったことが分かるような書面、文言等を添えて、記録に綴っておくべきであり、同日に作成された同じ書面について、どちらが正式書面なのかが不明確であるような綴り方は控えるべきである。	85

【指摘事項】

	概 要	頁
⑦	経費内訳の変更がある場合には、財務相談一覧表の質問要旨への回答内容にしたがって、経費流用の必要性を検討した上で通知を発出するべきである。	86

【意見】

	概 要	頁
9	随意契約検討シートの「他県における契約事例と契約方法」の欄には、「同	79

	様な契約事例」の捉え方を明記した上で、調査の範囲・結果を簡潔に記載することが望ましい。	
--	---	--

【意見】

	概 要	頁
10	賃貸人からの賃料値上げの要請に応じるか否かについては、近隣物件の賃料相場の動向などを踏まえた検討を行うことが望ましい。	81

【意見】

	概 要	頁
11	受講離脱者の離脱理由については、これを取りまとめた上で分析し、次年度以降の事業計画に反映していくことが望ましい。	82

【意見】

	概 要	頁
12	プロポーザルの提案を審査する審査委員については、官民双方からバランスよく選出するのが望ましいため、そのような人選ができるよう検討を続けていくことが望ましい。	83

【意見】

	概 要	頁
13	総合評価方式の一般競争入札における学識経験者については、可能な限り、官民双方からバランスよく選出するのが望ましいため、そのような人選ができるよう検討を続けていくことが望ましい。	84

【意見】

	概 要	頁
14	学識経験者や受託事業者との間で行った協議内容については、課内全体で共有しながら原因分析を行い、これを次年度以降の事業に反映していくことが望ましい。	84

【意見】

	概 要	頁
15	令和3年10月15日付会計課長通知に従って前払いの必要性、時期、金額の妥当性を検討した書面を作成した場合には、同通知に従って作成した書面であることが直ちに分かるような記載を付記しておくことが望ましい。	86

ウ キャリア教育の推進

【意見】

	概 要	頁
16	各市町から受けた実績報告に記載された費用の算定根拠を確認することが望ましい。	92

【意見】

	概 要	頁
17	各校に配置するキャリアサポートスタッフ職員の活動の質・量の向上を図ることが望ましい。 また、各キャリアサポートスタッフ間での活動に差が生じている要因を正確に分析することが望ましい。	93

【意見】

	概 要	頁
18	講義の内容は、事業目的との関連性の認められるものとするのが望ましい。	94

【意見】

	概 要	頁
19	測量士補等の生徒の需要の高い資格試験については、その需要に応えるための研修等をより充実させることを検討することが望ましい。	96

【意見】

	概 要	頁
20	予算上可能な場合には合同販売実習を県外で実施することも検討することが望ましい。	96

【意見】

	概 要	頁
21	成果指標は、事業と直接的な関連性の認められる内容にすることが望ましい。	98

【意見】

	概 要	頁
22	高校生にドローンに関する技術を習得させるに当たっては、その技術を県内において有効活用することができることを高校生が実感することができるようなカリキュラムとすることを検討することが望ましい。	101

【意見】

	概 要	頁
23	本事業において習得した技術が県内において有効活用することができるものであることを高校生が実感することができるようなカリキュラムとすることを検討することが望ましい。	103

【意見】

	概 要	頁
24	人気のある講座については、定員の増加を検討することが望ましい。	103

(5) 地域に密着した産業の担い手の確保・育成

ア 新規就農・就業者の増大

【意見】

	概要	頁
25	見学ツアーのように、参加予定人数が少数であっても、相当な経費を要する事業を実施する場合には、最低施行人数を定めること等の工夫を検討することが望ましい。	110

イ 個別経営体の経営力強化

【指摘事項】

	概要	頁
⑧	県は、各市町における担い手育成支援協議会の事業計画について、「元気ある担い手アクション支援事業実施要綱」に記載されている事業趣旨に鑑み、その事業趣旨に合致しているか、当該事業を実施することで事業目的達成の効果が得られるか等を慎重に検討し、補助の効率性・有効性の観点から補助が適切であるかどうかを十分に考慮して計画の認定をすべきである。	116

【指摘事項】

	概要	頁
⑨	個人を連帯保証人として連帯保証契約を行う場合には、主債務者たる連合会の財務状況ではなく、個人の資産調査を十分に行うべきであり、今後は法人が保証人となる要綱改正について速やかに取り組むべきである。	121

【意見】

	概要	頁
26	事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、事業報告書については、事業計画書の内容に従い事業が実施されたか否かを十分に確認し、重要な事項に関して事業計画とは異なる記載があった場合や数値目標を設定した項目について大幅に数値目標を下回るような場合には、その理由を確認し実施報告書に記載させるなどの指導等を行うことが望ましい。	116

【意見】

	概要	頁
27	委託業者に対する見積書や成果物の見本等の提出依頼は、少なくとも提出期限から1か月以上の余裕を持った時期に行うことが望ましい。	117

【意見】

	概要	頁
28	事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、事業報告書については、事業計画書の内容に従い事業が実施されたか否かを十分に確認し、数値目標を設	120

	定した項目について大幅に数値目標を下回るような場合には、その理由を確認し実施報告書に記載させるなどの指導等を行うことが望ましい。	
--	--	--

【意見】

	概 要	頁
29	補助金の交付を申請する補助対象者が、補助対象経費の支出を裏付ける証憑書類を提出し、その証憑書類中で補助対象経費と補助対象外の経費が混同されている場合には、別途補助対象経費と補助対象外経費の混同を明らかにする計算書や理由書を添付させる等指導することが望ましい。	124

ウ 漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化

【指摘事項】

	概 要	頁
⑩	現地調査を実施していない場合には、補助金チェックリストの現地調査実施欄にチェックをしてはならず、現地調査実施済のチェックは控えるべきであるし、現地調査を実施しなかった場合には、補助金チェックリストの現地調査の欄に、現地調査を実施しなかったこと及びその理由を簡潔に記載すべきである。	129

【意見】

	概 要	頁
30	1者応札が複数年続くような場合には、公示日から入札日までより長い期間を設ける、事業者に対して個別に周知・呼びかけを行っていくなど、入札参加事業者を増やすための取組みについて検討していくことが望ましい。	127

【意見】

	概 要	頁
31	広報活動・周知活動にも力を入れていくなど、定着支援事業の申請数を増やすための取組みについては、今後も引き続き検討していくことが望ましい。	130

【意見】

	概 要	頁
32	冊子の印刷代に相当額が計上されている場合には、印刷した部数、冊子の配布先、配布済みの部数、在庫部数などについて、報告を受けることが望ましい。	131

【意見】

	概 要	頁
33	後援団体に送付する後援承諾書のひな型には、後援の宛先欄を設けることが望ましい。	131

(6) 医療・介護・福祉人材の育成・確保

ア 医療人材の育成・確保

【指摘事項】

	概 要	頁
⑪	県は、申請者が提出した医学修学資金貸与申請書の家族の収入欄の記載が漏れている場合には、申請者に記載を指示すべきである。	139

【意見】

	概 要	頁
34	貸与対象者の審査においては、県内の所定の施設で看護職員として勤務する意欲の程度をより重視し、学業成績については、概ね上位2分の1以上という基準に必ずしもとらわれず、より柔軟な基準を用いることを検討することが望ましい。	148

【意見】

	概 要	頁
35	補助対象施設の要件等に関し、関連する議論や事情の変化を踏まえて適宜見直しを実施することが望ましい。	151

(7) 外国人材の活用による産業、地域の活性化

ア 外国人材の地域における活躍

【意見】

	概 要	頁
36	引き続きバングラデシュ人材及び他の外国人材に対する県内企業のニーズの掘り起こしのための施策の充実を検討することが望ましい。	157

【意見】

	概 要	頁
37	採用後のフォローアップがあることを県内企業に積極的に周知して不安感を解消し、県内企業による外国人材の採用の増加につなげていくことが望ましい。	159

【意見】

	概 要	頁
38	受託事業者には、委託契約の目的の達成に向けた業務を十分に実施させるべきである。十分な業務遂行が見込めない場合には、今後本業務委託を随意契約によって行うことも見直すことが望ましい。	159

【意見】

	概 要	頁
39	アドバイザーとしての説明内容に疑義が生じることがないように報告書の記	160

	載内容は正確性を期すことが望ましい。	
--	--------------------	--

【意見】

	概 要	頁
40	アドバイザーとしての説明内容に疑義が生じることがないように報告書の記載内容は正確性を期すことが望ましい。	160

【意見】

	概 要	頁
41	成果目標の達成状況の把握のために実施しているアンケートについては、高い回収率を目指すことが望ましい。	161

【意見】

	概 要	頁
42	本業務委託の受託事業者が他の都道府県等から本業務委託と同種の業務委託を受けていないか（そのことにより本業務委託の効果が阻害されることはないかどうか）については、今後も継続的に確認することが望ましい。	162

【意見】

	概 要	頁
43	本事業の必要性を検討することが望ましい。	165

【意見】

	概 要	頁
44	長崎県が本事業によって住みやすい環境づくりがされていることを内外の外国人に対して適切に周知する方法を引き続き検討することが望ましい。	166

【意見】

	概 要	頁
45	本業務委託の必要性を検討することが望ましい。	167

(8) いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現

ア 高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進

【意見】

	概 要	頁
46	令和3年10月15日付会計課長通知に従って前金払の必要性、時期、金額の妥当性を検討した書面を作成した場合には、同通知に従って作成した書面であることが直ちに判断できるような記載を付記しておくことが望ましい。	171

【意見】

	概 要	頁
47	本委託業務にはアンケート調査結果の「分析」までが含まれているため、セ	172

	ミナー終了後のアンケート結果を踏まえた協議等を行った場合には、そこで出た意見等は記録化して一件記録に綴っておくことが望ましい。	
--	---	--

【意見】

	概 要	頁
48	事業費精算書その他収支精算書に給与額などの金額が記載されている場合には、県としては、受託事業者に対し、計算根拠を明記するよう求めるのが望ましい。	172

【意見】

	概 要	頁
49	随意契約検討シートの「他県における契約事例と契約方法」の欄には、「同様な契約事例」の捉え方を明記した上で、調査の範囲・結果を簡潔に記載しておくことが望ましい。	172

【意見】

	概 要	頁
50	ホームページの保守管理費など、事業実施計画書の明細で計上している金額だけではその根拠が明らかでない場合には、補助事業者に対して、ホームページの保守管理費の総額、総額に占める割合とその根拠を説明させるべきである。	174

【意見】

	概 要	頁
51	補助対象経費として事務局職員の給与などの金額を計上する場合には、県としては、補助事業者に対し、計算根拠を明記するよう求めるのが望ましい。	174

【意見】

	概 要	頁
52	団体の長がイベント等に出席した際の報酬額に関する補助金を審査するにあたっては、県における各種委員の報酬額等を参考にするなど、県全体で統一しておくことが望ましい。	174

【意見】

	概 要	頁
53	「バス代」と「往路交通費」といった区別が困難な記載がある場合には、県は、補助事業者に対し、その区別ができる程度の補足記載を求めるのが望ましい。	175

【意見】

	概 要	頁
54	県においては、クラブ内での「知見等の還元」については、より実効的にな	176

	されるよう、今後も事業者と協議をするなどして検討していくことが望ましい。	
--	--------------------------------------	--

イ 健康長寿対策の推進

【指摘事項】

	概 要	頁
⑫	継続的な委託事業の場合、県は、仕様書に目標値の設定をすべきである。	184

【指摘事項】

	概 要	頁
⑬	仕様書には、委託内容を具体的に記載すべきである。	184

【指摘事項】

	概 要	頁
⑭	県は、委託契約書作成の際、委託料算定の根拠となる委託内容を漏らさず記載すべきである。	186

【指摘事項】

	概 要	頁
⑮	県は、記録に綴られる報告書記載の数値について、誤りに気付いているのであれば、記録上、修正すべきである。	192

【意見】

	概 要	頁
55	市町からの申請に基づいて負担金を交付する事業において、県にて、特定の市町が、明らかに過大な申請をしていると認められる場合には、県の方から、市町に対し、申請された数の見直し依頼する等、実績との乖離が過大にならないよう努力することが望ましい。	188

【意見】

	概 要	頁
56	委託料について、当初の算定と確定額とが大きく乖離した場合には、次年度の算定に備えて、具体的な原因分析をすることが望ましい。	190

【意見】

	概 要	頁
57	県は、議事録をデータで保管する場合には、少なくとも、議事録の有無、媒体形式（データの場合は保管場所）については、記録に記載しておくことが望ましい。	192

(9) ながさき暮らしUIターン対策の推進／関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大

ア さらなるU I ターン促進のための相談・支援体制の充実／効果的な情報発信／地域の維持・活性化及び産業人材確保に向けた人材誘致の促進／ながさきとの関わりづくりと地域課題解決等の仕組みづくり

【指摘事項】

	概 要	頁
⑩	入札関係書類の提出期限の徒過については、入札の公正を確保するため、これが書類の差替えによって生じたものであったとしても、認めるのは控えるべきである。	203

【意見】

	概 要	頁
58	委託業務が仕様書どおりに履行されているかどうかを確認することができる業務完了報告書の提出を求めることが望ましい。	209

【意見】

	概 要	頁
59	「長崎の変」公式Xの「Xプレミアム」への加入及び「C a n v a」の「C a n v a P r o」へのアップグレードの期間については、県において仕様書上指定することを検討することが望ましい。	209

【意見】

	概 要	頁
60	公募型プロポーザル方式による随意契約による場合には、点数表は、印刷前のエクセルデータの段階から、数式等に誤りがないかをダブルチェックするなどして確認し、万一にも点数集計に誤りが生じることのないよう細心の注意を払うことが望ましい。	211

第2 長崎県における人口減少問題に対する取組みについて

1 はじめに

我が国では、長年にわたり増加してきた人口が2008年に初めて減少し、人口減少社会に突入したことから、国は平成26年12月、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という）を策定し、その対策を進めてきた。しかし、国の総合戦略の期間である平成27年度から平成30年度までの4年間においては、東京圏への一極集中が依然として続いており、地方における生産年齢人口の減少は著しく、その減少を女性や高齢者の社会進出が補っている状況にある。

一方、本県では、国全体より約50年早く人口減少が始まったことから、平成22年に「長崎県総合計画(2011～2015)」を策定し、全国に先駆けて様々な対策を進めるとともに、平成27年10月に「長崎県長期人口ビジョン」で示した目指すべき将来の方向を踏まえて、県民をはじめ県内の様々な関係者の皆様と人口減少に対する危機意識や、本県が人口減少問題を克服し、共に取り組むための指針として「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」という）を策定し、平成31年度までの5ヵ年における人口減少対策を進めてきた。

2 第1期総合戦略の検証

(1) 第1期総合戦略の取組と実績

第1期総合戦略では、人口減少対策として、転出超過数の改善や企業誘致、県内製造業への支援、交流人口の拡大等による雇用の創出、大学・高校の新卒者の県内就職率の向上、県内移住者の増、合計特殊出生率の上昇等を基本目標として設定し、様々な施策を講じてきた。

本県では、平成27年に第1期総合戦略を策定して以降これまで、企業誘致や県内製造業への支援等による雇用創出数や県内への移住者数が目標を上回って推移するとともに、合計特殊出生率には一定上昇が見られるなど、一部においては施策の効果が見られる。

第1期総合戦略における基本目標の進捗状況

① しごとを創り、育てる		H27	H28	H29	H30	R1
●転出超過数を3割程度改善させる (H22-H26:▲25～26千人、 5年平均▲5,194人)	目標値 (累計)	6%程度改善 (1,700人改善)	12%程度改善 (3,400人改善)	18%程度改善 (5,100人改善)	24%程度改善 (6,800人改善)	3割程度改善 (8,500人改善)
	実績値 (累計)	11.9%改善 (3,098人改善)	11.6%改善 (3,026人改善)	1.7%改善 (465人改善)	3%悪化 (801人悪化)	5.2%悪化 (1,369人悪化)
●企業誘致、県内製造業への支援、 交流人口の拡大等により約4,000 人の雇用を創出	目標値	約700人	約700人 (累計1,400人)	約700人 (累計2,100人)	約900人 (累計3,000人)	約1,000人 (累計4,000人)
	実績値	721人	1,148人 (累計1,869人)	581人※ (累計2,450人)	1,120人 (累計3,570人)	1,364人 (累計4,934人)

② ひとを創り、活かす		H27	H28	H29	H30	R1
●大学新卒者県内就職率：55% (H26年:44.9%)	目標値	47%	49%	51%	53%	55%
	実績値	43.1%	43.2%	42.7%	41.0%	37.8%
●高校新卒者県内就職率：65% (H26年:57.7%)	目標値	62%	62%	63%	64%	65%
	実績値	60.2%	63.0%	61.9%	61.1%	65.6%
●県内移住者（単年度）を660人に 増やす (H26年:140人)	目標値	150人	250人	400人	530人	660人
	実績値	213人	454人	782人	1,121人	1,479人

③ まちを創り、支えあう		H27	H28	H29	H30	R1
●合計特殊出生率を1.8まで 引き上 げる (H26年:1.66)	目標値	1.66	1.66	1.69	1.72	1.8
	実績値	1.67	1.71	1.70	1.68	1.66
●各地域において県と地域が連携し実 施する地域づくりのプロジェクトを推進 する	目標値	※具体的な数値目標は設定していないが、各地域でプロジェクトを推進中				
	実績値	・県北地域（肥前築業圏）・スポーツによる地域活性化等				

雇用創出では、企業誘致、製造業への支援による雇用創出（計画）数は5年間で4,934人と順調に推移している。また、平成12年以降、誘致した企業の従業員数は、平成26年から約5,000人増加している。加えて、有人国境離島法による雇用機会拡充事業では、平成29年度、平成30年度の2年間で661人分の雇用が創出されており、離島地域の転出超過数は改善傾向にある。また、移住促進では、ながさき移住サポートセンターの設置をはじめ、県と市町が連携・協働して取り組むことにより、Iターンに加えUターンも増加傾向にあり、目標を大幅に上回って推移し、5年間で2,570人の方が本県へ移住し、離島地域の人口の転出超過の改善に一定の効果を発揮している。

一方で、こうした施策の効果が現れているにもかかわらず、高校生・大学生の県内就職率の低迷に加え、世界的な海運市況低迷に伴う県内造船の受注量減少等の影響を受け、長崎市において本県の基幹産業である造船関連の従業員数が、平成28年から平成30年にかけて約1,300人減少し、一定家族も含めて転出があるものと推測され、マイナス要因と考えられる。

このように、第1期総合戦略の5年間において、雇用創出や移住促進については効果が上がっている一方、高校生の県内就職率は若干改善したものの、大学生の県内就職率は悪化するなど、若者の県内就職促進は進んでいない。加えて基幹産業の低迷等による従業員数の減少や女性の転出超過拡大なども重なって、全体としての人口減少に改善の兆しが見られない厳しい状況が続いている。

(2) 社会減対策への取組状況

第1期総合戦略においては、雇用の場の創出は一定図られたものの、人口減少の抑制に目に見える形では結びついていない。こうした状況や医療、介護、保育、建設などの分野で人手不足であることを踏まえ、企業誘致等による魅力ある雇用の場の創出や産業振興など「しごと」の政策と、新卒者の県内就職対策や移住対策など「ひと」の政策の連携の強化が必要となっている。

さらに、基幹産業の低迷を踏まえ、造船業に次ぐ新たな成長分野の新産業の創出・育成、地場企業の成長促進にも力を入れる必要がある。

高校生や大学生の県内就職率の向上については、県内企業の情報発信や新卒者等とのマッチングの強化などに取り組んできた中、高校生の県内就職率については若干改善が見られたものの、大学生の県内就職率は低下傾向が続いている。

県内就職率は、幅広で業種に偏りなく求人が出されること（雇用の量・種類）や、給与や賞与、年間休日数など雇用の質が上がることで高まるが、本県では、業種によっては県内に求人が少なく県外に多く就職しているケースが見られるほか、給与等雇用条件で都市部に比べ低い水準となっており、若者に魅力ある雇用の場の創出や雇用条件の改善が課題となっている。

また、県内企業の認知度や本県における暮らしやすさへの理解が、未だ不足しているとの意見もあり、引き続き情報発信の充実・強化に取り組むとともに、本人、保護者、学校、企業等の地元意識の醸成を図った上で、ふるさと教育やキャリア教育等をさらに進める必要がある。

移住者数については、前述のとおりUターンを中心に順調に推移しているが、大学進学を機に県外に多く転出している状況を踏まえ、Uターン対策をさらに強化するとともに、これまで県内に比べて取組が弱かった首都圏や福岡県等の県外大学進学者の県内就職の促進にさらに力を入れる必要がある。

あわせて、女性の転出超過の拡大を踏まえ、女性が活躍できる職場環境の整備やライフステージに応じた就業支援など女性をターゲットとした対策を進める必要がある。

(3) 自然減対策への取組状況

自然減の抑制を図るため、結婚支援の充実や子育て環境の整備を進めてきたことにより、本県の合計特殊出生率は最低値 1.45 を示した平成 17 年以降、概ね順調に推移し、平成 30 年は 1.68 と全国第 6 位の高い水準を保っているが、平成 28 年以降は伸び悩みの傾向にある。

県が実施した合計特殊出生率の分析結果では、結婚している女性の出生割合（女性有配偶出生率）は全ての市町で伸びているのに対し、結婚している割合（女性有配偶率）は多くの市町で低下しており、そのことが伸び悩んでいる大きな要因となっている。

これまで、未婚化・晩婚化の改善に向け、県、市町、関係団体で構成する長崎県婚活サポート官民連携協議会が核となり、お見合いデータマッチングシステムをはじめ、結婚支援の充実・強化を図っているが、結婚を希望する独身者に十分浸透しているとは言いえない状況にある。

県民の希望出生率 2.08※の実現に向けては、今後さらに、市町の実情を踏まえた結婚・子育て支援策の充実や情報発信の強化に加え、新たに、従来不足していた「職縁」の視点を取り入れた婚活支援策の実施や県民、企業・団体、地域を巻き込んだ全県的な結婚・子育てへの応援機運の醸成などが必要である。

※県が 2025 年 1 月に実施した調査では 1.84 となっている

3 第 2 期総合戦略策定の考え方

第 1 期総合戦略においては、目標とする人口減少の抑制に明確な成果を得るまでに至らなかったが、若年層の県内定着対策、移住対策、結婚・子育て支援対策の拡充・強化など、人口減少の抑制に直接働きかけるための新たな取組を、分野横断的、総合的に推進する契機となった。

一方で、第 1 期総合戦略の検証を通して

- ア 企業誘致や県内製造業等への支援等による雇用創出が図られたものの、それが人口減少の改善に結びついていない
 - イ 大学等の新規学卒者の県内就職率に目立った改善が見られず、目標を達成できていない
 - ウ 若年層の県内就職の促進、県内企業の人材確保や採用力強化の取組、社会全体で結婚・子育てを支援する環境づくりなどの面で、民間や県民を含めた意識共有が不足している
 - エ 近年、特に女性の転出超過が拡大傾向にある
 - オ 合計特殊出生率は全国と比較して高い水準にあるが、伸び悩みの状況にある
- といった課題が明らかになった。

こうした点を踏まえ、第 2 期総合戦略においては、

- ・第 1 期総合戦略で一定の成果が得られた分野においては、現在の取組を継続し、より高い効果が得られるよう施策の充実・深化や、量的な確保に努める
- ・十分な成果が得られていない分野においては、その要因についてさらに分析を深め、足らざる取組の追加・拡充に努めることを基本としながら、
 - ①雇用創出効果を人口減少の抑制につなげるため、「しごと」と「ひと」のマッチングの促進や県内企業の採用力の強化に努める
 - ②進学等で県外に転出された方に対する U ターン対策の一層の充実・強化を図る
 - ③若者の受け皿となる魅力的な働く場の創出や交流人口の拡大を図る
 - ④ふるさとで活躍することの重要性について理解を得るための施策を強化する
 - ⑤女性の県内定着促進や、子どもを産み育てやすい環境を整備する取組の充実・強化を図る

を見直しの方向性とする。

また、今後も人口減少が一定避けられない状況や少子高齢化の進展により、今後 10～20 年後に訪れる社会経済環境の変化（2040 年問題）等を踏まえ、人口減少に対応しながら地域経済や地域社会の活力、各種インフラ等を維持していくための対策にも、バックキャストの考え方により、積極的に取り組むものとする。

加えて、今後急速な進展が期待される Society5.0 の実現に向けて新技術を積極的に取り込み、本県産業の振興や人口減少下における地域課題の解決に活用する取組や、SDGs の考

え方、幅広い分野での関係人口の有効活用など、新たな視点も積極的に取り入れていく。

4 施策体系

以上のような第1期総合戦略の実績や検証を踏まえ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と、施策体系のステップアップを図る。

第1期総合戦略の実績や課題の検証を通して、「ひと」の県内定着や移住対策の強化、合計特殊出生率の上昇などになお一層重点的に取り組み、人口減少の抑制につながる産業の振興対策に力を入れる観点から、「ひと」、「しごと」、「まち」の流れで施策体系を構築する。このような考え方の下、第2期総合戦略では以下のような施策体系のもとで、各施策をより効果が得られるよう相互連携により推進する。

1 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く（人材を育て、未来を切り拓く）

1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る

1-2 移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する

1-3 長崎県の未来を担うこども、郷土を愛する人を育てる

2 力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す（産業を育て、しごとを生み出す）

2-1 新しい時代に対応した力強い産業を育てる

2-2 交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む

2-3 環境変化に対応し、一次産業を活性化する

3 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る（希望のあるまちを創り、明日へつなぐ）

3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る

3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る

令和7年度の本監査では、社会減対策を監査の対象とするため、上記1-1、1-2が監査の対象となる。

5 計画期間

第2期総合戦略の計画期間は、県の次期総合計画との整合性を確保するため、令和2年度から令和7年度までの6年間とされている。

ただし、今後、この戦略を踏まえる各年度の予算編成の状況や、戦略の実施結果の検証、戦略策定後に新たに策定される各分野の計画などを勘案し、総合戦略の見直しが必要となる場合は、随時改訂を行うとされている。

令和7年度の本監査では、令和6年度実施の事業を監査の対象としているため、未だ第2期総合戦略の計画期間内での監査となる。

6 基本目標

国の第1期総合戦略においては、まず「しごと」を起点とし、地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「まち」が活性化することを基本戦略としてきた。現在の課題の解決に当たっては、好循環を確立する取組が求められることから、地域資源を活かした「しごと」による地方の「平均所得の向上」、「しごと」起点と合わせて、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行うことが重要、としている。

このため、国が掲げる「まち」「ひと」「しごと」の好循環という基本的な考え方を踏まえつつ、既に「人口ビジョン」で示している対策の方向性や、前述した「第2期総合戦略策定の考え方」に基づき、次の3つの基本目標を設定する。

【基本目標1】 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く

【具体的目標】

- ・ 6年間の転出超過数を33%程度改善させる
 - 県内高校生の県内就職率を68%に引き上げる
 - 県内大学生の県内就職率を50%に引き上げる
 - 県内移住者（単年度）3,200人に引き上げる
 - 福岡県及び首都圏の大学等に進学した長崎県出身者のUターン就職者数を340人に引き上げる
 - 県内外国人労働者数（技能実習、特定技能）を5,012人に引き上げる
- ・ 6年後の合計特殊出生率を1.93まで引き上げる

【基本目標2】 力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す

【具体的目標】

- ・ 6年間における誘致企業及び県支援を受けた地場企業の雇用計画数を3,600人とする（累計）
- ・ 6年後の観光消費額（総額）を4,137億円に引き上げる

【基本目標3】 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る

【具体的目標】

- ・ 6年後の持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数を220に引き上げる
- ・ 各地域において地域の特色を活かし、広域連携や九州各県等と連携した地域づくりを推進する

7 具体的な施策展開

第2期総合戦略に掲げられた具体的な施策展開は、次のとおりである。

【施策体系1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る】

1-1-(1) 将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進

人口減少対策については、これまでも様々な取組を行ってきたところであるが、県民全体として幅広く危機意識が共有されている状況までには至っていないことから、一般県民、生

徒・学生、保護者、企業等について、意識醸成が図られるよう県内就職キャンペーンを実施する。

また、高校を卒業する生徒の約半数は進学・就職で県外に流出していることから、これまでも、高校生や保護者に対して、県内企業の魅力と情報を伝えるキャリアサポートスタッフや県内就職推進員による支援、長崎県の暮らしやすさや県内企業の魅力発信、合同企業面談会等に取り組んできたところであるが、例年高校卒業者の約3割が就職している中、県内就職率は約7割となっている。また、進学者の半数以上が県外へ進学している。

このため、今後は、地域の枠組みを越えた企業説明会の実施や大学進学者が多い高校における県内企業説明会の開催などの新たな取組も行いながら、県内就職を促進していく。

さらに、雇用環境の向上も重要であることから、キャリアパスの導入や賃金・休日等の処遇改善の働きかけ、誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（略称：Nぴか）の取得等についても促進していく。

1-1-(1)-①県民の県内就職への意識醸成

一般県民、生徒・学生、保護者、企業など、県民全体の県内就職促進への意識醸成が図られるよう、キャンペーンを実施する。キャンペーン期間中、合同企業面談会、学生と企業の交流会、高校での講演などを集中的に実施する。

1-1-(1)-②高校生の県内就職の促進・支援

キャリアサポートスタッフ等による生徒や保護者に対するきめ細かな対応や、県内就職の魅力の発信等を一層充実するとともに、進学校を含む県内各高校を対象とした企業説明会の開催など、生徒と企業が直接接する機会をさらに確保する。

1-1-(1)-③雇用環境の向上

県内企業における働きやすい良質な雇用環境の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスなど職場環境の改善を推進するため、県内企業における採用力向上、情報発信、処遇改善、担い手確保の取組の推進及び優良企業認証制度のさらなる拡大等に取り組む。

1-1-(2) 大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進

大学生の県内就職促進については、これまで、大学の取組と連携しながら、合同企業面談会や学生と企業の交流会、県内就職応援サイト「Nなび」、就活情報誌「NR」などによる県内企業の魅力発信等に努めるとともに、奨学金の返還支援制度も活用しながら大学生の県内就職を推進してきた。しかしながら、例年約3,000人の県内大学生が就職する中、県内就職率は40%程度にとどまっており、本県の地域や産業を牽引する人材の確保が課題となっている。

このため、令和元年度に体制を強化した大学生の就職支援員であるキャリアコーディネーターによる個別相談等の充実、就職活動の早期化を踏まえた1年生から2年生に対する就職支援やインターンシップ等の促進を図るとともに、COC+事業で構築してきた県内大学の取組についても充実・強化を図っていく。

また、県外大学進学者に対するUターン就職支援についても、福岡市に設置した「ながさきUIターン就職支援センター」を拠点として、これまで以上に取組を強化する。

1-1-(2)-①県内大学生の県内就職の促進・支援

キャリアコーディネーターによる学生との個別相談や、学生の意向に応じたきめ細かな県内企業とのマッチングを行うとともに、令和元年度で終了するCOC+事業についても、県内就職促進に向け、県と県内大学等と協力関係を継続する仕組みを新たに設ける。また、就職活動前の早い段階から県内就職に対する意識付けを行うため、大学1、2年生を対象とした就職セミナーや講演を実施するほか、大学生の県内企業に対する理解を深めるため、県内企業でのインターンシップの活性化を進める。

1-1-(2)-②県外大学生のUターン就職の促進・支援

福岡地区、首都圏担当のキャリアコーディネーターにおいて、県外大学における就職相談や就職セミナー等を実施する。特に、福岡地区については、福岡市に設置した「ながさきUIターン就職支援センター」を拠点として、福岡県内の大学への働きかけを強化し、学生との個別相談の機会の拡大等に努めるとともに、移住相談へも対応するなどUターン就職の促進を図る。

また、長崎県のふるさと情報や、長崎で働き、暮らす若者の姿をSNS等を活用しながら積極的に発信することで、長崎とのつながりを維持していく。

1-1-(2)-③魅力ある・選ばれる県立大学づくり

県立大学では、大学が持つ強みの強化や教育環境の整備・充実等により、魅力ある、選ばれる大学を目指す。また、産業界が求める人材を育成するとともに、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進する。

1-1-(3)男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくり

人口減少に伴う労働力不足が懸念されている中で、本県では特に女性の県外転出が拡大しており、女性の県内定着を促進する取組が求められている。そうした状況の中で、さらなる女性の活躍推進に取り組むとともに、男女が共に、仕事と子育て、介護等が両立しやすく、職場・家庭・地域の中で活躍できる取組を推進し、「男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくり」の実現を目指す。

1-1-(3)-①あらゆる分野における男女共同参画の推進

女性の活躍推進には、職場のみならず家庭、地域等あらゆる分野における男女共同参画を推進し、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会の実現が求められるため、家庭生活においても各人がその一員としての役割を果たしつつ、仕事や地域活動等を行うことができるような意識の醸成を図る。

1-1-(3)-②女性が活躍できる場の拡大と男女がともに働きやすい環境づくり

事業所における女性管理職の登用率は上昇傾向にあるものの、いまだ管理職に占める女性の割合は低いため、引き続き管理職登用に向けた女性の人材育成に取り組むとともに

に、企業経営者等に対する意識の醸成や環境改善など様々な分野において男女がともに働きやすい環境づくりを推進する。

1-1-(3)-③女性のライフステージに応じたキャリア形成支援

働きたいと願う女性のうち、「働きたいが、働くことに不安がある女性」が抱える不安を解消するために、女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において各々が抱える悩みに対する相談対応等に取り組み、働きたいと願う女性のキャリア形成を支援する。

1-1-(4) キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保

全国的に人材不足の状況が続く中、県内企業においても企業を支える高度人材や、技術者、技能者など様々な職種の人材確保が課題となっている。これまで、産学官が連携して企業が求める人材育成策を検討・実施するとともに、高校生、大学生の県内就職支援に取り組んできたものの、依然として県外への人材の流出が続いている。

このため、ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材を育成することで若者のキャリア教育を推進するとともに、高等技術専門校での県内企業が求める人材育成や、就職後の企業内研修などの人材育成を図る。また、県外からの人材も積極的に受け入れ、特に、高度人材や技能者については、マッチングや外国人材の受入れにより産業人材の確保を図る。

1-1-(4)-①企業を支える人材育成

全国的に人材不足の状況が続く中、県内企業においても企業を支える高度人材や、技術者、技能者など様々な職種の人材確保が課題となっている。これまで、産学官が連携して企業が求める人材育成策を検討・実施するとともに、高校生、大学生の県内就職支援に取り組んできたものの、依然として県外への人材の流出が続いている。

このため、ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材を育成することで若者のキャリア教育を推進するとともに、高等技術専門校での県内企業が求める人材育成や、就職後の企業内研修などの人材育成を図る。また、県外からの人材も積極的に受け入れ、特に、高度人材や技能者については、マッチングや外国人材の受入れにより産業人材の確保を図る。

1-1-(4)-②多様な人材確保

県内企業では人材不足が深刻化しているが、企業側や雇用者側のニーズを的確にマッチングするには、多様な人材の確保が求められる。女性や高齢者等の活躍を促進するほか、広く外国人材の受入を図るとともに、友好交流等の関わりがある相手国・地域と連携して受け入れる。また、IT人材や商品開発・販路拡大などの高度人材については、県内大学生や留学生、県外のプロフェッショナル人材等の確保を促進する。

1-1-(4)-③キャリア教育の推進

子どもたちが将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人と

して自立していくためには、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むとともに、地域社会や産業界と連携した、より実践的な学習を通して、職業観や勤労観を身に付けさせ、将来の郷土を担う人材を育成する必要がある。

そのため、主体的な職業選択や高い職業意識の育成、および地域の特色を生かした産業教育の充実を図ることを目的に、インターンシップ活動等の体験的な学習活動や生徒・保護者向けの企業説明会・企業見学会を実施し、県内企業に対する理解促進を図り、就職時のミスマッチや就職後の離職を防止し、県内定着を支援する。また、大学等の進学者が多い普通科高校におけるキャリア教育を充実させ、大学等卒業時の就職先として県内企業を意識させる。

1-1-(5) 地域に密着した産業の担い手の確保・育成

高齢化により農業就業人口等が減少する中、農林業を支える産業の担い手を確保・育成するため、新規就農相談センターや受入団体等登録制度の創設など、受入態勢を整備し、平成27年から30年度の間で、新規自営就農者は845名、新規雇用就業者は1,050名の実績となった。

しかしながら、新規自営就農者は一定確保できたものの、農業の担い手となる認定農業者は依然として減少していることから、農家出身のUターンや新規学卒者、Iターン者など、就農ルートごとの取組を強化し、新規自営就農者を増やす必要がある。また、新規雇用就業者数についても、農業所得1,000万円以上の経営体や農業法人の増加に伴い、更なる確保が必要である。

今後は、これまでの取組に加え、U・Iターンの就農・就業増大を図るため、新規就農相談センターの情報発信の強化、認定農業者の世代別・後継者状況別の経営改善支援及び新規就農者のルート別確保対策の強化、産地の受入態勢の充実、雇用型経営体への移行や就業環境改善に向けた経営力強化、労力確保に向けた外国人材の活用等により産業の担い手の確保・育成の取組を推進する。

水産業においては、漁業就業者の減少と高齢化が進行しているため、中高年層を含む幅広い年代の就業者確保対策と離職防止対策の強化とともに、雇用型漁業の育成による雇用促進を図ってきた。市町、漁協等の関係機関と連携を図りつつ、漁業の魅力発信や新規就業者への研修充実、地域の重要な雇用の場となる雇用型漁業の育成を進めてきたが、今後、多岐にわたる媒体を活用した情報発信や、就業希望者と受入地域とのマッチングから技術習得、就業、定着・安定に至るまで、切れ目のない支援体制を強化する必要がある。今後は、YouTubeやSNS等を活用して漁業の魅力や就業情報を県内外へ広く発信するとともに、地元漁業への就業促進による県外転出の防止やUターンの促進、移住者の地元定着と就業後の漁業経営の早期安定に向けた取組を推進する。

1-1-(5)-①新規就農・就業者の増大

U・Iターン者に対する情報発信、就農相談、技術研修などワンストップの受入就農支援

態勢の強化や産地における受入態勢の充実等により新規自営就農者を確保するとともに、雇用型経営体の経営改善並びに就業環境の改善マッチング支援などにより雇用就業者を確保する。また、地域農業を支える農業後継者や雇用就業者を育成するため、農業大学校における技術・経営管理等の実践研修の充実を図る。林業においては、高校生等の就業体験による理解醸成や、林業就業者の確保に向けた就業環境改善の取組を支援する。

1-1-(5)-②個別経営体の経営力強化

雇用型経営等への移行を図るため、就業環境改善や労務管理など経営力向上に必要な専門家の派遣、法人化研修、個別支援・フォローアップ活動を実施するとともに、経営規模拡大等に必要な労力確保のため外国人材等の活用や農福連携等の取組を推進する。

また、企業等の農業参入のための相談対応、サポート等の受入態勢の整備実施や青年農業者のプロジェクト活動、女性農業者の経営参画、起業に向けた研修などを実施する。林業事業体に対しては、産地計画に基づく技術研修等の経営改善の取組を支援する。

1-1-(5)-③漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化

漁業を職業選択の一つとして広く認知してもらうとともに、就業の機会を増やし、新規漁業就業者を確保することを目的に、YouTube や SNS を活用して漁業の魅力や就業情報を積極的に発信しながら、学習会の開催や漁業体験の実施などにより、漁業への理解を深めていく。

また、市町や系統団体、地域の受入組織と協力しながら、新規就業者を円滑に受け入れ定着を図る組織体制を強化する。

1-1-(6) 医療・介護・福祉人材の育成・確保

人口構造の変化により、今後、医療や介護を必要とする人が増加すると見込まれており、急性期から回復期、慢性期までの一体的で効率的な医療と介護の提供体制を構築し、切れ目のないサービスを行う必要がある。医療及び介護の提供体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保していくことが不可欠であることから、これまで、人材の育成、就業の促進、勤務環境の改善等の取組を進めてきた。

医師については、県内における地域偏在の是正のため、関係医療機関と一体となって、キャリアやライフステージに応じた確保策に取り組み、県内での定着等に努めてきた。看護職員については、県内就業の促進に努める一方、仕事と家庭の両立支援等の離職防止を通して看護職員の確保に取り組んできたが、医師は依然として都市部への偏在がみられ、離島・へき地における人材確保が課題となっている。介護分野では、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの取組のもと、国、市町、関係機関・団体、事業者等と連携し介護人材の確保・育成に取り組んできたが、今後、生産年齢人口が減少する中、2040年に向けて、介護需要のさらなる増加が見込まれており、介護現場で働く魅力を高め、多様な人材を確保する必要がある。

そのため、医師については、大学医学部地域枠により入学した医学生に対してキャリア形

成支援に努め、離島・へき地に勤務する医師を確保する。看護職員については、「養成」「就業促進」「離職防止」「資質向上」の観点から取組を推進し、人材確保と県内定着を図るとともに、介護分野については、介護未経験者や若い世代に対する基礎講座や職場体験を通じた魅力発信をはじめ、介護職員の処遇改善につながるよう、テクノロジー導入による生産性向上や専門家派遣等を通じた賃上げ支援などを行い、人材確保に取り組む。

1-1-(6)-①医療人材の育成・確保

地域で安心して医療・介護を受けられる環境を作り上げるため、医療分野において、医師確保計画の実施による医師偏在の是正や、看護職員の県内定着に取り組み、介護分野については、若い世代に対する普及啓発や介護職員の処遇改善による人材の確保等に努め、既に超高齢化社会を迎えた離島地域をモデルとした長寿施策の将来ビジョンの提示を行う。

1-1-(7) 外国人材の活用による産業、地域の活性化

人口減少等による人手不足が深刻化するなか、本県の各産業においても、その担い手として外国人材の活用が求められている。特に、平成31年4月から施行された新たな在留資格「特定技能」は、全国的に深刻化する人手不足に対応するため、国内で人材確保が困難な産業分野において、即戦力となる外国人を受け入れていくために創設されたところである。この特定技能においては、就労目的の制度で転職も認められていることなどから、外国人材が賃金水準の高い大都市圏へ集中し、地方への受入れが難しくなることが懸念されており、このことは、特定技能に限らずそれ以外の在留資格による外国人労働者においても、同様のことが想定される。

今後、将来に渡って安定した本県への外国人材確保が重要であることから、受入促進のためのセミナー等の開催や人材を送り出す相手国・地域から優秀な人材を送り出してもらうための仕組み構築、県内における外国人材が安全・安心して就労・生活できる良好な受入環境を整備することで、県内産業・地域の活性化を図る。

1-1-(7)-①外国人材の地域における活躍

受入促進セミナー等により広く外国人材の受入を図るとともに、技能実習、特定技能などの在留資格による優秀な外国人材を、友好交流等の関わりがある相手国・地域と連携して受け入れる。

1-1-(8) いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現

本県は全国より早く高齢化が進んでおり、また、高血圧や糖尿病など生活習慣が起因となる疾病も多く、心臓・脳血管疾患などの死亡率も高い。今後、生産年齢人口が減少していく中、地域の活力を維持していくためにも健康寿命の延伸と元気な高齢者の活躍が必要である。

そこで、生活習慣病の発症に関与している食生活と運動習慣の改善により個人の健康づ

くりを推進するとともに、高齢者に元気で生きがいを持って暮らしていただくため、高齢者の就業や社会参加の促進に努めてきた。ヘルシーメニューを提供する飲食店の認定制度の創設や県民体操の普及拡大などに取り組む一方、高齢者の就業・社会参加機会の増大を図るため、意欲のある高齢者を登録し、情報提供や必要とする団体等とのマッチングなどを行った。

県民の健康寿命を延伸させ、生涯を通じて活躍できる社会を実現するには、これまでの施策をさらに深化、充実させていく必要があることから、個人の健康づくりを推進するための企業・団体と連携した環境整備や、高齢者を社会参加につなげる全県的な仕組みづくりなどに取り組む。

1-1-(8)-①高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進

平均寿命が大幅に伸び、元気な高齢者が増えているなか、高齢者の社会参加・生きがい対策の視点からの取組を重層的に進めることで、高齢者に様々な形での活躍の場を提供し、地域の活力を維持していく。

1-1-(8)-②健康長寿対策の推進

県民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人ひとりの健康づくりの取組が欠かせないことから、働き盛り世代を中心に自然と健康になれる、健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。

【施策体系 1-2 移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する】

1-2-(1) ながさき暮らしU I ターン対策の推進

東京一極集中や少子高齢化等が進む中、本県では全国と比べ早い速度で人口減少が進み、地域や産業の担い手不足が大きな課題となっているが、一方で、都市部の若い世代を中心に、過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の流れが高まってきている。こうした中、本県においては、首都圏等から本県への人の流れを拡大し、若者など新たな活力を地域に呼び込むため、市町と一体となり、移住者等の受入体制の充実・強化を図ってきた。

これまで、移住に関する相談・支援体制を整備するとともに、県外都市部での相談会の充実、女性・子育て世代などターゲットを絞ったプロモーションや情報発信などに努めたことにより、移住者数は、目標を上回る形で年々増加し、平成 30 年度は 1,121 名の実績となったところであり、今後も、引き続きU I ターン者の増加に向け、各種施策を展開していく。その際、Uターン者数の伸びが顕著であることも踏まえ、特にUターンの促進に向けた対策を加速させていく。加えて、今後地域間競争がますます厳しくなることも想定されることから、産業人材の確保の視点も踏まえた相談・支援体制の充実や効果的な情報発信に取り組むほか、地域力の維持・強化を図るため、地域外からの人材として地域おこし協力隊の積極的な活用を推進するとともに、県内に移住者が増え、地域社会の担い手として期待が高まる中、地域住民や民間企業・団体など地域全体で移住・定住を支えるための環境づくりを推進していく。

1-2-(1)-①さらなるU I ターンの促進に向けた相談・支援体制の充実

さらなる移住促進を目指し、U I ターン別の特性等を捉えた、より効果的で効率的な相談体制（県外含む）や就職支援機能等の整備・充実などに取り組んでいく。その際、近年伸びが顕著なUターンのさらなる促進に力を入れるほか、「仕事」に次いで相談が多い「住まい」の確保に向けた支援策を県内で展開していくとともに、移住コンシェルジュや民間団体等の参画も得ながら、地域全体で移住・定住を支えるための環境づくりを推進していく。

1-2-(1)-②U I ターン別のターゲットに応じた効果的な情報発信

U I ターン者はそれぞれ、前住所地の傾向や必要な情報等のニーズが異なることから、その特性を十分捉えながら、女性視点も含めて、有益な企業・求人情報の発信や、先輩移住者等との協働による効果的な地域情報の発信に取り組んでいく。

1-2-(1)-③産業人材確保の視点も踏まえた支援体制の充実

国全体が人口減少社会となり、人材不足が全国的な課題となる中、今後、地域間競争がますます激しくなることも想定されることから、移住促進施策と連携した県外からの産業人材の確保が極めて重要となってくる。このため、農林水産業も含む産業人材確保の視点も踏まえ、就業支援を行う関係団体との相談・支援体制等の連携強化を進めていくとともに、若者の多様な働き方にも着目しながら、移住・定住を後押しする雇用拡大や創業等への支援にも積極的に取り組んでいく。

1-2-(2) 関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大

人口減少が進む中、地域や産業の担い手不足が深刻化し、地域活力が低下していくことが懸念されている。一方、都市部の企業を中心に、多様な働き方への変化が生じており、地方におけるテレワークやワーケーションのほか、兼業・副業などを進めることにより、自己実現や地域課題の解決につなげようとする潮流が高まりつつある。

さらに、都市部、地域側双方に効果が生じることも期待して、都市部と地域との継続的な関係構築を進め、地域のファンとなることで、将来の移住に結び付ける動きも出てきている。

このため、地域課題の解決や地域活力の向上、将来の移住の裾野を拡大するため、交流人口でも定住人口でもない東京などの都市部の住民が特定の地域と継続的に多様な形で関わる、「関係人口」の創出・拡大に向けた取組を推進していく。

1-2-(2)-①都市部住民等との交流機会の創出と交流促進による関係人口の創出・拡大

東京などの都市部住民等と地域との継続的で多様な関わりを形成するため、関係人口の活動を促進し支える拠点づくりに取り組みながら、地域のファンづくりや継続的な交流機会の創出を図るとともに、都市部人材の多様な働き方に着目し、テレワークや兼業・副業などの新たな視点での「しごと」づくり等を促進していく。

第3 小括

以上のとおり、本県では、人口減少対策を進めていくことが急務であり、3つの基本目標の下で、具体的施策を進めている。

第2期総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とされているため、令和6年度の事業を監査対象とする本監査は計画終了を待たずに、その半ばで実施することとなる。また、第2期総合戦略の下で実施される全ての事業を網羅するものではなく、社会減対策に特化して実施することとなる。

したがって、本監査は、第2期総合戦略全体に照らすと、計画期間半ばでの対象を限定した監査ということになるが、外部の観点から、その事務を監査することは、県の取り組みやその見直し、県財政の健全な運営を図る上で十分に意義があると考え、緻密さに欠けることがないように心掛けて、以下のとおり、監査を実施した次第である。

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進

1 県民の県内就職への意識醸成

2 高校生の県内就職の促進・支援

(1) 事業群主管所属・課（室）名

産業労働部 未来人材課

(2) 事業群関係課（室）

なし

(3) 令和6年度事業費

53,094,000 円

(4) 計画概要

一般県民、生徒・学生、保護者、企業など、県民全体の県内就職促進への意識醸成が図られるよう、合同企業面接会や学生と企業の交流会、高校での講演などを集中的に実施します。

(5) 取組項目

県民の県内就職への意識醸成を図るため、県内就職促進キャンペーンを実施

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
高校生の県内就職促進事業費	令和7年8月19日	令和7年12月22日
【事業内容】 企業見学会やインターンシップ等を通して、高校生や保護者が県内企業を知る機会を創出。		
【実施状況】 県内高校が主体となって実施する企業見学会等やインターンシップへの支援を行い、高校生が県内企業を知る機会を創出するとともに、保護者向けに県内就職の魅力や県の支援施策を伝えることで、県内就職に対する意識を醸成した。また、工業科高校を対象とした広域の合同企業説明会を開催し、県内の製造業・建設業等の企業を広く知る機会を創出したほか、新たに保護者に向けた企業見学会も実施した。		
【個別事業】 ①高校生向け就業体験プログラム作成及び活用セミナー開催業務委託 ②高校生の広域合同企業説明会設営・運営サポート業務委託 ③高校生の広域合同企業説明会バス運行業務		

【各事業の内容について】

1 高校生の県内就職促進事業費

(1) 高校生向け就業体験プログラム作成及び活用セミナー開催業務委託

ア 委託業務概要

高校生向けの就業体験プログラムの例を作成し、また企業に対して、プログラム例の活用方法を習熟させるセミナーを開催することで、インターンシップ実施企業の就業体験の底上げや新規のインターンシップ実施企業の増加を促し生徒に対して満足度の高い有効なインターンシップの普及を図る。

契約方法	随意契約
契約金額	943,800 円
契約期間	令和6年7月26日～令和6年11月15日

イ 問題点1【委託業務の効率化についての検討が不十分である】

本事業は、随意契約によって委託事業者と契約している。その理由について、随意契約検討シートには、令和5年度に長崎インターンシップ推進協議会が実施する大学生向け「就業体験プログラム作成及び活用セミナー開催業務」を当該事業者が受託しており、高校生と大学生を採用している企業にとってはそれぞれでフォーマットが異なると使い勝手が悪くなるため統一したフォーマットを準備する必要があるため、随意契約の必要性があると説明されていた。また、令和5年度から大学生のインターンシップの取扱いが変更となり、大学生のインターンシップの重要性が高まっており、限られた予算の中で大学生向けのインターンシップ支援の優先順位が高いと判断し、令和5年度には大学生向けのインターンシップ設計プログラムを作成したものの説明があった。

確かに、限られた予算の中で優先すべき施策について進めていくことに問題はない。しかし、一方で令和5年度における長崎県事務事業評価を見ると、令和6年度と同様に、県内大学生だけでなく県内就職促進事業において高校生向けのインターンシップへの支援を行っている。県民の県内就職の意識醸成や県内就職促進は、大学生だけでなく高校生もその対象であり、県内企業においても高校生と大学生を採用する企業が多数存在しているのであるから、就業体験プログラム作成及び活用セミナー実施の需要は大学生向けと高校生向けの両方にあると言える。

そうであれば、大学生向けのインターンシップと高校生向けのインターンシップではその内容に異なる点もあると思われるが、企業の説明や体験する就業内容など共通する項目も多いと考えられるため、対象を大学生・高校生として就業体験プログラムの作成及び活用セミナーの開催業務を委託することは十分に可能であると思われる。今後は、就業体験プログラム作成及び活用セミナー開催業務については、大学生のみならず高校生も対象として合わせて事業者による業務委託をすることなど、コストの削減を検討することが望ましい。

【意見】

就業体験プログラム作成及び活用セミナー開催業務については、その対象を大学生・

高校生として合わせて事業者による業務委託を行う等さらなるコストの削減が可能か検討することが望ましい。

(2) 高校生の広域合同企業説明会設営・運営サポート業務委託

ア 委託業務概要

就職者が多い工業科の高校生を対象に、県内製造業・建設業等を対象とした広域の合同企業説明会を開催することで高校生の県内就職促進および、県内企業の人材確保を図ることを目的とし、その広域合同企業説明会の会場設営や撤去、当日の運営サポートを業務委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,925,000 円
契約期間	令和6年10月15日～令和7年1月15日

イ 問題点2【業務完了報告書の記載が不十分である】

本事業について、委託事業者より業務完了報告書が提出されているが、その内容は、当日の会場の写真が複数枚示されているのみである。これについて、担当課からは業務委託仕様書に示した委託内容や指示した業務内容が適切に完了されていたかの確認には、写真による実績報告のほか、現地確認（設計書で指示した数量があるか、適切に設営されているか等）を実施し、チェック項目を確認の上検査を行っているとのことであった。

確かに、現地で正しく確認の上検査を行っていることは望ましい対応であると言える。しかし、業務完了報告書は、委託事業者が業務委託仕様書に示された委託内容及び具体的に指示されている業務内容に従って適切に委託業務が完了されたことを確認するために提出が求められている重要な報告書類である。本事業で提出された業務完了報告書は、写真のみが示されているもので、業務完了報告書のみでは仕様書に示されている具体的な業務内容に従って適切に委託業務が完了されているかを確認することが困難であり不十分であると言わざるを得ない。

担当課におかれては、現地確認をした場合であっても、委託事業者に対して、業務委託仕様書に示された委託内容及び具体的に指示されている業務内容に従って適切に委託業務が完了されたことが分かる業務完了報告書を提出されるよう適切に指導すべきである。

【指摘事項】

委託事業者に対して、業務委託仕様書に示された委託内容及び具体的に指示されている業務内容に従って適切に委託業務が完了されたことが分かる業務完了報告書を提出されるよう適切に指導すべきである。

(3) 高校生の広域合同企業説明会バス運行業務

ア 委託業務概要

高校生の広域合同企業説明会実施に際して、参加する高校から企業説明会会場までの送迎バスの運行业務を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,156,100 円
契約期間	令和6年12月17日～令和6年12月17日

イ 問題点

特に見当たらない。

3 雇用環境の向上

(1) 事業群主管所属・課（室）名

産業労働部 雇用労働政策課

(2) 事業群関係課（室）

未来人材課

(3) 令和6年度事業費

15,452,164円

(4) 計画概要

県内企業における働きやすい良質な雇用環境の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスなどの職場環境の改善を推進するため、県内企業における採用力向上、情報発信、処遇改善、担い手確保の取組の推進及び優良企業認証制度のさらなる拡大等に取り組めます。

(5) 取組項目

- ① キャリアパス導入や処遇改善の働きかけなど、県内企業の採用力向上の支援及び情報の発信
- ② 誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（略称：Nピカ）の取得促進
- ③ 労務管理担当者に対する研修やセミナーなど、企業が行う雇用環境改善の取組を支援
- ④ テレワークなど感染症拡大防止に対応できる労働環境の推進

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
子育てしやすい職場環境整備支援事業	令和7年8月13日	令和7年12月19日
【事業内容】		
男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進する。		
【実施状況】		
男性の育児休業取得に向けて課題を抱える県内中小企業に対するアドバイザー派遣、経営者や人事担当者向けの働きやすい職場づくり研修会を実施した。		
【個別事業】		
① 専門家等による育児休業取得促進アドバイザーの派遣		
② 経営者や管理職向けセミナーへの外部講師の派遣		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
労働相談情報センター費	令和7年8月13日	令和7年12月19日
【事業内容】		
労働者及び使用者からの、労働問題全般の相談に応じ、健全な労使関係の確立に努め		

る。
【実施状況】 長崎県庁及び県北振興局内に設置している労働相談情報センターで、個別労働者と使用者間の労働問題等について相談に応じた。
【個別事業】 弁護士等による特別労働相談

事業名	資料調査	ヒアリング調査
労働者福祉対策費	令和7年8月13日	令和7年12月19日
【事業内容】 労働者の福祉向上のため、長崎県労働者福祉協議会が県内労働者のために行う事業活動に対し、補助金を交付する。		
【実施状況】 長崎県労働者福祉協議会がスポーツ大会の開催や労働者福祉の向上に役立つ研修を実施した。		
【個別事業】 長崎県労働者福祉活動促進事業費補助金		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
労使関係安定指導費	令和7年8月13日	令和7年12月19日
【事業内容】 雇用労働行政に係る各種施策の基礎資料を得るため、県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握する。		
【実施状況】 県内 1,300 事業所を対象に労働条件等実態調査を行い、県内事業所の労働環境について調査・分析を行った。		
【個別事業】 令和6年度長崎県労働条件等実態調査		

【各事業の内容について】

1 子育てしやすい職場環境整備支援事業

(1) 専門家等による育児休業取得促進アドバイザーの派遣

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

本事業の趣旨を十分に理解し、男性の育児休業、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進、雇用環境整備に関する専門的知識及び経験を豊富に有する専門家等（社会保険労務士、中小企業診断士などの経営コンサルタント、キャリアカウンセラー・キャリアコンサルタント等）を県内に20名程度配置し、派遣を希望する県内企業に派遣する。アドバイザーは、所属する業種団体等から推薦してもらい、所定の研修を受講してもらった後、選任する。

派遣されたアドバイザーは、雇用環境整備に関して周知、啓発を図りながら、派遣先企業の要望に応じて以下の業務を行う。

- ・育児・介護休業規則がない企業への支援
- ・育児・介護休業法等の改正に伴う企業の対応の支援
- ・育児休業が取得しやすい職場環境整備への支援
- ・助成金等の申請の支援

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 経営者や管理職向けセミナーへの外部講師の派遣

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

県内の商工会や業界団体が経営者や管理職等に対して開催する講演会やセミナーに、より専門的な知識を持った外部講師を派遣し、育児休業や介護休業などを主とした、従業員の仕事と家庭の両立や働きやすい職場環境の整備に向けた意識改革を行う。

イ 問題点

特に見当たらない。

2 労働相談情報センター費

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県（長崎労働相談情報センター）

【概要】

長崎労働相談情報センターにおいて、労働問題全般に関する労働者・使用者からの相談を受けることで、健全な労使関係の確立に努める。相談内容に応じて、弁護士に委嘱して行う特別労働相談で対応する。長崎労働相談情報センターは、県雇用労働政策課労政福祉班の班長以下3名の正規職員（併任）と労働相談アドバイザー2名（会計年度任用職員）特別労働相談員2名（弁護士に委嘱）から成る、労働問題全般の相談に対応する組織。

イ 問題点【相談実施報告書に作成者名や決裁者名の記載がないものがある】

資料閲覧において、相談実施報告書に作成者名や決裁者名の記載がないものが散見され、担当課に確認した結果、5件の決裁漏れが確認された。

報告書は、相談実施後に作成されるもので、相談に対する回答内容等に直接影響するものではないし、これらの5件については、いずれも口頭での報告はなされていたとのことであった。しかし、報告書は、相談業務の遂行状況を記録・把握し、業務改善の必要性等を検討する上で必要となり、また、継続相談の際にも必要なものであるから、報告書への作成者と決裁者の記載は必須と考えられ、記載漏れがないようにすべきである。

【指摘事項】

相談実施報告書には、作成者名と決裁者名を漏れのないように記載すべきである。

3 労働者福祉対策費（長崎県労働者福祉活動促進事業費補助金）

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県労働者福祉協議会

【趣旨】

労働者の福祉の増進を図るため、長崎県労働者福祉協議会が県内労働者の福祉のために行う事業活動に対し、補助金を交付する。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

長崎県労働者福祉協議会が労働者の福祉の増進を図るために行う以下の事業の実施に必要な経費（賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）

- ・研修・啓発・相談事業
- ・スポーツ・文化交流事業
- ・調査・研究事業
- ・その他知事が特に必要と認める事業

補助率

2分の1以内

イ 問題点

特に見当たらない。

4 労使関係安定指導費（令和6年度長崎県労働条件等実態調査）

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

長崎県内の民営事業所における労働者の労働条件等の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的に実態調査を行う。調査対象の事業所は、長崎県全域の常用労働者5人以上を雇用している民間事業所の中から、産業別、常用雇用者規模別に層化無作為抽出によって1300事業所を選定して調査票を郵送し、783件の回答があった（常用労働者が5人未満の事業所を除いた回答は708件）であった。

調査項目は、事業所の現況、雇用と取組、ワークライフ・バランス、労働時間、育児休業・子の看護休暇制度、介護休業・介護休暇制度、高年齢者の雇用状況で、調査結果は取りまとめ後、労働行政の基礎資料として活用されるとともに、県のホームページで公開される（本事業の調査結果は「令和6年版 長崎県の労働事情」として公開されている）。

イ 問題点

特に見当たらない。

第2 大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の促進

1 県内大学生の県内就職の促進・支援

(1) 事業群主管所属・課（室）名

産業労働部 未来人材課

(2) 事業群関係課（室）

統計課

(3) 令和6年度事業費

149,940,000円

(4) 計画概要

県内大学等との若者の県内定着に関する連携協定の締結により連携を強化するとともに、大学・学部の

特性や学生の意向に応じたきめ細かな県内企業とのマッチングを行い、県内企業におけるインターンシップ

の充実を図ります。加えて、就職・採用活動におけるオンライン活用を積極的に推進していきます。

(5) 取組項目

- i) 若者の県内定着に関する連携協定の締結など、県内大学等との連携を強化
- ii) 企業側の意識醸成や学生のニーズを踏まえたインターンシップを促進
- iii) 「Nなび」等の媒体を活用した県内企業の魅力発信など、若者の県内定着に対する理解を促進
- iv) オンライン活用を含む学生と県内企業の交流強化
- v) 奨学金返済の支援による県内定着促進

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
学生と企業の交流強化事業費	令和7年9月12日	令和7年12月10日
<p>【事業内容】 企業説明会や学生団体との連携を通して、学生と企業の交流機会の創出・充実を実施。</p>		
<p>【実施状況】 学生のニーズに沿った交流機会の創出・充実を図るため、オンライン企業説明会や、学生団体と連携した対面型就活イベント開催に加え、キャリアコーディネーターによる相談支援、大学と連携した企業交流会や、大学独自の取組の推進などに取り組んだ。</p>		
<p>【個別事業】 県内就職促進情報発信業務委託 県内大学等による地域人材育成・定着支援補助金</p>		

学生団体による長崎県内での企業と学生の交流会開催業務委託
 令和6年度長崎県北企業交流会開催業務委託

事業名	資料調査	ヒアリング調査
人材確保に向けた企業の魅力向上事業費	令和7年9月26日	令和7年12月10日
【事業内容】 県内就職応援ナビサイト「Nなび」や地元新聞社が発行する県内就職情報誌「NR」等を活用し、県内企業の魅力向上、周知を実施。		
【実施状況】 「Nなび」の企業情報や求人情報の充実を図るとともに、「NR」の記事掲載にて県内企業の認知度向上や魅力発信を実施した。また、中途採用向けサイト「ジョブなび長崎」とのサイト統合を実施。		
【個別事業】 長期有償型インターンシップ導入促進業務委託 令和6年度ながさき県内就職応援サイト「Nなび」保守管理等業務委託 長崎県就職活動ナビサイト再構築業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
産業人材育成奨学金返済アシスト事業	令和7年9月26日	令和7年12月10日
【事業内容】 地域産業を担うリーダー的人材の育成・確保に向けて、大学生等の奨学金返済を支援。		
【実施状況】 事業の実効性を高めるため、令和6年度に募集要項を見直し、支援候補者を翌々年度4月就職予定者（大学3年など）に絞って募集を行い、81人を登録した。		
【個別事業】		

【各事業の内容について】

1 学生と企業の交流強化事業費

(1) 県内就職促進情報発信業務委託

ア 委託業務概要

就職と進学の情報誌NRにおいて、県内就職に関する記事制作及び掲載を実施する業務と合わせて、ウェブサイトによる発信を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	13,593,200 円
契約期間	令和6年4月3日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 県内大学等による地域人材育成・定着支援補助金

ア 事業概要

令和6年度は、以下の5つの大学から申し込みがあり、企業見学ツアーにかかる経費の一部を補助した。

① 長崎国際大学（みらい博ツアー、公務員ツアー、留学生ツアー）

事業費 315,740 円

補助金 157,870 円

② 長崎総合科学大学（企業見学バスツアー）

事業費 985,520 円

補助金 299,778 円

③ 長崎大学

事業費 394,060 円

補助金 197,030 円

④ 長崎短期大学

事業費計 60,500 円

補助金 30,000 円

⑤ 長崎外国語大学

事業費計 9,959 円

補助金 4,979 円

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 学生団体による長崎県内での企業と学生の交流会開催業務委託

ア 事業概要

学生団体に委託して、長崎県内の企業と学生との交流会開催業務を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	1,485,000 円
契約期間	令和6年4月24日～令和7年2月28日

イ 問題点【1つの団体に依拠した事業となっている】

例年、同一の学生団体に委託しているところ、県によると、当該団体は、他の団体と

比べて法人格をもつなど、組織体制が整っており、県内での企業交流イベントの開催実績も豊富で、安定した信頼できる企画運営を行える唯一の団体とのことである。

しかしながら、当該団体のみに依拠した事業となると、当該団体が消滅した際等、事業継続にリスクを伴う。学生の就職活動を支援する学生団体は、他にも存在するため、ノウハウの習得や経験を積ませるためにも、他団体と共同で交流会を開催する等、将来、当該団体のみに依拠しなくてよい仕組みづくりを検討することが望ましい。

【意見】

1つの団体のみに依拠した事業とならないよう、仕組みづくりを検討することが望ましい。

(4) 令和6年度長崎県北企業交流会開催業務委託

ア 事業概要

県北地域を中心とした大学生等に、県内での就職を促進するための合同企業交流会（おしごとマルシェ in 佐世保）を開催。参加者 498 名。

契約方法	随意契約
契約金額	4,780,000 円
契約期間	令和6年10月16日～令和6年12月27日

イ 問題点

特に見当たらない。

2 人材確保に向けた企業の魅力向上事業費

(1) 長期有償型インターンシップ導入促進業務委託

ア 委託業務概要

企業への長期有償型インターンシッププログラムの設計・運用・評価支援をはじめ、学生、企業等に対する連絡調整を始めとした事業全体のコーディネートを行うとともに、当インターンシップの理解を深めるための研修や実習中の学生のケアを行う。令和5年度のプロポーザル審査を経て、同社が選定されている。

契約方法	随意契約
契約金額	5,254,312 円
契約期間	令和6年4月12日～令和7年3月21日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和6年度ながさき県内就職応援サイト「Nなび」保守管理等業務

ア 委託業務概要

ながさき県内就職応援サイト「Nなび」の保守管理等の業務を行う。1社のみに見積依

頼した随意契約であるが、同社は「Nなび」を開発をした会社であり、当該業務を行えるのは同社のみとのことである。

契約方法	随意契約
契約金額	1,452,000 円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 長崎県就職活動ナビサイト再構築業務委託

ア 委託業務概要

新卒向け就職応援サイト「Nなび」と経験者向け「ジョブなび長崎」を統合したサイトの再構築を行う。1社のみに見積依頼した随意契約であるが、「ジョブなび長崎」の基本システムに合わせて「Nなび」を再構築・統合するものであり、業務が可能なのは、「ジョブなび長崎」のシステム開発兼保守事業者である同社に特定されることである。なお、「ジョブなび長崎」の開発にあたっては、令和3年度のプロポーザル審査を経て、同社が選定されている。

契約方法	随意契約
契約金額	9,548,000 円
契約期間	令和6年10月15日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

3 産業人材育成奨学金返済アシスト事業

(1) 概要

大学生等の県内企業への就職を促進し、本県産業を担う人材の育成及び確保に資することを目的として、大学等を卒業後、対象業種の県内事業所に一定期間以上勤務する等の要件を満たした者に対し、大学等在学中に貸与を受けた奨学金の返済額の一部を交付するものである。就職後3年を経過してから、申請する仕組みになっている。

(2) 問題点

特に見当たらない。

2 県外大学生のUターン就職の促進・支援

(1) 事業群主管所属・課(室)名

産業労働部 未来人材課

(2) 事業群関係課(室)

統計課

(3) 令和6年度事業費

19,081,000円

(4) 計画概要

福岡地区、首都圏担当のキャリアコーディネーターにおいて、県外大学における就職相談や県内企業との交流の場を創出します。特に、福岡地区においては、福岡市に設置した「ながさきU I ターン就職支援センター」を拠点として、福岡県内への大学への働きかけを強化し、学生との個別相談の機会の拡充等に努めるなど、学生のU I ターン就職の促進を図ります。

(5) 取組項目

- ① 「ながさきU I ターン就職支援センター」を拠点とした県外大学等進学者のUターン就職の促進
- ② 本県出身者等による「学生サークル」と連携した県内企業との交流や情報発信の強化・促進

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
県外学生U I ターン就職強化事業費	令和7年8月21日	令和7年12月19日 令和8年2月19日
【事業内容】 県外学生のU I ターンを促進するために、県外大学と連携して就職強化対策を実施。		
【実施状況】 ながさきU I ターン就職支援センターによる福岡県内大学での就職相談会を拡大するとともに、関東・関西の大学に進学した本県出身学生とのつながり強化や県内就職イベント等を開催したほか、大手就職ナビサイトを活用して県内就職へ繋がるイベント等を開催した。		
【個別事業】 ①令和6年度長崎県学生等と企業の交流会（福岡）開催業務委託 ②福岡駐在職員公舎退去に伴う解約手数料 ③ながさきU I ターン就職支援センター施設利用料 ④県内企業見学ツアーにかかる手配業務 ⑤県内企業と学生の交流機会創出業務 ⑥ながさきU I J ターン就活費用補助金		

【各事業の内容について】

1 県外学生U I ターン就職強化事業費

(1) 令和6年度長崎県学生等と企業の交流会（福岡）開催業務委託

ア 委託業務概要

長崎県からの県外進学のうち多くの割合を占める福岡県やその周辺県に在住する学生・若年求職者を対象とした合同企業交流会を福岡市で開催する業務を委託するもの。合同企業交流会は、以下の概要で開催された。

名称 福岡市内における長崎県内就職のための合同企業交流会

日程 令和6年10月5日（土） 10時～17時

場所 JR九州ホール9階

参加企業数 30社

来場者人数 63人（来場者想定数 200人）

委託業務の内容は、会場の設営等、参加企業の募集・選定、参加団体等の選定、配布資料等の作成、専用WEBサイトの製作、来場対象者への周知広報、交流会当日の運営及び運営事務局業務、アンケートの実施・集計、その他交流会の企画、運営に係る業務。

なお、本県の大学進学者の約6割が県外に進学し、そのUターン率は2割程度に留まっている。県外進学者は、進学先の県外企業や都市部の企業を対象に就職活動を行うことが多く、長崎県の企業は注目されにくい傾向にある。そこで、長崎県で働く魅力や長崎県内企業の魅力を発信する交流会を開催する。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約金額	9,106,061円
契約期間	令和6年8月30日～令和7年1月31日

イ 問題点1【来場者数が想定を大きく下回っている】

本交流会の来場者（学生・若年求職者）数は、想定された200人の3分の1を下回る63人とどまった。来場者に対するアンケートの回答では、満足度が5段階中5の回答の割合が約60%、4の回答の割合が約32%、参加企業の中に興味をもった企業があったとの回答の割合が75%と、好評であったと言えるが、参加企業に対するアンケートの回答では来場者が少なかったというものが目立った。63人と言う来場者数が少なかったのか、少なくなかったのかの評価を行う絶対的な基準はないものの、30社の企業の参加を得て、約910万円の費用をかけて実施した交流会の参加者数としては物足りないと言わざるを得ない。

参加者数が想定を大きく下回った要因に関して、担当課において検証がなされ、交流会の広報期間が2週間程度しかなかったこと（短くても1～1.5か月は必要との意見あり）、その広報期間が大学の夏休みと重複したこと、本交流会の1週間後に福岡市内で大規模な就活イベントが開催され、それに参加した学生等が少なくなかったと考えられることなどの考察がなされた。来場者数が想定を大きく下回った要因は複合的と考えられるが、

準備期間が短かったことが大きな要因ではないかと考えられる。

本交流会は、初めて福岡市内で開催したもので、手探りの部分があり、想定外の事態の発生も避けがたい面があると思われる。今後も初めての取組に積極的にチャレンジしてもらいたい。しかし、そうした場合はできる限り情報を収集し、十分な準備期間をもって取り組むことが望ましい。

【意見】

学生と県内企業との交流会等のイベントを行うに際しては、期待もしくは想定される多数の学生の参加が実現できるよう、できる限り情報を収集し、十分な準備期間をもって取り組むことが望ましい。

(2) 福岡駐在職員公舎退去に伴う解約手数料

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

福岡に駐在していた職員1名の任期が終了し、公舎を退去することになり、それに伴う日割り家賃やハウスクリーニング費用等の解約手数料56,916円を支払うもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) ながさきUIターン就職支援センター施設利用料

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

ながさきUIターン就職支援センターの事務所を、令和5年8月から、福岡大名ガーデンシティテラス棟のsmallオフィス（福岡銀行が運営管理する「DIAGONAL RUN FUKUOKA」内）に移転した。その施設利用料の負担。移転前後の事務所の賃料は、移転前が月額99,000円（面積8.5㎡）で、移転後が167,000円（面積7.6㎡）である。

イ 問題点2 **【今後の事務所の選定について柔軟な見直しが予定されていない】**

新事務所のある「福岡大名ガーデンシティ」は令和5年6月に開業した大規模複合商業施設で、核テナントの外資系ホテルや、ショッピングゾーン、オフィスゾーン、公民館、保育園、創業支援施設、賃貸住宅などから成る。福岡フィナンシャルグループ（FFG）が運営する創業支援施設も入居している。移転に伴い、事務所の月額賃料は68,000円増加した。

県は、新事務所の選定理由として、福岡県の大学との連携においては大学に人脈等のあるF F Gとの連携が非常に有効で、創業支援施設にはF F Gの職員も常駐しており、本県出身学生への情報発信などの業務面での連携も可能な点、並びに周辺の同規模施設と比較して賃料が安価な点を挙げている。また、県は、今後の競争（他の施設との比較検討）への移行の余地は無いとし、その理由として、新事務所が県内企業や求職者が多く来場する施設にあること、新事務所が入居している施設に受付が常駐していること、新事務所の交通の利便がよいことを挙げている。

福岡市のながさきU I ターン就職支援センターの大きな職務は、福岡県内や関東、関西の大学を訪問して就職支援に関する連携協定を締結するなど協力関係を築くことと考えられ、そのための活動の基本は、令和5年度の取組実績の活動指標にもされているように、各大学への訪問ではないかと思われる。これまで関係が深くなかった大学へのアプローチなどにF F Gの力が必要な場合は、改めて委託契約や連携協定を締結するなどして進めることがより適切ではないかと思われる。

また、新事務所と同じ施設内にある創業支援施設との連携は、長崎県内での創業につながるものではあるものの、本事業のU I ターン就職支援とは対象者が異なることが多いと思われる。加えて、新事務所は福岡市の中心に位置し、交通の利便はよいが、福岡県内の各大学とは必ずしも近くなく（近い大学ばかりではなく）、学生も、休日とはもかく、日常的に多く来訪する場所とは思えない。賃料についても、周辺の同種施設との比較では安価であっても、福岡市内の他地域にはより安価な事務所用の物件が存在する可能性がある。

本事業による新事務所への移転が直ちに問題と言うことではなく、また、行政事務所としての安定性、継続性、信用性の点で安易に移転することは問題となり得るが、ながさきU I ターン就職支援センターの事務所としての機能や賃料額等経済性の観点から、今後、柔軟かつ慎重に、事務所の立地場所や賃貸借契約について適宜見直しを行うこと自体は必要と考えられる。

【意見】

ながさきU I ターン就職支援センターの福岡市内の事務所の立地場所等について、今後、当該事務所としての機能や賃料額等経済性の観点から、適宜、柔軟かつ慎重に見直しを行うことが望ましい。

(4) 県内企業見学ツアーにかかる手配業務

ア 委託業務概要

福岡大学と県が実施する県内企業見学ツアーにおける交通手段及び宿泊先の手配並びにツアー当日の対応（大学や県からの問い合わせに対応できる体制の構築）。企業見学ツアーは、1泊2日のバスツアーで、訪問先企業等は4社及び長崎県庁・長崎県警で、学生の参加人数は41人であった。

契約方法	随意契約
契約金額	725,970 円
契約期間	令和7年1月15日～令和7年2月28日

イ 問題点

特に見当たらない。

(5) 県内企業と学生の交流機会創設事業業務委託

ア 委託業務概要

久留米工業大学及び久留米大学の学生を対象に実施する県内企業等と学生との交流イベントの企画・運營業務、参加企業の募集、参加学生の募集、移動手段及び宿泊先の手配、ツアー当日に配布等する必要資料の作成、イベント当日の運営、その他イベント開催に必要な業務。

本交流イベントは、県内の企業と学生とが交流する場を創出することにより、学生のU I ターン就職促進を図るもので、U I ターン就職連携協定に基づき両大学の学生を対象に実施された。いずれも学生が県内企業を訪問し交流する1泊2日のバスツアーで、久留米工業大学対象のイベントが参加企業6社、参加学生9人、久留米大学対象のイベントが参加企業5社及び長崎県庁、長崎県警、参加学生17人で実施された。

契約方法	随意契約
契約金額	330,000 円 (久留米大学分) 284,810 円 (久留米工業大学分)
契約期間	令和7年1月10日～令和7年2月28日 (久留米大学分) 令和7年1月22日～令和7年2月28日 (久留米工業大学分)

イ 問題点

特に見当たらない。

(6) ながさきU I J ターン就活費用補助金

ア 補助金の概要

【補助対象者】

長崎県内での就職を希望する者のうち、以下の全てに該当する者

- ・対象活動参加時点で長崎県外の学校等に在籍する学生等
- ・長崎県外に居住している学生等
- ・申請時に届出た連絡先宛のU I J ターン就職関連情報提供に同意する者
- ・申請時点においてながさき県内就職サイト「Nなび」へ登録している者

【趣旨】

学生等の県内就職を促進することを目的に、長崎県外の学校に在籍し、長崎県外に居住する長崎県内就職希望者が、長崎県内就職に向けた活動を行う際の交通費及び宿泊費の全部又は一部に対する補助金を交付する。令和6年度は188人に交付された。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

補助対象者が、長崎県内で行われる企業等のインターンシップ、企業訪問、企業説明会への参加、就職イベント、採用試験等及びその他本補助金の趣旨に沿うと特に知事が認める活動への参加に要した交通費及び宿泊費。

補助率

補助対象経費実費分（ただし補助対象者の居住地に応じた上限額がある）。

イ 問題点

特に見当たらない。

3 魅力ある・選ばれる県立大学づくり

(1) 事業群主管所属・課（室）名

総務部 学事振興課

(2) 事業群関係課（室）

なし

(3) 令和6年度事業費

3,607,448,000 円

(4) 計画概要

県立大学では、大学が持つ強みの強化や教育環境の整備・充実等により、魅力ある、選ばれる大学を目指します。また、産業界が求める人材を育成するとともに、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進します。

(5) 取組項目

- ① 大学の強みである、全国初の情報セキュリティ学科の定員増などによる情報系人材の育成の強化や海外ビジネス研修や海外語学研修等によるグローバル化に対応した人材の育成
- ② 長期インターンシップや本県特有の「しま」でのフィールドワークなど地域に根ざした実践的な教育の実施
- ③ 佐世保校建替えなど教育環境の整備・充実

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
運営費交付金	令和7年8月27日 令和7年8月28日	令和7年10月29日
【事業内容】 県立大学を設置・管理する公立学法人の運営費を交付するほか、県内就職の促進のため県内就職支援員を配置する。		
【実施状況】 県立大学を設置・管理する公立学法人の運営費を交付したほか、令和4年度から新たに配置した県内就職支援員については、企業への働き掛け等を通じた採用枠の開拓や学生と企業との接点作りを行い、県内就職の促進を図った。		
【個別事業】 長崎県公立大学法人運営費交付金		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
県立大学佐世保校建設整備事業費	令和7年8月27日 令和7年8月28日	令和7年10月29日
【事業内容】		

学部学科再編を踏まえた新たな機能を有する校舎等を整備するための佐世保校建替えに係る費用への補助を行う。

【実施状況】

現地における授業と平行した順次建替えということもあり、安全確保や授業への影響の軽減を考慮して工事を進めている。

資材調達の遅れ等により進捗が遅れており、令和7年度としていた完成予定を令和8年度へと変更した。

【個別事業】

長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金

【各事業の内容について】

1 運営費交付金

長崎県公立大学法人運営費交付金

ア 交付金の概要

【補助対象者】

長崎県公立大学法人

【趣旨】

長崎県公立大学法人の安定した運営に資する。

【事業の内容】

長崎県公立大学法人の事業年度の業務運営に要する経費から当該法人の自己収入相当額を控除した額を交付する。

イ 問題点1 **【要綱の改正に関する告示に誤りがある】**

本交付金は、長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の第2条及び同要綱の令和7年告示第229号による改正前の別表の11に基づき交付された交付金である。

本交付金の正しい名称は、「長崎県公立大学法人運営費交付金」であるが、本交付金の一部改正に関する令和6年4月2日長崎県告示第249号は、本交付金を「長崎県公立大学法人運営費補助金」と表記し、誤った名称によって告示をしている。

言うまでもなく、告示は正確に行われなければならない。長崎県公報発行規程第3条（4）が告示を公報に掲載することとし、同規程第4条に基づく長崎県公報発行手続第7条が訂正を要するものがあるときは訂正の手続をとらなければならないことを定めているのは、このことを当然の前提としているものと解される。

【指摘事項】

告示の正確性を期するとともに、速やかに訂正の手続をとるべきである。

ウ 問題点2 **【成果指標の算出根拠が判然としない】**

令和6年度は、活動指標を県内就職支援員による県内企業訪問件数80件と定め、こ

れによる成果指標として県立大学の県内就職率を 41.9%と定めた。県内就職支援員による県内企業訪問数は 80 件であり活動指標のと通りの活動がされたが、県内就職率は 33.2%にとどまり成果指標を達成するには至らなかった。

そもそも、県内就職率は、学生の出身地など広範な事情によって左右されるものであり、県内就職支援員が県内企業をどの程度訪問したかという事情のみによって定まるものではないと考えられる。それゆえに、どのような計算に基づいて 41.9%を成果指標と定めたのかも判然としないものになっている。

たしかに、県内就職支援員による県内企業の訪問は、県内企業の学内説明会、県内企業の経営者を講師とした授業、県内企業でのインターンシップ等の取組みにつながり、県内企業への理解を深め、若者の地元定着の推進に寄与していること自体は間違いないと考えられる。しかし、だからといって県内企業の訪問件数が増えることのみをもってそれに連動して県内就職率が伸びるとは限らないのであり、活動指標と成果指標との間に直接的な因果関係を見いだすことは困難というべきである。

成果指標の算出根拠が判然としなければ、成果目標を達成することができなかった場合の原因分析が困難となり、本事業をどのように見直すべきかにつき具体的な指針を定めることができない。本来であれば、事業の成果目標が達成されていないのであれば事業には成果を達成できるだけの有効性がなく、事業内容を見直すことにつながるはずであるが、県は、見直し区分を「改善」としつつ「今後も継続して実施する」という趣旨の評価をするにとどまっており、事業の有効性を肯定している。このことから、成果指標が事業を評価する上で十分に機能していないことが分かる。活動指標を県内就職支援員による県内企業訪問件数と定めるのであれば、成果指標については、県内就職支援員の県内企業訪問件数が増えることによって直接的に効果が表れる事項とすべきである。

【意見】

成果指標は、事業内容との間に直接的に因果関係の認められる具体的なものとする
ことが望ましい。

2 県立大学佐世保校建設整備事業費

長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助対象者】

長崎県公立大学法人

【趣旨】

長崎県公立大学法人が設置する大学の教育研究環境の充実を図る。

【事業の内容】

長崎県公立大学法人が実施する大学の施設整備に要する経費を補助する。

イ 問題点
特に見当たらない

第3 男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり

事業群① あらゆる分野における男女共同参画の推進

事業群② 女性が活躍できる場の拡大と男女がともに働きやすい環境づくり

事業群③ 女性のライフステージに応じたキャリア形成支援

【概要】

(1) 事業群主管所属・課（室）名

県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室

(2) 事業群関係課（室）

②福祉保健部 長寿社会課

(3) 令和6年度事業費

①25,719,000円

②317,937,000円

③6,308,000円

(4) 計画概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)

① 男女共同参画社会の実現を目指し、長崎県男女共同参画推進員及び市町等と連携した普及啓発や、家庭生活・地域活動への男性の参画促進などにより、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

② 女性の活躍を促進するため、企業・団体等における女性人材の育成を支援し、管理職登用の促進などを図ります。また、企業経営者等に対する意識の醸成や環境改善などにより、様々な分野において男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

③ 働きたいと願う女性が抱える不安を解消し、出産・子育て・介護等の女性のライフステージに応じた就業や起業への支援などにより、働きたいと願う女性のキャリア形成の支援を行います。

(5) 取組項目

i) 男女共同参画に関する広報啓発や情報提供、相談、研修会の実施（事業群①）

ii) 男性の家事・育児等への参画促進に向けた意識醸成や男性の育児休業取得等に対する理解促進（事業群①）

iii) 女性が活躍できる環境づくりに向けた経営者等の意識改革促進や管理職登用に向けた女性人材育成（事業群②）

iv) 介護・福祉施設等における参入促進・勤務環境改善に向けた介護ロボット・ICT等の導入促進（事業群②）

v) 女性のライフステージに応じた就業支援等（事業群③）

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
-----	------	---------

ながさき男女共同参画“輝き”プラン 推進事業	令和7年8月27日	令和7年12月17日
【事業内容】 第4次長崎県男女共同参画基本計画に基づき、県、男女共同参画推進員・アドバイザー、市町、男女共同参画推進センター等の連携を強化し、県男女共同参画審議会の運営、県男女共同参画推進センターによる広報啓発、地域の男女共同参画推進を担う人材の育成を行う。		
【実施状況】 男女共同参画推進員や市町の担当者研修会を開催するとともに、一般県民も対象とした地域における男女共同参画推進研修等を実施した。また、男女共同参画審議会を2回開催した。		
【個別事業】 男女共同参画社会に向けての県民意識調査業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
男性の家事・子育てへの参画促進事業	令和7年8月27日	令和7年12月17日
【事業内容】 家事・子育ての多くを女性が担っている現状を踏まえ、「男性の育児休業取得促進」に関する事業の実施により、そのような男性従業員を抱える企業等の意識改革を促進する。		
【実施状況】 R5年度に引き続き、企業向けに、先進企業を講師として招く「男性育休取得促進セミナー」を実施し、男性育休取得促進を端緒とする男性の家事・子育てに関する啓発を実施した。		
【個別事業】 男性育休取得促進セミナー		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
共家事・共育て促進事業	令和7年8月27日	令和7年12月17日
【事業内容】 家事・子育て等の多くを女性が担っている現状を踏まえ、主に子どもが生まれる予定または子育て中の男性などへ啓発を実施することで、家事・子育てを自分事として取り組むきっかけをつくり、男性の仕事と家庭の両立に対する意識啓発と主体的取組への行動変容を図る。		
【実施状況】		

男性向けの家事・子育て啓発冊子「パパの家事・子育てを応援するための手帳」及び動画等を作成し、冊子については母子健康手帳とあわせた配布を開始した。
【個別事業】 「男性の家事・子育て」啓発冊子及び動画等作成業務委託

事業名	資料調査	ヒアリング調査
次世代女性のキャリア形成推進事業	令和7年9月2日	令和7年12月17日
【事業内容】 女子高校生や大学生等（次世代女性）による県内の女性活躍推進企業の見学や女性社員との交流、働く女性ロールモデルの情報誌等での発信により、次世代女性に対して、キャリア形成の意欲向上及び県内定着を図る。		
【実施状況】 女子高校生や大学生等による企業訪問、女性社員との意見交換会を実施した。働く女性ロールモデルをタウン情報誌や就活・進学情報紙を通して発信した。		
【個別事業】 令和6年度女子高生のためのパネルディスカッション・企業見学 大学生向けキャリア形成セミナー 職種ロールモデルプロモーション（就活と進学の情報誌掲載「NR」）業務委託 管理職ロールモデルプロモーション業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
企業で働く女性の活躍応援事業	令和7年9月2日	令和7年12月17日
【事業内容】 県内全体に女性活躍を広げるため、ながさき女性活躍推進会議の会員数を増やす取り組みを実施。経営者向けセミナーの開催や管理職登用に向けた女性人材の育成支援等により、女性活躍を推進するための意識醸成・人材育成を推進。		
【実施状況】 長崎・佐世保地区において5日間の女性人材育成講座を実施 長崎地区において2日間の女性人材育成講座を実施 経営者向け女性活躍推進セミナーの開催（1回）		
【個別事業】 令和6年度ながさき女性活躍推進会議業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
介護現場デジタル改革推進事業	令和7年9月2日	令和7年12月17日
【事業内容】		

介護事業所における業務効率化、職員の身体的・精神的負担の軽減、介護サービスの質の向上に効果的な介護ロボット・ICTの普及により、働きやすい職場環境の整備を促進し、介護従事者の確保及び定着を図る。
【実施状況】 ○介護ロボットやICT等テクノロジーの導入経費を補助 ○介護テクノロジーを活用する人材を育成する研修を実施する事業所へ研修費用を補助
【個別事業】 ケアプランデータ連携システム導入モデル事業実施業務委託

事業名	資料調査	ヒアリング調査
女性の再就職応援事業	令和7年9月12日	令和7年12月17日
【事業内容】 女性の就業を促進するために、就業等の支援をワンストップで提供する窓口を運営。具体的には、就職に関するカウンセリング、職業訓練紹介、ワークライフバランスに係る相談やアドバイスなどを行う。		
【実施状況】 長崎県人材活躍支援センター内の女性の就業支援コーナー（ウーマンズジョブほっとステーション）における就業相談（対面・オンライン・電話）の実施により、女性の就業について、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行った。		
【個別事業】 長崎県人材活躍支援センター就職支援業務委託		

【各事業の内容について】

1 ながさき男女共同参画“輝き”プラン推進事業

(1) 概要

●事業内容

第4次長崎県男女共同参画基本計画に基づき、県、男女共同参画推進員・アドバイザー、市町、男女共同参画推進センター等の連携を強化し、県男女共同参画審議会の運営、県男女共同参画推進センターによる広報啓発、地域の男女共同参画推進を担う人材の育成を行う。

●実施状況

男女共同参画推進員や市町の担当者研修会を開催するとともに、一般県民も対象とした地域における男女共同参画推進研修等を実施した。また、男女共同参画審議会を2回開催した。

(2) 問題点

特に見当たらない。

(3) 男女共同参画社会に向けての県民意識調査業務委託

ア 委託業務概要

長崎県における男女共同参画社会に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料を得ることを目的とする。

- 調査対象者：長崎県内に居住する満 18 歳以上の 県民
- 標本数と標本抽出法：各市町の「住民基本台帳」から 3,000 人を無作為に抽出
- 調査の方法と時期：郵送による発送、回答はインターネットか郵送のいずれか、令和 6 年 7～8 月に実施
- 調査票対象者数：1,234 人（回収率 41.1%）
男性 496 人（40.2%）（紙回答 327 人、インターネット回答 169 人）、
女性 724 人（58.7%）（紙回答 474 人、インターネット回答 250 人）、
未回答 14 人（1.1%）（紙回答 11 人、インターネット回答 3 人）
※紙回答 812 人（65.8%）、インターネット回答 422 人（34.2%）

契約方法	一般競争入札
契約金額	3,373,502 円
契約期間	令和 6 年 6 月 7 日～令和 7 年 1 月 31 日

イ 問題点

特に見当たらない。

2 男性の家事・子育てへの参画促進事業

(1) 男性育休取得促進セミナー

ア 概要

男性の育休取得を促進するため、県内企業の経営者・管理職・人事担当者などを対象として、令和 7 年 1 月 21 日、2 時間のオンラインセミナーを行った（講師謝金は、5 万 5 000 円）。参加者数約 100 社、アンケート回答数は 87 であった。

イ 問題点

特に見当たらない。

3 共家事・子育て促進事業

(1) 「男性の家事・子育て」啓発冊子及び動画等作成業務委託（令和 6 年度新規事業）

ア 委託業務概要

●事業内容

家事・子育て等の多くを女性が担っている現状を踏まえ、主に子どもが生まれる予定ま

たは子育て中の男性などへ啓発を実施することで、家事・子育てを自分事として取り組むきっかけをつくり、男性の仕事と家庭の両立に対する意識啓発と主体的取組への行動変容を図る。

●実施状況

男性向けの家事・子育て啓発冊子「パパの家事・子育てを応援するための手帳」及び動画等を作成し、冊子については母子健康手帳とあわせた配布を開始した。

契約方法	随意契約
契約金額	7,553,425 円
契約期間	令和6年7月16日～令和7年3月14日

イ 問題点

特に見当たらない。

4 次世代女性のキャリア形成応援事業

●事業内容

女子高校生や大学生等（次世代女性）による県内の女性活躍推進企業の見学や女性社員との交流、働く女性ロールモデルの情報誌等での発信により、次世代女性に対して、キャリア形成の意欲向上及び県内定着を図る。

●実施状況

女子高校生や大学生等による企業訪問、女性社員との意見交換会を実施した。
働く女性ロールモデルをタウン情報誌や就活・進学情報紙を通して発信した。

(1) 令和6年度女子高生のためのパネルディスカッション・企業見学

ア 概要

女子高校生を対象として、色々な分野で活躍する女性社員の方々のディスカッションを通して、女性が活躍できる仕事や、やりがい、キャリア形成等への理解を深めていただくとともに、将来、長崎に住んで、働くことをイメージしていただくことを目的とする。

令和6年7月2日、50分間、活水高校にて開催。

パネリスト（次の企業から、女性社員各1名ずつ登壇）

株式会社ジャパネットホールディングス

社会福祉法人 長崎厚生福祉団

九州教具グループ Q-bic ホテルズ株式会社

対象

活水高等学校 2年生 約100名

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 大学生向けキャリア形成セミナー

ア 概要

県内の大学生を対象に、男女がともに社会でより一層活躍するために、自分の生き方や働き方を主体的に選択しながらキャリアを形成していく意識を醸成する大学生向けキャリア形成セミナーを実施し、ジェンダーの視点も取り入れて、継続就業やキャリア形成、また経済的自立や自己実現を意識することの必要性を説明する。

令和6年度は、予算段階では11箇所を実施する想定であったが、実際には3校（長崎県立大学、長崎国際大学、長崎短期大学）で実施した。例年は、平均して5、6校実施しているとのことであった。

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 職種ロールモデルプロモーション（就活と進学の情報誌掲載「NR」）業務委託

ア 概要

地元にも魅力的な仕事があることを知ってもらうために様々なロールモデルをタウン情報誌や就活と進学の情報紙を通して発信。発行部数は約22万部で、長崎新聞の折り込みや、県内すべての公私立高校に配布。他にも、県内大学・短大・高専・専門学校など広く配布している。

契約方法	随意契約
契約金額	660,000円
契約期間	令和6年10月24日～令和7年1月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) 管理職ロールモデルプロモーション業務委託

ア 概要

情報誌に、管理職として活躍する女性ロールモデルを紹介してもらうことで、女性の活躍を推進している企業の見える化を実施。

契約方法	随意契約
契約金額	990,000円
契約期間	令和6年10月25日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

5 企業で働く女性の活躍応援事業

(1) 令和6年度ながさき女性活躍推進会議業務委託

ア 委託業務概要

●事業内容

県内全体に女性活躍を広げるため、ながさき女性活躍推進会議の会員数を増やす取り組みを実施。経営者向けセミナーの開催や管理職登用に向けた女性人材の育成支援等により、女性活躍を推進するための意識醸成・人材育成を推進。

●実施状況

長崎・佐世保地区において5日間の女性人材育成講座を実施。

長崎地区において2日間の女性人材育成講座を実施。

経営者向け女性活躍推進セミナーの開催（1回）。

契約方法	随意契約
契約金額	11,825,944円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点1【発行元の電子マネーの利用明細が添付されていない】

経費の支払に電子マネー（ニモカ）を使用しており、ニモカの利用明細が資料として添付してあるところ、当該明細書を作成したのは、ニモカの実行元ではなく、委託先であった。電子マネーの利用明細は、発行元から容易に発行でき、かつ内容も正確であるため、資料としては、委託先作成のものではなく、発行元作成のものを添付するよう指示すべきである。

【意見】

電子マネーを経費の支払に使用する際は、発行元の利用明細を資料として添付するよう指示することが望ましい。

ウ 問題点2【積算書の内容確認が容易でない】

県作成の積算書と委託先作成の積算書の書式が異なるため、委託費算出の際、どの費目にいくら使ったのかが分かりづらく、県担当者が、委託先作成の積算書や通帳に、手書きでメモしながら、一つ一つチェックし手計算にて費目や金額を確認していた。手計算では誤りが生じる可能性があり、書式が異なるため費目を一つ一つチェックする手間も生じている。令和7年度からは、委託先に対して、新しく「管理表」という名の書式を使用して積算するように指示を出したとのことであるが、令和6年度も、同様にすべきであった。

【意見】

本件事業のように、複数の業務を委託しており、各々の業務毎に委託料を積算する必要がある場合には、委託先に対し、県作成の積算書とのチェックが容易な書式にて、積算をするよう指示することが望ましい。

6 介護現場デジタル改革推進事業

(1) ケアプランデータ連携システム導入モデル事業実施業務委託

ア 委託業務概要

ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みのことである。ケアプランのやりとりを紙からデジタルへと移行することで、事業所の負担を相互に軽減することを目的としている。

ケアプランデータ連携システム導入モデル事業では、ケアプランデータ連携システムについて、県内の運用モデルを構築し、その実践検証を行い、運用事例を通じて広報媒体を作成し、県内の事業所への啓発活動を行うことで、ケアプランデータ連携システムの普及促進を図ることを目的とする。

契約方法	随意契約
契約金額	2,145,200 円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点3【委託料が充てられる人件費の算出根拠が明らかではない】

本事業の委託費の多くは人件費に充てられているところ、人件費に充てることが認められている委託費は、あくまでも、「当該事業に従事する」職員の人件費とされている。受託事業者から提出された支出一覧表を確認しても、当該従業員が当該事業に何日稼働した給与額なのかといった、人件費の算出根拠が説明されているとはいえない。受託事業者として、委託料を人件費に充てる場合には、県として、「当該事業に従事する」職員の人件費の算出根拠を明らかにするよう求めるべきである。

【指摘事項】

受託事業者として、委託料を人件費に充てる場合には、県として、「当該事業に従事する」職員の人件費の算出根拠を明らかにするよう求めるべきである。

7 女性の再就職応援事業

(1) 長崎県人材活躍支援センター就職支援業務委託

ア 委託業務概要

●事業内容

女性の就業を促進するために、就業等の支援をワンストップで提供する窓口を運営。具体的には、就職に関するカウンセリング、適職診断ツールを使った診断、県内の就職・訓練等に関する情報の提供などを行う。

●実施状況

長崎県人材活躍支援センター内の女性の就業支援コーナー（ウーマンズジョブほっとステーション）における就業相談（対面・オンライン・電話）の実施により、女性の就業について、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行った。

契約方法	随意契約
------	------

契約金額	21,906,074 円（ただし、「ウーマンズジョブほっとステーション」に関する分は6,176,527 円）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

第4 キャリア教育の推進と企業を支える人材の育成・確保

1 企業を支える人材確保

(1) 事業群主管所属・課（室）名

産業労働部 雇用労働政策課

(2) 事業群関係課（室）

雇用労働政策課

(3) 令和6年度事業費

664,514,907円

(4) 計画概要

企業における人材育成の取組は、生産性向上のみならず、人材の確保及び定着にも寄与するものです。社会人等を対象とした実践的な専門人材の育成や、県内産業で活用できる技術者・技能者を高等技術専門校で養成します。

(5) 取組項目

- ① 新たな基幹産業分野等における専門人材育成
- ② 多くの新規高卒者が入校している高等技術専門校の普通課程修了生の県内就職促進
- ③ 産学官が連携した人材育成の推進
- ④ 技術者・技能者の教育訓練システムへの支援

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
高等技術専門校運営事業	令和7年8月19日	令和7年12月22日
【事業内容】 長崎高等技術専門校、佐世保高等技術専門校の管理・運営を行うもの。		
【実施状況】 法令に規定する普通職業訓練（普通課程及び短期課程）を行った。		
【個別事業】 ①令和6年度職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備費等事業費） ②高等技術専門校運営事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
特別職業訓練費（訓練手当）	令和7年8月19日	令和7年12月22日
【事業内容】 公共職業安定所長の指示により職業訓練を受けている求職者（障害者、母子寡婦等）に対し、職業に就くための知識・技能の習得を容易にすることを目的として訓練手当を支給。		
【実施状況】		

30 人に対して訓練手当を支給した。
【個別事業】 令和 6 年度職業転換訓練費（就職促進訓練費）負担金

事業名	資料調査	ヒアリング調査
緊急離職者能力開発事業費	令和 7 年 8 月 19 日	令和 7 年 12 月 22 日
【事業内容】 就職にあたり、職業能力の開発を必要とする求職者のための訓練を計画し、民間教育機関に委託するもの。		
【実施状況】 ハローワーク等と連携し、離職者の再就職のための職業訓練及び就職支援について民間教育機関への委託訓練として実施した。		
【個別事業】 ①令和 6 年度障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業 ②令和 6 年離職者等再就職訓練事業委託契約		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
職業能力開発指導監督費	令和 7 年 8 月 19 日	令和 7 年 12 月 22 日
【事業内容】 職業能力開発促進法第 91 条により、都道府県職業能力開発計画、その他の職業能力開発に関する重要事項を調査・審議するもの。		
【実施状況】 県職業能力開発計画の一つである県立高等技術専門校のあり方について、産業界や学識経験者で構成される有識者会議を開催し、協議の進捗状況について、委員に対し書面報告を行った。		
【個別事業】 高等技術専門校のあり方検討有識者会議		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
技能向上対策費	令和 7 年 8 月 19 日	令和 7 年 12 月 22 日
【事業内容】 技能検定の実施、各種技能競技大会の開催・参加及び職業能力開発協会への運営費を補助するもの。		
【実施状況】 技能検定の実施、各種技能競技大会への参加、優れた技能者の表彰などを通じ、労働者の技能向上と社会的地位の向上を図った。		

<p>【個別事業】</p> <p>①令和6年度長崎県職業能力開発協会運営費補助金</p> <p>②令和6年度高校生資格取得講習会（高校生資格取得講習会委託事業）</p> <p>③令和6年度若年者ものづくり競技会支援事業</p>
--

事業名	資料調査	ヒアリング調査
事業内職業訓練推進費	令和7年8月19日	令和7年12月22日
<p>【事業内容】</p> <p>中小企業主等が、雇用する労働者に対し、職業能力の開発や資質の向上を図るため、事業所内で行う職業訓練に対して補助するもの。</p>		
<p>【実施状況】</p> <p>職業能力の開発及び資質の向上を図るため、事業内職業訓練を実施する事業者に対し、職業訓練に係る経費の補助を行った。</p>		
<p>【個別事業】</p> <p>令和6年認定訓練助成事業費補助金</p>		

【各事業の内容について】

1 高等技術専門校運営事業

(1) 補助金の概要

【補助対象者】

都道府県立職業能力開発校

【趣旨】

都道府県立職業能力開発校等の建物・機械の整備事業、職業訓練指導員研修事業の実施を円滑に行うため、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的とする。

【事業の内容】

都道府県が行う、都道府県立職業能力開発校及び都道府県立職業能力開発短期大学校（以下「都道府県立職業能力開発校等」という。）の建物・機械の整備等定められた交付対象の事業に係る経費に対して一定の補助金を交付する。

(2) 問題点

特に見当たらない。

なお、職業能力開発校の建物整備実績の中で、計画していた施設の改修工事について再設計が必要という理由で中止されたものがあつた。ヒアリング調査において詳細を確認したところ、建物の修繕計画の中で新たな修繕が必要な箇所が判明したり様々な事情により再設計が必要になる場合もあり、建物や設備の修繕については5ヵ年計画を立てながら適宜見直しをしつつ実施しているとのことであつた。建物や設備の修繕には、その修繕規模や工事内容によっては多額の費用を要することもあり、更に昨今の

材料費や人件費の高騰など物価高の影響も避けられないことから、修繕計画は短期的な視点だけでなく中長期的な視点を持ち、より効率的に、そして経済的に行う方法を検討する必要がある。このような視点からは、5ヵ年という中長期的計画を立てながら適宜見直しつつ建物や設備の修繕を行う取組は評価できるものであり、今後も継続して取り組んでいただきたい。

2 特別職業訓練費（訓練手当）

（1）交付金の概要

【交付対象者】

求職者（障害者、母子寡婦等）

【趣旨】

労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進することを目的として、国が労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第20条に基づく職業転換訓練費負担金について予算の範囲内において交付するもの。

【事業の内容】

就職促進訓練と職場適応訓練に対する給付金（訓練手当）事業を対象とし、就職促進訓練に必要な報償費又は負担金、補助及び交付金、職場適応訓練の実施に必要な報償費又は委託料に対して一定の割合により算出された額が交付される。

（2）問題点

特に見当たらない。

3 緊急離職者能力開発事業費

（1）令和6年度障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業

ア 事業概要

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する委託訓練を機動的に実施するもの。

就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図り、障害者の就職の促進又は雇用の継続に資することを目的とする。また、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施することにより、障害者の職業訓練機会の拡充が図られるものであり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨の推進に資するものとされている。

各都道府県に所在する国立・都道府県営の障害者職業能力開発校並びに都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校を委託元とし、委託先としては、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等地域におけるあらゆる民間資

源を最大限に活用するものとされている。

イ 問題点1【訓練参加者の就職率が低い】

令和6年度障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業における実施結果報告書を確認すると、委託訓練事業に参加できる定員が30名であるのに対して、応募者が24名であり、その応募者全員が委託訓練を修了している。高い参加率を確保し、その全員が修了していることは一定の評価ができるというべきである。

しかし、実際に企業等に雇用された者は6名しかおらず、事業の目的である障害者の就職の促進又は雇用の継続に資するという点からは十分に効果をあげているとは言いがたい。この点について、所管課のヒアリングによれば、就職支援の段階で就職説明会に職員が同行するなどの取組みがなされており、今後も就職率の向上のための工夫を検討していくとのことである。

障害者雇用は、国の施策として、障害者雇用促進法において、企業に対して、雇用する労働者の2.5%に相当する障害者を雇用することを義務付けており、これを満たさない企業からは納付金を徴収しており、この納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり障害者を雇用するために必要な施設設備費等に助成したりしている（障害者雇用納付金制度）。また、改正障害者雇用促進法が施行により、雇用分野における障害者差別は禁止、合理的配慮の提供は義務とされている。

このように国や障害者雇用施策は様々存在するものの、実際の就職率の向上のためにはさらなる工夫や検討が必要であると思われる。今後も事業に参加した参加者の就職に繋がるよう、現状の分析と今後の就職率向上のための方策を引き続き検討していただきたい。

【意見】

委託訓練事業に参加した参加者の就職率の向上のための方策を今後も引き続き検討することが望ましい。

(2) 令和6年度離職者等再就職訓練事業委託契約

ア 委託契約の概要

離職者等の就職促進に資する多様な教育訓練機会を確保し、これらの者の早期の就職促進を図ることを目的として、都道府県等に委託訓練の実施を委託するもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

4 職業能力開発指導監督費（高等技術専門校のあり方検討有識者会議）

(1) 概要

県職業能力開発計画の一つである県立高等技術専門校のあり方について、産業界

や学識経験者で構成される有識者会議を開催するにあたり、職業能力開発審議会、全国主管課長会議、九州各県主管課長会議等関係団体の打合せ等に関する経費を負担するもの。

(2) 問題点

特に見当たらない。

5 技能向上対策費

(1) 令和6年度長崎県職業能力開発協会運営費補助金

ア 補助金の概要

【補助対象者】

長崎県職業能力開発協会

【趣旨】

長崎県職業能力開発協会に対して、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第82条の規定により行う事業の実施に要する経費のうち、協会の管理に要する経費やその他知事が必要と認める経費等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和6年度高校生資格取得講習会（高校生資格取得講習会委託事業）

ア 委託契約の概要

高校生を対象に溶接等各種資格取得のための講習会を事業者に委託するもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

なお、当該事業については、関係資料を確認したところ、資格講習会の経費の精算に関して、所管課の担当職員が現地確認した際の内容や結果を報告する復命書が添付されていた。必ずしも全ての現地確認に際して復命書が求められているものではないが、現地確認の復命書が添付されることによって、担当職員によって適切な時期に、委託された業務が正しく実行されたか、要綱等に従い正しく対象経費を確認しているかが分かり、好ましい対応である。

(3) 令和6年度若年者ものづくり競技会支援事業

ア 事業概要

【補助対象者】

都道府県立職業能力開発校、工業高校等

【趣旨】

職業能力開発施設、工業高等学校等において技能を習得中の若年者（原則20歳以下）であり企業等に就業していない者を対象に、技能競技を通じ、これら若者に目標

を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する若年者ものづくり競技会に参加する学校等に対して、一定の経費を負担するもの。

イ 問題点 2 【事業報告書の提出が遅れている】

当該事業の実施要領第 5 条には、「校長は長崎県雇用労働政策課長に対し、支援事業終了後、遅滞なく事業報告書（様式 4）及び事業費精算書（様式 5）を提出するものとする。」と規定されている。

資料を確認したところ、支援事業自体は令和 6 年 7 月から 10 月にかけて実施されていたが、参加している学校のひとつからは令和 7 年 2 月 17 日付で事業報告書及び事業費精算書が提出されていた。

事業報告書や事業費精算書は、適切な支出を判断するために重要な報告書類であり、実施要領に従って提出されなければならないが、本件では事業実施から約半年程度経過した後提出されており、実施要領に定める「遅滞なく」提出されたものと評価することはできない。

担当課におかれては、事業の実施要領に従い、補助対象者に対して事業実施後に遅滞なく事業報告書等が提出されるよう指導すべきである。

【指摘事項】

事業の実施要領に従い、補助対象者に対して事業実施後に遅滞なく事業報告書等が提出されるよう指導すべきである。

6 事業内訓練事業費（令和 6 年度認定訓練助成事業費補助金）

(1) 補助金の概要

【補助対象者】

事業内職業訓練を実施する事業者

【趣旨】

職業能力開発促進法第 24 条第 1 項の規定により認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）の振興に資するため、予算の定めるところにより、認定職業訓練を実施する中小企業事業主、中小企業事業業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小企業事業主等」という。）又は認定職業訓練のための施設を設置し、若しくは設備を整備する市町に対し、認定訓練助成事業費補助金を交付するもの。

【事業の内容】

中小企業事業主等が行う認定職業訓練の運営に要する経費や集合して行う学科及び実技の訓練に使用する教室、実習場等の施設又は機械等の設備の設置又は整備に要する経費に対して一定の補助をする。

(2) 問題点

特に見当たらない。

2 多様な人材確保

(1) 事業群主管所属・課（室）名

産業労働部 雇用労働政策課

(2) 事業群関係課（室）

未来人材課

(3) 令和6年度事業費

174,240,000円

(4) 計画概要

県内企業では人材不足が深刻化していますが、企業側や雇用者側のニーズを的確にマッチングするには、多様な人材の確保が求められます。女性や高齢者等の活躍を促進するほか、広く外国人材の受け入れを図るとともに、友好交流等の関わりがある相手国・地域と連携して受け入れます。また、IT人材や商品開発・販路拡大などの高度人材については、県内大学生や留学生、県外のプロフェッショナル人材等の確保を促進します。

(5) 取組項目

- ① 長崎県人材活躍支援センターを設置し、若年者等と県内の中小企業等とのマッチングの強化により、県内企業の人材確保を後押し
- ② 企業のキャリアパス導入支援
- ③ 就職氷河期世代のキャリアアップ、就業支援
- ④ プロフェッショナル人材の活用促進
- ⑤ IT人材については、県内大学等と企業の意見交換を実施し、県内就職を促進

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎で輝く！人材マッチング事業	令和7年8月21日	令和7年12月9日 令和7年12月16日
【事業内容】 県内企業の人手不足解消と求職者の県内就職・県内定着促進を図るため、企業の採用力向上に向けた伴走型支援を実施。		
【実施状況】 人材確保に課題を抱える県内企業に対し、採用力向上支援員が採用活動にかかるアドバイス等を実施した。 人材活用センターで求職者へのキャリアカウンセリング等の支援を実施した。		
【個別事業】 ① 令和6年度「ジョブなび長崎」システム保守管理等業務委託 ② 令和6年度若手人材定着・育成促進アドバイザー派遣事業 ③ 長崎県人材活用支援センターに関するSNS広告業務 ④ 「ながさき就職応援ブック」広告掲載業務		

- ⑤ 長崎県人材活用支援センターの周知に係る新聞広告掲載業務
- ⑥ 長崎県人材活用支援センター事務所借上げ
- ⑦ 令和5～6年度長崎県人材活用支援センター就職支援業務委託

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎で活躍！成長分野の人材育成と雇用創造プロジェクト事業	令和7年8月21日	令和7年12月9日 令和7年12月16日
【事業内容】 成長分野（半導体・情報関連）の人材確保を図るため、良質で安定した雇用の場への就労と成長分野企業の人材確保の双方を支援。		
【実施状況】 オンライン就職フェアや企業での体験就労を通じた正規雇用への支援等を実施した。		
【個別事業】 ①令和6年度IT分野人材育成・就職支援事業業務委託 ②令和6年度長崎県体験型正規就労促進事業業務委託 ③令和6年度長崎県オンライン就職フェア開催等業務委託 ④令和6年度動画配信型学習サービス提供業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
就職氷河期世代人材マッチング事業費	令和7年8月29日	令和7年12月16日
【事業内容】 就職氷河期世代のうち、①不安定な就労状態にある方（不本意に非正規で働く方など）、②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方の就職、正規就業を支援する。		
【実施状況】 地域若者サポートステーションと連携した県内就職及び正規雇用への転換を促進するとともに、採用力向上支援員による求人開拓や職場体験受入企業の開拓、氷河期世代支援にかかる周知広報を実施した。		
【個別事業】 地域若者サポートステーション就職氷河期世代支援業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
プロフェッショナル人材戦略拠点事業	令和7年8月29日	令和7年12月9日

<p>【事業内容】</p> <p>県内企業との面談により、企業の求める人材を掘り起こし、求める人材が特定された場合、企業の意向を踏まえ、登録人材紹介事業者へ、その人材ニーズを取り次ぎ、プロフェッショナル人材の確保を図る。</p>
<p>【実施状況】</p> <p>経営者との面談を重ね、県内企業の「攻めの経営」への転換を促すとともに、経営者向けセミナーの開催等により、プロフェッショナル人材の活用を推進した。</p>
<p>【個別事業】</p> <p>令和6年度長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業運営業務委託</p>

【各事業の内容について】

1 長崎で輝く！人材マッチング事業

(1) 令和6年度「ジョブなび長崎」システム保守管理等業務委託

ア 委託業務概要

本県が運営する「ジョブなび長崎」の保守・管理業務を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	1,403,600円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点1【「他県における同様な契約事例と契約方法」の記載が不十分である】

本事業の随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例と契約方法」欄には「なし」との記載のみがなされている。

しかしながら、自治体が運営する求人システムは、他県においても存在していると思われるところ、「なし」の記載を素直に読めば、「自治体が運営する求人サイトが他県には存在しない」と解釈できそうである。そのような解釈であれば、「なし」との記載も許容され得るが、「他県における同様な契約事例」の記載については、そもそも「同様な契約事例」をどのように捉えるかによって、記載内容も大きく異なり得るものであるため、「同様な契約事例」をどのように捉えているのかを明記しておく必要がある。

そこで、「他県における同様な契約事例と契約方法」の欄には、多義的な理解をなくすために、例えば、「九州各県では自治体が運営する求人システムの存在は確認できなかった」、「自治体が運営する求人システムは存在するものの、同システムの保守管理を委託している事例は確認できなかった」と記載するなど、「同様な契約事例」の捉え方を明記した上で、調査の範囲・結果を簡潔に記載することが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートの「他県における契約事例と契約方法」の欄には、「同様な契約事例」の捉え方を明記した上で、調査の範囲・結果を簡潔に記載することが望ましい。

(2) 令和6年度若手人材定着・育成促進アドバイザー派遣事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

若手社員が抱える仕事や人間関係の悩みのサポートに必要な社内コミュニケーション力の向上や、若手人材育成制度の整備を行おうとする県内中小企業等に対し、県が専門人材を「若手人材定着・育成促進アドバイザー」として派遣し、若手社員の早期離職防止を図る。

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 長崎県人材活用支援センターに関するSNS広告業務

ア 委託業務概要

長崎県人材活躍支援センターに関するSNS広告業務を依頼するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	825,000円
契約期間	令和6年12月13日～令和7年3月24日

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) 「ながさき就職応援ブック」広告掲載業務

ア 委託業務概要

ながさき就職応援ブックに広告を掲載する業務を依頼するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	357,000円
契約期間	令和7年1月9日～令和7年3月28日

イ 問題点

特に見当たらない

(5) 長崎県人材活用支援センターの周知に係る新聞広告掲載業務

ア 委託業務概要

長崎県人材活用支援センターを周知するために新聞広告を掲載する業務を依頼するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	440,000円

契約期間	令和6年11月15日～令和6年12月16日
------	-----------------------

イ 問題点

特に見当たらない

(6) 長崎県人材活用支援センター事務所借上げ

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

長崎県人材活躍支援センターは、求職中の方々の県内就職を支援するために本県が設置する就業支援施設である。若者、女性、高齢者など様々な求職者のニーズに応じて、併設するハローワークつきまちセンター・ヤングハローワークと連携し、就職相談から職業紹介までを支援しており、長崎県と長崎労働局による共同運営となっている。したがって、同センターの事務所については、労働局と協議のうえ、メルカつきまちに設置している。

イ 問題点2【近隣物件の賃料相場の検討が不十分なまま賃料値上げ要請に応じている】

賃貸人は、令和5年11月20日、賃料及び管理費の値上げを求めており、その理由として「原油価格上昇、円安による諸物価高騰、電力、ガスの単価上昇」を挙げている。

この賃料及び管理費の値上げの要請に対し、県は、特に異議を唱えることなく「了解」の回答をしているところ、このような県の判断自体は特に責められるものではない。

もっとも、賃貸人が挙げる理由は、いずれも管理費値上げの理由にはなり得ても、賃料を値上げする理由にはなっていないと考えられ、賃料値上げを正当化する最も重要な理由としては、通常、近隣物件の賃料相場の上昇が挙げられている必要がある。

そこで、賃貸人からの賃料値上げの要請に応じるか否かについては、近隣物件の賃料相場の動向などを踏まえた検討を行うことが望ましい。

【意見】

賃貸人からの賃料値上げの要請に応じるか否かについては、近隣物件の賃料相場の動向などを踏まえた検討を行うことが望ましい。

(7) 令和5～6年度長崎県人材活用支援センター就職支援業務委託

ア 委託業務概要

県内での就職を希望する求職者等にそのニーズに応じた専門カウンセリングや就職支援セミナー等の実施する業務を委託するもの。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	43,317,149円

契約期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
------	--------------------

イ 問題点

特に見当たらない

3 長崎で活躍！成長分野の人材育成と雇用創造プロジェクト事業

(1) 令和6年度IT分野人材育成・就職支援事業業務委託

ア 委託業務概要

IT未経験の求職者等を対象に、ITスキル習得から、県内企業への就職までを支援するため、令和5年度にプロポーザルで選定し、企業が求めるスキルを反映した講座と就職支援プログラムを構築した受託事業者に対し、企業のニーズを反映した講座の実施などを委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	27,214,000円
契約期間	令和6年5月10日～令和7年3月21日

イ 問題点3【受講離脱者の離脱理由の取りまとめと分析が不十分である】

本事業の受講者数72名（エンジニア養成コース44名、DX人材基礎コース28名）のうち修了者は58名であり、離脱者は14名となっている。離脱者の離脱時期、離脱理由は、今後、本事業を継続していく上で必要な情報である。

この点、県においては、離脱の懸念がある受講生に対しては、メンター面談を実施して学習進捗の確認、就職活動の状況などを聞き取り、離脱防止のサポートを行うにとどまらず、離脱の際には離脱理由の聴取まで行っている。

離脱理由については、次年度以降の事業計画に反映はしているものの、取りまとめた上での分析は不十分であったといえる。

そこで、受講離脱者の離脱理由については、これを取りまとめた上で分析し、次年度以降の事業計画に反映していくことが望ましい。

【意見】

受講離脱者の離脱理由については、これを取りまとめた上で分析し、次年度以降の事業計画に反映していくことが望ましい。

(2) 令和6年度長崎県体験型正規就労促進事業業務委託

ア 委託業務概要

半導体及び情報関連産業分野の長崎県内企業における人材確保に向け、紹介予定派遣制度を活用した求職者への就業に向けた支援及び求職者と企業とのマッチングを実施し、良質な雇用の場への就職の実現を図ることを目的として、基礎的研修を実施した上で派遣労働者として雇用、対象分野の県内企業への紹介予定派遣を活用した体験型就労支援を委託するもの。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
------	-----------------

契約金額	23,564,510 円
契約期間	令和6年5月16日～令和7年3月31日

イ 問題点4【審査員に民間からの選出者がいない】

プロポーザルの提案を審査する審査委員は、県職員3名のほかは、厚生労働省長崎労働局職業安定部職業対策課課長1名、産業雇用安定センター長崎事務所所長1名で、いずれも行政機関や本県の出資団体からの選出となっており、民間団体等からの審査員選出がない。

審査員は人数を確保すること自体が困難な状況であるといえ、民間団体等から審査員を選出することが極めて困難であることは十分に理解できるところである。もっとも、プロポーザルの提案評価は、官民双方の視点から審査するのが望ましく、実際に事業を成功させる上でも、民間の意見は重要となってくるものと思われる。

したがって、プロポーザルの提案を審査する審査委員については、官民双方からバランスよく選出するのが望ましいため、そのような人選ができるよう検討を続けていくことが望ましい。

【意見】

プロポーザルの提案を審査する審査委員については、官民双方からバランスよく選出するのが望ましいため、そのような人選ができるよう検討を続けていくことが望ましい。

(3) 令和6年度長崎県オンライン就職フェア開催等業務委託

ア 委託業務概要

本県の半導体・IT関連産業分野における即戦力人材や高スキルのIT人材等を特に県外から確保するため、企業面談会のためのシステム構築等、企業面談会の開催・運営、参加企業の選定・対応、参加者の募集などの業務を委託するものである。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	22,220,000 円
契約期間	令和6年7月19日～令和7年3月21日

イ 問題点5【学識経験者に民間からの選出者がいない】

本事業において、意見を述べるができる学識経験者2名は、長崎労働局、公益財団法人産業雇用安定センターから1名ずつ選出されているところ、いずれも行政機関や本県の出資団体からの選出である。

学識経験者は人数を確保すること自体が困難な状況であるため、民間団体等から学識経験者を選出することが極めて困難であることは十分に理解できるところである。もっとも、総合評価における技術提案に対しては、官民双方の視点から意見が述べられるのが望ましい。

したがって、総合評価方式の一般競争入札における学識経験者については、可能な限

り、官民双方からバランスよく選出するのが望ましいため、そのような人選ができるよう検討を続けていくことが望ましい。

【意見】

総合評価方式の一般競争入札における学識経験者については、可能な限り、官民双方からバランスよく選出するのが望ましいため、そのような人選ができるよう検討を続けていくことが望ましい。

ウ 問題点6【目標値不達成の原因分析が十分とはいえない】

本委託業務の仕様書には、就職の実現として目標値30名が掲げられているところ、最終的な実績は7名にとどまり、しかも、7名うち1名は就業後1か月で退職してしまっている。

目標値を実現できなかった要因は多岐にわたるものといえ、また、設定した目標値自体が希望的な数値であった可能性も否定できないため、当然のことながら、目標値を実現できなかったという一事をもって、本事業の是非を論ずることはできない。

もっとも、学識経験者からは「昨年（令和5年度）の失敗を繰り返さないためには…」との発言があり、少なくとも関係者においては、「令和5年度は失敗に終わった」との認識がある中で、翌年度にあたる令和6年度においても、目標値の23%程度の達成率にとどまってしまった以上、過年度実績などを踏まえた効果の検証等が必要な時期にきているといえる。

この点、本事業において、県は、学識経験者や受託事業者との間で、過年度実績を踏まえた協議を行うなどして事業効果の検証等も行っているとのことであるが、今後は、これらの協議内容を課内全体で共有しながら原因分析を行い、これを次年度以降の事業に反映していくことが望ましい。

【意見】

学識経験者や受託事業者との間で行った協議内容については、課内全体で共有しながら原因分析を行い、これを次年度以降の事業に反映していくことが望ましい。

(4) 令和6年度動画配信型学習サービス提供業務委託

ア 委託業務概要

DX推進等に必要な知識や考え方の習得を支援し、さらには求職者ごとに希望するスキルを身につけることで、デジタル知識を持った人材の育成や就職支援を行い、県内企業への就職につなげるためにオンラインでの動画配信型学習サービスを提供する業務を委託するものである。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	2,220,000円
契約期間	令和6年7月19日～令和7年3月31日

イ 問題点7【同日に作成された2つの同じ検査調書がいずれも記録に綴られている】

本事業の一件記録には、2通の委託業務検査調書が綴られており、いずれも作成日は同じで、一方が「受講者数（ID発行数）200人」、他方が「受講者数（ID発行数）101人」と記載されている以外には、内容も押印も全く同じである。いずれかが誤記で差し替えられたものであろうことは予測がつくが、何の注意書き等もなく両書面が同じ記録に綴られてしまうと、どちらが正式書類なのかが不明確となってしまう。

そこで、書面の差替えがなされた場合には、差替えがあったことが分かるような書面、文言等を添えて、記録に綴っておくべきであり、同日に作成された同じ書面について、どちらが正式書面なのかが不明確であるような綴り方は控えるべきである。

【指摘事項】

書面の差替えがなされた場合には、差替えがあったことが分かるような書面、文言等を添えて、記録に綴っておくべきであり、同日に作成された同じ書面について、どちらが正式書面なのかが不明確であるような綴り方は控えるべきである。

4 就職氷河期世代人材マッチング事業費

地域若者サポートステーション就職氷河期世代支援業務委託

ア 委託業務概要

本事業は、地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の就労支援、職業的自立を促進するものであり、サポートステーション拠点がなく地域での巡回相談、サポートステーションが実施する各種プログラム、参加者への旅費支給の業務を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	16,349,417円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点8【経費流用の必要性を検討しているにもかかわらず通知の発出がない】

本事業の委託金は、団体職員の人件費に充てることも許容されているところ、本事業では、受託事業者において賃金の改定があり、委託金が充てられる人件費の金額が契約期間の途中（令和6年12月から）から増額されている。

委任型の委託契約について、当初の委託申込時の経費算定内訳書の内容に変更が生じている場合であっても、契約書の記載内容に関する修正がない場合には、変更契約の必要性までではない。

もともと、経費内訳の変更については、提示した経費内訳を自由に変更してしまうのは適当ではない。そこで、経費内訳の変更については、受託事業者から経費流用が必要な理由及び金額を報告させ、その必要性を検討し通知すべきとされているが（財務相談一覧表・No516）、本事業においては、経費流用の必要性を検討した上での通知までは発出していない。

そこで、経費内訳の変更がある場合には、財務相談一覧表の質問要旨への回答内容に

したがって、経費流用の必要性を検討した上で通知を発出するべきである。

【指摘事項】

経費内訳の変更がある場合には、財務相談一覧表の質問要旨への回答内容にしたがって、経費流用の必要性を検討した上で通知を発出するべきである。

5 プロフェッショナル人材戦略拠点事業

令和6年度長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業運營業務委託

ア 委託業務概要

県内中小企業の「攻めの経営」や「デジタル化」への意欲を喚起し、企業が求める人材と求職者のマッチングを実施する民間人材ビジネス事業者や県内金融機関等と連携することで、プロフェッショナル人材の地方還流（U I Jターン）を図るとともに、人材の活用による企業の経営革新の実現を促すことを目的として、プロ人材拠点を設置・運営する等の事業を行うことを委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	33,348,271円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点9【前払い金の必要性などの検討した書面であることが不明確である】

委託については、業務完了後に委託料を支払うのを原則としつつも、「必要と認められる金額」については、「受託事業者の請求」に基づき前払金により支払うことも認められている（委託契約第3条1項）。これを受けて、県においては、受託事業者が前払い金の支払いを求める場合、「前払金を必要とする理由」を記載した前払い請求書を提出することとしている。

本県では、令和3年10月15日付会計課長通知において、「前金払いを行う場合については、その必要性や支払時期、金額の妥当性について十分に検討し、検討した結果を書面で整理すること」とされており、これを受けて、担当課においては、「前金支払いのための検討について（案）」という書面を作成して、検討結果を書面で整理している。

もっとも、この書面は、上記会計課長通知に従った「検討結果を整理した書面」であることが不明確であり、むしろ「案」との記載に照らせば、案文という取扱いにしかならないはずである。

そこで、上記会計課長通知に従って前払いの必要性、時期、金額の妥当性を検討した書面を作成した場合には、同通知に従って作成した書面であることが直ちに分かるような記載を付記しておくことが望ましい。

【意見】

令和3年10月15日付会計課長通知に従って前払いの必要性、時期、金額の妥当性を検討した書面を作成した場合には、同通知に従って作成した書面であることが直ち

に分かるような記載を付記しておくことが望ましい。

3 キャリア教育の推進

(1) 事業群主管所属・課（室）名

教育庁 高校教育課

(2) 事業群関係課（室）

義務教育課、未来人材課

(3) 令和6年度事業費

109,242,000 円

(4) 計画概要

子どもたちが社会や職業との関連を意識しながら主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、望ましい勤労観、職業観を育成していくことができるよう、発達段階に応じたキャリア教育・職業教育の充実を図ります。

(5) 取組項目

- ① 児童生徒の発達段階に応じた「夢・憧れ・志」を育む教育の推進
- ② インターンシップ活動等の体験的な学習活動の充実
- ③ 地域の課題を解決する職業体験学習等により地域を担おうとする人材を育む教育を推進
- ④ 大学卒業後の県内定着を支援するために進学希望者の多い普通科高校において県内企業説明会を実施
- ⑤ 県内企業やふるさと教育に対する教員の理解の深化

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
小中高が一体となったふるさと教育推進事業	令和7年8月12日	令和7年10月29日 令和8年2月2日
<p>【事業内容】 「ふるさとの未来を担う人材」を育成するために、ふるさとを舞台に、地域の魅力を小学校から中学校まで学ぶ系統的なカリキュラム及び高等学校との連携・協働の在り方を含めた体制づくりについて研究を進め、県下に発信することでその普及を図る。</p>		
<p>【実施状況】 5市町の小中学校12校を拠点校として指定し、ふるさとを舞台に地域の魅力を小学校から中学校まで学ぶ系統的なカリキュラムと高等学校との連携・協働の在り方を含めた体制づくりについて研究を進めた。研究における取組を「モデルカリキュラム」として冊子にまとめ、県内の小中学校へ配付し普及を図った。</p>		
<p>【個別事業】 小中高が一体となったふるさと教育推進事業</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
高校生のためのふるさと長崎就職応援事業	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】 就職希望者が多い高校にキャリアサポートスタッフ（CSS）を配置するもの。		
【実施状況】 CSSを配置し、生徒や保護者に対して県内企業の魅力と情報を提供するとともに、学校内での企業説明会、インターンシップの支援等を実施することで、県内企業への就職を支援した。		
【個別事業】 高校生のためのふるさと長崎就職応援事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
キャリア教育・産業教育指導費	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】 近年の技術の進展に伴う産業経済の著しい変化に即応するため、産業界の変化に対応できる人材の育成と産業教育の振興・充実を図る。		
【実施状況】 企業・研究機関等から講師を招へいする産業エキスパートセミナーや、GAP教育に対する支援（農業）、現場実習やものづくりコンテスト等の技術・技能向上に対する支援（工業）、プレゼンテーション能力・課題解決能力向上に対する支援（商業）等を実施した。		
【個別事業】 ①産業エキスパートセミナー事業 ②プロジェクト研究活動及びGAP教育日垂する支援（農業） ③技術・技能向上に対する支援（工業） ④プレゼンテーション能力・課題解決能力向上に対する支援（商業） ⑤高等学校産業教育県内事業所等委託実技研修 ⑥産業教育振興会補助金 ⑦産業・情報技術等指導者養成事業 ⑧産業教育実習助手資質向上事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎の未来を創るワクワク産業教育実践事業	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】		

産業教育の向上のため、専門教育を担当する教職員の研修や、農業・工業・商業高校等の専門系高校の連携を図り共同学習を展開することで、次世代の産業へ柔軟に対応できる知識や技術を習得させる。

【実施状況】

先端技術や独自の技術を持つ企業や研究機関等を活用した「先端企業教員研修事業」、専門高校が連携した協働型の探究学習を展開する「A I C（農工商）連携ネットワーク構築事業」、総合学科同士を繋ぐことで学びを広げ、複数校が I C Tを活用しながら合同授業の試行等を実施した。

【個別事業】

- ①先端企業教員研修事業
- ②A I C（農工商）連携ネットワーク構築事業
- ③S O U G O（総合学科・相互）産業ネットワーク構築事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
<ビジョン>空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】		
高校生がドローンを学ぶ機会を創出し、スキルを習得することにより、将来の産業界でドローンを活用する人材の育成を図る。		
【実施状況】		
ドローンの操縦やプログラミングを体験する講座と各専門高校において外部人材等を活用して専門的な知識・技能を学ぶ講座を実施した。		
【個別事業】		
<ビジョン>空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
N E X T長崎人材育成事業費	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】		
急速な技術の発展等による社会情勢の変化に対応し、柔軟な発想で課題解決や新しい価値の創造ができる人材を育成するため、企業見学や外部人材による講座、アプリ開発講座、アントレプレナーシップ教育の充実を図る。		
【実施状況】		
産学官が連携して企業見学や外部人材による講座を各高校で行い、アプリ開発講座を2コース、アントレプレナーシップ教育を夏・冬の2回実施した。		
【個別事業】		
①外部講師招聘事業		

- ②企業見学会事業
- ③令和6年度「未来創造スタートアップチャレンジ推進事業」
- ④アプリ開発講座
- ⑤アプリ開発コンテスト（ロボット制御コース）
- ⑥アプリ開発コンテスト（VRコース）

【各事業の内容について】

1 小中高が一体となったふるさと教育推進事業

小中高が一体となったふるさと教育推進事業

ア 委託業務概要

ふるさとを舞台に、地域の魅力を小学校から中学校まで学ぶ系統的なカリキュラム及び高等学校との連携・協働のあり方を含めた体制づくりについて研究を進め、県下に発信することでその普及を図り、これにより将来ふるさとの未来を担う人材を育成するため、県下5市町（長崎市、島原市、大村市、対馬市及び南島原市）を研究指定市町と定める。

研究指定市町に指定された各市町は、各市町が設置している小中学校から研究指定校を指定し、小中高が一体となったモデルカリキュラムの開発、効果的なふるさと学推進協議会の設置・運営、児童生徒の活動の様子が伝わるふるさと学発表会の実施、評価アンケートの実施・分析等の研究を行う。

県は、研究指定市町に対し、研究に要した費用につき100万円を上限とする委託費を支払う。

各市町とも、令和6年度は、令和5年度からの2年間にわたる研究の2年目であった。

イ 問題点1【実績報告の検査が十分になされていない】

研究指定市町の一つである島原市は、県に対する指定申請において、研究指定校に招へいするゲストティーチャーに対して支払う謝金を1時間当たり1,000円（小学校）ないし2,000円（中学校）と予算立てしていた。他方、年度の終了時に島原市から提出された実績報告には、小学校に招へいしたゲストティーチャーに対して一人当たり5,000円を支払ったと記載されていたが、その算定根拠は明らかにされていなかった。県は、その算定根拠を確認することなく同実績報告に基づいて費用負担を決定した。

しかし、研究指定市町がゲストティーチャーに対して支払った謝金の金額が適正な算定根拠を伴ったものであるかどうかは、県がその費用を負担すべきかどうかを判断する上で極めて重要な事情であり、必ず確認されるべき事項である。予算段階では小学校のゲストティーチャーに対する謝金の単価は1時間当たり1,000円とされていたから、このことに基づき、ゲストティーチャーの活動時間が一人当たり5時間であり、これに時間単価1,000円を乗じることによって算定されたのではないかと推測すること

ができないわけではないが、実績報告には時間単価なり活動時間なりの記載はなく、あくまで推測の域を出ないから、これでは算定根拠を確認したことにはならない。

【意見】

各市町から受けた実績報告に記載された費用の算定根拠を確認することが望ましい。

2 高校生のためのふるさと長崎就職応援事業

高校生のためのふるさと長崎就職応援事業

ア 事業の概要

【目的】

就職希望者が多い高校にキャリアサポートスタッフを配置し、生徒や保護者に対して県内企業の魅力と情報の提供を行い、県内企業への就職等を支援する。

【配置職員】

任用期間は1年。会計年度任用職員として週29時間勤務する。

令和6年度キャリアサポートスタッフ配置数は23名。複数校を併任するキャリアサポートスタッフもいるため、令和6年度キャリアサポートスタッフが配置された校数は39校であった。

【職務内容】

教職員が行う業務のうち、以下のことを支援する。

- ① 学校内での企業説明会の実施と企業との連絡調整
- ② インターンシップの支援
- ③ 生徒・保護者のための企業見学会の実施
- ④ 県内企業のニーズの学校等への提供
- ⑤ 職業観・勤労観を1年次から育成するキャリア教育支援
- ⑥ 生徒が希望する職種・業種における県内企業への求人開拓
- ⑦ 就職選択時等に関する生徒や保護者の進路相談への対応
- ⑧ 就職試験に関する生徒の指導（面接指導）
- ⑨ 職員が配置されていない学校への情報提供
- ⑩ 就職者のフォローアップ（早期離職防止）

ただし、キャリアサポートスタッフは県内就職支援にかかる業務に重点を置くこととする。業務の目標管理や具体的内容については令和6年度当初に確認する。

【令和6年度キャリアサポートスタッフ活動実績】

- ・ 企業訪問日数 平均13、合計516。上五島高校に配置されたキャリアサポートスタッフは132であり、他校に比して突出して多い。
- ・ 訪問事業所数（うち新規） 平均26（3）、合計1,009（116）。上五島高校に配置されたキャリアサポートスタッフは305（36）であり、他校に比して突出

して多い。

- ・ 新規求人開拓事業所数 平均4、合計160。
- ・ 面接指導回数 平均110、合計4,288。上五島高校に配置されたキャリアサポートスタッフは620であり、他校に比して突出して多い。
- ・ 面接人数 平均133、合計5,179。上五島高校に配置されたキャリアサポートスタッフは620であり、他校に比して突出して多い。
- ・ 他校相談件数 平均10、合計377。

イ 問題点2【特定の職員だけが突出して活発に活動している】

上記のとおり、令和6年度キャリアサポートスタッフの中では、企業訪問日数、訪問事業所数（新規を含む）、面接指導回数、面接人数の各指標において、上五島高校に配置された職員の活動実績が他校の職員に比して突出して多い結果となっていた。配置される職員によってその活動の量や質に極端に差があることは教育機会の公平性を欠き望ましくないから、他校に配置された職員においても、各配置校の実情に応じて、より多くの活動を行うべきである。

県においては、上五島高校の企業訪問日数及び訪問事業所数（新規を含む）が突出して多い要因について、同校は他校に比して生徒数が少ないため、生徒対応に要する時間が少ない分、事業訪問に時間を割くことができるのではないかと分析したが、上記のとおり、上五島高校に配置されたキャリアサポートスタッフは、面接指導回数及び面接人数という、生徒対応に関する業務についても他校に比して突出して多い結果となっていたから、このような分析では不十分ではないかと考えられる。

また、県においては、上五島高校の面接指導回数及び面接人数が突出して多い要因について、計測方法の違いである可能性を指摘したが、県が計測方法に関する統一的な方法を示しているわけではないこともあり、断定することができていない。計測方法が各職員に委ねられている状況も望ましくないことから、統一的な計測方法を検討すべきである。とりわけ、本事業については、就職希望者数あたりの生徒面接指導回数が活動指標とされているのであるから、本事業の効果測定を的確に行うという観点からしても、面接指導回数や面接人数といった面接の数に関する計測方法を定めることは重要であるといえる。

【意見】

各校に配置するキャリアサポートスタッフ職員の活動の質・量の向上を図ることが望ましい。

また、各キャリアサポートスタッフ間での活動に差が生じている要因を正確に分析することが望ましい。

3 キャリア教育・産業教育指導費

(1) 産業エキスパートセミナー事業

ア 事業の概要

【目的】

近年の技術の進展に伴う産業経済の著しい変化に即応するため、高等学校等に企業・研究機関等から講師を招へいし、産業界の変化に対応できる人材の育成と産業教育の充実を図る。

【内容】

原則として県内の企業・研究機関等から講師を招へいし、講義及び実験実習等を行う。実施時数は年間1学級当たり1時間以上4時間程度。

【令和6年度の実施状況】

実施学校数 28校、延べ講師数 403名、延べ時間数 608時間。

イ 問題点3【事業目的との関連性が判然としない授業が含まれている】

家庭分野においてゆかたの着装とマナーについての講義がされたが、当該講義は、「近年の技術の進展に伴う産業経済の著しい変化に即応する」という本事業の目的との関連性が判然としない。

県においては、全ての産業分野において技術が進化しているとの認識であったが、ここでいう「技術」というのは科学技術を指すと解釈するのが自然であると考えられ、このような科学技術とは異なる分野の講義を本事業に含めることには疑問がある。

【意見】

講義の内容は、事業目的との関連性の認められるものとするのが望ましい。

(2) プロジェクト研究活動及びGAP教育に対する支援（農業）

ア 事業の概要

【プロジェクト研究活動に対する支援】

①地域の企業等と連携したブランド製品の共同研究開発及び商品化、②環境保全型農業に対応できる農業起業家の育成、③希少動植物の保護・繁殖、品種の改良に関する共同研究

【GAP教育に対する支援】

※GAP=Good Agricultural Practice=農業生産工程管理

①GAP取得又はその維持についての取組とその学習、②GAP公認の第三者機関による農場コンサルタントによる学習、③GAP実践の農業経営者や指導員による出前授業や現場での実習、④先進的取組を行っている農業関係高校や関係機関の視察研修

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 技術・技能向上に対する支援（工業）

ア 事業の概要

【生徒技術講習会（工業）】

高校生ものづくり技術講習会、民間の熟練技術者や高等技術専門校の職員等を講師とした先端的技術の講習会を実施。令和6年度は、各学校で計21講座開催され96名が参加した。

【建設系人材育成（工業）】

地域を支える建設人材育成事業である。建設産業分野の人材育成のため、業界団体・大学・研究機関と連携して長期間の現場研修や各種構造物の保守点検技術に関する講習会を実施する（佐世保工業高校、鹿町工業高校、大村工業高校）。令和6年度は、①建設現場実習（安全教育）に103名、②インフラ長寿命化体験実習（長崎大学での演習、学校近隣地区の橋梁点検実習）に11名、③学校独自プログラムに279名が参加した。

各校生徒の2級土木施工管理技検定学科試験などの関係資格の受験者数や合格率を集計している。

【技能五輪メダリスト招へい講習会（工業）】

技能五輪メダリスト招へい技能向上研修の開催である。技能五輪入賞者を招き、最高峰の実演・講話・指導を通して、工業高校の生徒及び指導者の技術・技能の向上を図る。令和6年度は長崎工業にて実施し、生徒11名、職員4名が参加した。

【教員技術講習会（工業）】

教職員ものづくり技能伝習研修の開催である。教職員の先端技術習得を目的とした講習会を実施した。機械、電子、建築、土木、科学の5分野で計5講座を実施し、計55名が参加した。

【ものづくりコンテスト（工業）】

高校生ものづくりコンテストの実施である。コンテストを通して技術・技能水準の向上を図り、高い専門的知識や技術を持った人材の育成を目指す。令和6年度は、令和6年6月15日に全国大会に準じる内容で長崎県高校生ものづくりコンテストを開催した。その結果、全国大会において電子回路組立部門で1位となった。

【ロボットコンクール（工業）】

長崎県高等学校ロボットコンクールの実施である。生徒の個性・創造性を伸長するとともに、科学技術の進歩に対応する高等教育の成果を発揮させるための大会で、ロボット競技とマイコンカーラリー競技を実施する。ロボット競技は全国高等学校ロボットコンクールの県代表を決定する予選として実施し、マイコンカーラリー競技はジャパンマイコンカーラリー九州地区大会へ出場する県代表を決定する予選として実施する。

イ 問題点4【生徒の需要に応じた研修の企画が不十分である】

建設系人材育成（工業）において集計されている各校生徒の関係資格の受験者数や合格率を分析すると、毎年測量士補の受験者数が他の資格試験に比して多いのに対し、合格率は低迷していることが分かる。しかしながら、この状況を改善し、生徒の需要に応

じ、合格率を上昇させるための専門的な研修は十分に実施されていない。

多種多様な資格を保有することは、技術、技能の向上という観点から重要であるほか、生徒の卒業後の進路選択や就職後の待遇改善につながる可能性を有している。そうすれば、従前は待遇の良い県外就職が優先されてきた建設系の職種においても、県内就職を増やすことにつながる可能性もある。生徒の需要が高い資格試験については、その需要に応えるための十分な研修等を実施することができるよう検討することが望ましい。

【意見】

測量士補等の生徒の需要の高い資格試験については、その需要に応えるための研修等をより充実させることを検討することが望ましい。

(4) プレゼンテーション能力・課題解決能力向上に対する支援（商業）

ア 事業の概要

【合同販売実習の実施】

独立商業、商業科併設、商業科目設置校が、自校開発商品及び地元の特産品等を販売する。また、地元の観光PRを展開するなど、観光ビジネスの実習を行う。佐世保まちづくり協議会、佐世保観光コンベンション協会職員による実地指導を展開するとともに、接客販売部門及び観光PR部門のコンテストを実施し、ビジネス課題の解決能力等の向上を図る。

令和6年度は、令和6年11月16日、させぼ四ヶ町商店街くっけん広場前において、佐世保商業高校、長崎商業高校、諫早商業高校、島原商業高校、壱岐商業高校、五島海陽高校及び松浦高校が合同で販売実習を行った。

イ 問題点5【合同販売実習の開催場所の検討が不十分である】

令和6年度の合同販売実習はさせぼ四ヶ町商店街において実施されているが、同所において商品販売を行うと、商店街の通常の営業を阻害しないために生徒が商店街において販売されている商品との競合を回避する必要があるなど、困難な問題を生じることになる。また、同所は、観光客の通行自体はあるものの、地元客の通行も多い場所であり、観光PRを行うという観点からは不十分な面も存在すると考えられる。長崎県内で実施するよりも県外で実施する方が、このような商品の競合が生じることもないし、観光PRの観点からもメリットが大きいのではないかと考えられ、より効果的な実習を行うことができるのではないかと考えられる。

たしかに、県外で実施する場合には交通費等の予算を必要とすることになるため、予算との兼ね合いで必ず実現することは限らないものの、福岡等の近隣県で実施すればそれほど高額化するわけではないと考えられるため、費用対効果の観点から見て有用性が認められる場合には、県外での実施を検討すべきである。

【意見】

予算上可能な場合には合同販売実習を県外で実施することも検討することが望まし

い。

(5) 高等学校産業教育県内事業所等委託実技研修

ア 事業の概要

【目的】

県内の事業所又は研究機関等に委託して、産業教育を担当する公立高等学校等の教職員を対象とした実技研修を行い、産業現場における新しい知識と技術を習得させ、その資質の向上を図り、もって高等学校における産業教育の充実、改善に資する。

【令和6年度実績】

令和6年度は、8回開催し計22名が参加した。

イ 問題点

特に見当たらない。

(6) 産業教育振興会補助金

ア 事業の概要

【目的・沿革】

産業経済界と教育関係者の協力によって、本県の産業経済の発展と産業教育の振興を図ることを目的として昭和29年に設立された。平成17年から事務局を高等教育課から県立高等学校へ移管した。以降3年ごとに事務局を持ち回りで担当している。令和6年度は長崎工業高校が担当であった。

【内容】

研究助成（産業教育担当教員が対象）、技術講習会助成、産業教育関係大会に対する助成、生徒の研究活動に対する助成、インターンシップ実施校への補助等。

イ 問題点

特に見当たらない。

(7) 産業・情報技術等指導者養成事業

ア 事業の概要

【目的】

学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させ、受講者が各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行う。

【主催】

独立行政法人教職員支援機構

【令和6年度実績】

令和6年度の受講者は2名であった。

イ 問題点

特に見当たらない。

(8) 産業教育実習助手資質向上事業

ア 事業の概要

【目的】

高等学校の産業教育に関する教科・科目を担当する実習助手に対して、職務に必要な最新の知識・技術を習得させ、資質の向上を図る。

【主催】

独立行政法人教職員支援機構

【令和6年度実績】

令和6年度の受講者は3名であった。

イ 問題点

特に見当たらない。

4 長崎の未来を創るワクワク産業教育実践事業

(1) 本事業全体を通じた成果目標について

ア 成果目標の概要

本事業は、情報技術と外部連携で学校の課題を解決しつつ、最先端の学びを実現するものである。育成すべき人材像を、卒業後、I o TやA I等の導入を提案できる人材、他者と協働し、課題を解決していくことができる人材、起業を視野に入れた人生設計のできる人材、自己調整力を備え、主体的に取り組むことができる人材としている。

本事業の成果指標として、公立高校生の全就職者に対する県内就職者の割合を65%以上で維持することが挙げられている。

イ 問題点6【本事業と成果指標との関連性が不明確である】

上記のとおり、本事業の成果指標として公立高校生の全就職者に対する県内就職者の割合を65%以上で維持することが挙げられている。しかし、本事業は、高校生やその指導に当たる教員の育成・研修を目的とする事業であり、県内就職であるか県外就職であるかに焦点を当てた事業とはいえないから、本事業全体を通じて、本事業の実施によって県内就職者が増えるという直接的な関係性を見いだすことはできないのではないかと考えられる。

事業と成果指標との間に直接的な関係性がない場合、成果指標を達成することができなかつたときにその原因を特定できず、事業の内容をどのように見直すべきか検討する視座を得られないのであり、P D C Aサイクルを適切に構成することができなくなってしまうから、事業との間に直接的な関係性の認められない成果指標を設定することは避けるべきである。

【意見】

成果指標は、事業と直接的な関連性の認められる内容にすることが望ましい。

(2) 先端企業教員研修事業

ア 事業の概要

【目的】

先端技術や独自の技術を持つ企業や研究機関等での教員研修を実施することで、教員が企業等での研修で知り得た先端の産業の状況を踏まえた授業を構築し、実習指導を行うとともに、実際に企業等と関わりながら、充実した探究活動等の実践につなげていく。

【対象】

産業教育を担当する教員。第1期（夏期休業中）、第2期（2学期以降）を合わせて15名まで。

【内容】

①先端技術や独自の技術を持つ企業や研究機関等での研修を実施する、②研修で習得した知識・技術を授業・実習につなげる、③研修した企業等と関わりながら、充実した探究活動の実践につなげる。

【期間】

研修期間は2週間、実研修日数は10日を目安とする。

【令和6年度実績】

研修参加者は7名であった。

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) A I C（農商工）連携ネットワーク構築事業

ア 事業の概要

【目的】

農業・工業・商業高校等が連携し、ICTを活用しながら協働型の探究学習を展開することで、生徒に対して、魅力ある教育内容の提供と次代の産業へ柔軟に対応できるような幅広い知識・技術を習得させる。

【対象】

農・工水・商の各部会所属の高校から最大14校を募集する。

【内容】

①総合的な探究の時間（課題研究）等で複数校が連携して進める学習活動、②複数校が連携した専門部活動等における学習活動、③その他

【令和6年度実績】

令和6年度は、佐世保商業高校と北松農業高校が連携し、北松農業高校が育てた農産物を佐世保商業高校が仕入れ、販売実習や市内イベントにて販売した。販売活動やPR活動にデジタル技術を積極的に活用した。データを活用した売上分析や顧客のニーズに基づいた改善提案など、ビジネスに必要なスキルを身につける場となった。

島原農業高校・島原商業高校・島原工業高校連携（ほかに、島原高校、島原特別支援

学校高等部)では、島原市の抱える問題の解決に向けて島原市の魅力を再発見するために市内5校がそれぞれの特徴を活かしながら島原市商工振興部とも連携して1人1台端末を活用した生徒間ミーティングを行い、共創型探究学習を展開した。築城400年イベントや島原市大手門市高校生コーナーに協働でブースを出展した。高校生カフェの出店、高校生ショップの出店、子ども用乗用車両を製作し試乗するイベントの出店など複数の取組を展開し、SNSを活用した情報発信を行った。

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) SOUGO (総合学科・相互) 産業ネットワーク構築事業

ア 事業の概要

【目的】

県立の総合学科として学びの幅を広げ、多様化する生徒の学びのニーズに対応する。令和6年度は複数校がICTを活用しながら合同授業等を実施する。

【対象】

総合学科を有する県立高等学校8校

【令和6年度実績】

大村城南高校・五島海陽高校連携では、季節を彩る生の花々を使い、コサージュづくりを行った(園芸デザイン講座(フラワーアレンジメント))。

長崎明誠高校・平戸高校連携では、はじめての韓国語講座(自己紹介、カフェでの注文等)を行った。

イ 問題点

特に見当たらない。

5 <ビジョン>空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費

<ビジョン>空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費

ア 事業の概要

【目的等】

ドローンの活用による遠隔化や生産性向上、イノベーション創出へ向け、各産業側での活用フィールドの創出(需要)とオペレーター創出(供給)をともに拡大する。

空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費は、マッチング(ドローンプラットフォームの設置、運営等)、人材育成(ドローンオペレーター資格取得支援、高校生を対象としたドローン教育の充実)、実証・普及(ドローン活用に向けた技術の改良・実証等、ドローン防除等の拡大に向けた体制構築、3次元データ取得等に関するガイドライン作成等、県内で実施するドローンの社会実装へ向けた支援)の各項目を含む事業である。

本監査の対象となったのは、このうち、人材育成分野の「高校生を対象としたドロー

ン教育の充実」である。

【入門講座】

目的：高校生のドローンに触れる・学ぶ機会を創出し、関心を高める。

内容：ドローンの制作やプログラミング、操縦等の基本を学ぶ県教委主催の集合研修

対象：県内高校生（希望制）30名程度

令和6年度実績：令和6年8月5日から同月8日にかけて長崎大学において実施し、計16校29名が参加した。

【専門講座】

目的：専門高校における授業・実習・課外活動において、外部人材等を活用してドローンに関する専門的な知識・技能を学ぶことにより、産業界で必要とされるドローンスキルを習得する。

対象：専門高校及び農業・工業系の学科（コース）がある高校

対象経費：外部講師謝金・旅費、実習に使用するドローンの機器・消耗品購入費用、教員のドローンスクール受講費用、会場使用料など

令和6年度実績：島原農業、諫早農業、北松農業、長崎工業、長崎工業定時制等で実施し、計732名が参加した。

イ 問題点7【人口減少対策としての位置づけが不明瞭である】

空飛ぶ未来を拓くドローンワールドプロジェクト費全体としては、県内で実施するドローンの社会実装へ向けた支援といった項目など、県の課題解決を指向する項目があるものの、本監査の対象となった高校生を対象としたドローン教育の充実に限定すると、ドローン制作やドローンスキルの習得といった技術面にのみ焦点が当てられ、県内就職の促進やそのことによる長崎県の人口減少対策につながる要素が希薄であるといえる。ドローンに関する技術を有していることは、県内に限らずどの地域においても有用な能力であるから、単にドローンに関する技術を習得させるだけでは、人口減少対策として位置づけることはできないというべきである。人口減少対策として位置づけるに当たっては、ドローンやドローンに関する技術が県内においてどのように活用されているのかの理解を涵養することにより、習得したドローン技術を県内において有効活用することができることを高校生が実感することができることが重要であると考えられる。

【意見】

高校生にドローンに関する技術を習得させるに当たっては、その技術を県内において有効活用することができることを高校生が実感することができるようなカリキュラムとすることを検討することが望ましい。

6 NEXT長崎人材育成事業費

(1) 外部講師招聘事業

ア 事業の概要

【目的】

企業・大学・研究機関等から講師を招聘し、各分野の専門的な技術や先進的な取組等に関する講座の実施を通じて、実践的な学びの充実を図る。

【内容】

①講師は、長崎県内の企業・大学・研究機関等から招聘し、講義及び実験・実習等を行う。

②講義及び実験・実習等は、教育課程の中に位置づけられる。ただし、目的に沿う限りにおいて、課外活動に位置づけることも可能である。

③実施形態は全校一斉、学級などいずれも可。1校あたり延べ30時間程度を上限とする。

【令和6年度実績】

マイスターハイスクール分を7校で実施、それ以外の分を5校で実施した。

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 企業見学会事業

ア 事業の概要

【目的】

専門的な技術や各産業の先進的な取組等を行っている企業等を見学することにより、各分野の専門的・実践的な学びの充実を図る（長崎県内の企業）。

【令和6年度実績】

マイスターハイスクール分を9校で実施し計298名が参加、それ以外の分を3校で実施し計115名が参加した。

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 令和6年度「未来創造スタートアップチャレンジ推進事業」

ア 事業の概要

【高校生アントレプレナーシップゼミ】

目的：県内の起業する高校生を募り、高校魅力化班や外部講師による集合研修を実施し、地域課題の解決や地域の魅力化等に取り組む。郷土愛にあふれた地方創生人財の育成や、地域課題解決や地域魅力化のための活動を高校生自ら計画し実行することで、起業家精神を持つ人財や高校生起業家を育成する。

定員：15名程度。

令和6年度実績：Summer14名参加、Winter15名参加。

【教員向けアントレプレナーシップゼミ講師養成プログラム】

目的：起業を含め多様化する生徒のキャリアプランに対応し、自らもアントレプレナ

ーシップをもって新たなキャリア教育や探究学習のあり方をデザインし実践できる教員を育成する。高校生アントレプレナーシップゼミのアドバイザーとして参加することで、アントレプレナー教育のノウハウを習得する。

定員：5名程度。

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) アプリ開発講座

ア 事業の概要

令和6年度は、令和6年7月31日から同年8月3日までの間、長崎大学において開催された。

VRコース（C#及び物理シミュレータUnityを使ったバーチャル世界の製作）は定員20名に対して28名が参加した。

Pythonロボット制御コース（Python及びXIAO RP2040を使ったロボット制御、フィギュアスケートのような自律走行をプログラムで実現）は定員10名に対して12名が参加した。

イ 問題点8【人口減少対策としての位置づけが不明瞭】

人口減少対策としての位置づけが不明瞭である。本講座により習得することのできる技術等が長崎県においてどのように活用されているのかについての講義等を通じて、習得した技術が長崎県内において有効活用することのできるものであることを実感させることが重要であると考えられる。

【意見】

本事業において習得した技術が県内において有効活用することができるものであることを高校生が実感することができるようなカリキュラムとすることを検討することが望ましい。

ウ 問題点9【定員増加の検討が不十分である】

本事業において開催された講座はいずれも定員を超過する参加者があった。高校生にとって需要のある講座であることは明らかであるから、今後より一層参加申込みが増加して定員超過により参加の機会を逸してしまう高校生を出さないよう、定員の増加を検討すべきである。

【意見】

人気のある講座については、定員の増加を検討することが望ましい。

(5) アプリ開発コンテスト（ロボット制御コース）

ア 事業の概要

令和6年度は、令和6年8月7日、長崎大学において実施した。

イ 問題点

特に当たらない。

(6) アプリ開発コンテスト (VRコース)

ア 事業の概要

令和6年度は、令和6年11月2日に長崎大学において実施する予定であったが、台風の接近に伴い中止となり、後日、参加者から動画提出を受けることにより代替審査を実施した。

イ 問題点

特に見当たらない。

第5 地域に密着した産業の担い手の確保・育成

1 新規就農・就業者の増大

(1) 事業群主管所属・課(室)名

農林部 農業経営課

(2) 事業群関係課(室)

林政課

(3) 令和6年度事業費

84,712,000円

(4) 計画概要

相談窓口のワンストップ化や産地における受入態勢の整備、農業大学校での実践研修の充実等により新規自営就農者の増大を図るとともに、就業環境の改善とマッチング支援などにより農林業の雇用就業者の増大を図ります。

(5) 取組項目

- i) 就農・就業希望者を地域に呼び込む組織的な取組の推進
- ii) 農林業の実践力・経営力を育む研修教育の実施

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
新規就農者確保対策費	令和7年9月30日	令和7年12月10日
【事業内容】		
地域全体での就農希望者の受入態勢整備や就農支援情報の効果的な発信等により、新規就農者確保を推進する。		
【実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> ・就農支援制度や地域農業等の情報を発信 ・就農相談(対面・オンライン)、Uターン等新規就農希望者への技術習得支援研修の実施 ・各産地の担い手育成計画の策定支援、JA等の研修機関設置支援 ・遊休施設の流動化を推進 		
【個別事業】		
就農研修機関設置支援事業補助金 技術習得支援事業 長崎県農業経営・就農支援センター事業費補助金		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ながさき森林づくり担い手対策事業費	令和7年9月30日	令和7年12月10日
【事業内容】		

林業参入研修等：新規参入事業者等の作業員に対し、技術や資格取得・安全性向上のための研修等を実施。
 後継者育成対策：高校生等の新規就業の促進を目的として、林業の認知度向上のための説明会や就業前体験等を実施。

【実施状況】
 林業への新規参入に向けた研修を実施したほか、労働安全対策や社会保険制度加入促進助成等を行い、既存の林業事業者の雇用環境の改善について支援した。
 また、県内高等学校等に対して林業体験学習やインターンシップ等を行い、林業への就業を支援した。

【個別事業】
 巡回指導・救助訓練活動事業
 林業参入研修等事業
 福利厚生費一部助成事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ながさき de 農業 I J U 推進事業費	令和 7 年 10 月 22 日	令和 7 年 12 月 10 日
【事業内容】 移住就農者の拡大に向け、本県農業の魅力や相談・支援策等の情報発信を強化するとともに、就農のイメージを具体化するためのオンラインセミナーや体験メニュー等を充実する。		
【実施状況】 移住就農希望者等に対し、意欲ある市町への移住就農を促進するため、情報発信や受入体制整備、移住促進対策を実施することで、県外からの新規就農者の増大を図った。		
【個別事業】 ながさき de 農業 I J U 産地見学ツアー運営業務委託 ながさき de 農業 I J U 推進事業広報業務委託		

【各事業の内容について】

1 新規就農者確保対策費

(1) 就農研修機関設置支援事業補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県中央農業協同組合

【趣旨】

新規就農希望者を育成するための研修機関を設置する農業協同組合等を支援対象者と

する。新規就農希望者を育成するための研修機関の設置及び運営初期にかかる費用の一部を支援する。

【事業の内容】

対象となる経費

農業協同組合等が新規就農希望者に対する研修機関の設置や運営にかかる費用等に要する経費

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 長崎県技術習得支援事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金

【趣旨】

以下の要件に該当する者を支援対象者とする。

- ・ 長崎県内での就農を目指す方（研修開始時年齢64歳未満）
- ・ 研修受入団体等の指導のもと研修を実施できる方
- ・ 県内で栽培実績のある品目での就農を目指す方
- ・ 農作業を行うにあたり健康上問題のない方
- ・ 研修期間中は研修に専念し、研修先まで通うことができる方

①基礎技術研修と②受入農家派遣研修を行う。

①基礎技術研修では、2か月間、新規就農相談センター等において、肥料・病害虫防除など基礎的な知識習得、トラクターなど農業機械作業の技術習得、就農計画の作成演習等を行い、農業の基本を学ぶ。

②受入農家派遣研修では、最長1年10ヶ月間、県内各地の生産部会等の受入団体において、実践的な生産技術及び経営管理技術を習得する。

【事業の内容】

対象となる経費

公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金等が新規就農希望者に対して実施する研修に要する経費

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 長崎県農業経営・就農支援センター事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県農林水産業担い手育成基金

【趣旨】

就農相談や就農支援資金に係る業務、青年農業者への支援等、新規就農支援のために活動等の就農サポート活動を行う長崎県農林水産業担い手育成基金に対して、資金を交付する。

【事業の内容】

対象となる経費

就農支援活動の企画に係る会議の開催、就農相談活動（オンライン相談会の開催、就農相談会への参加）、就農支援資金にかかる業務、就農相談パンフレットの作成等に要する経費等

イ 問題点

特に見当たらない。

2 ながさき森林づくり担い手対策事業費

(1) 巡回指導・救助訓練活動事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

林業・木材製造業労働災害防止協会長崎支部

【趣旨】

安全衛生教育、技能講習、集団指導会等の実施や安全衛生技術情報・労働災害情報の提供などを通じて、長崎県の林材業の現場で労働災害防止活動が着実に実践されることを目的として、林業・木材製造業労働災害防止協会長崎支部に対して、資金を交付する。

【事業の内容】

対象となる経費

事業費全て

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 林業参入研修等事業

ア 補助金の概要

【補助事業者】

長崎県林業協会

【趣旨】

新規雇用拡大、林業技術者の総合的育成、労働環境改善対策などを図るため、各種研修会等を開催。

【事業の内容】

対象となる経費

事業費全て

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 福利厚生費一部助成事業

ア 補助金の概要

【補助事業者】

島原半島ながさき森林づくり担い手対策協議会

真樹フォレスト

長崎林業

鶴田林業

琴海林業

市町

【趣旨】

認定林業事業者が雇用している林業作業従事者について、社会保険料等の事業主負担額の一部を助成する事業。

【事業の内容】

対象となる経費

健康保険、厚生年金、雇用保険、退職金共済の4制度の事業主負担額

イ 問題点

特に見当たらない。

3 ながさき de 農業 I J U 推進事業費

(1) ながさき de 農業 I J U 産地見学ツアー運営業務委託

ア 委託業務概要

移住就農者の確保に向けて、就農や生活環境のイメージを具体化することを目的として、産地見学や先輩農業者等との交流などを行う業務を委託するもの。令和6年度は、長崎市、平戸市、壱岐市、南島原市の計4か所において、参加者数各回20名として募集する。ツアーの内容は以下のとおり（各地域1泊2日の行程とする）。

①各履行場所における産地・研修施設見学、農業体験

②各履行場所における先輩移住農業者及び産地関係者等との交流

③各履行場所における就農相談

④その他、目的達成に必要な取組

契約方法	随意契約
契約金額	1,588,400円

契約期間	令和6年10月1日～令和7年3月14日
------	---------------------

イ 問題点【実際の参加人数と参加予定人数の乖離が大きい】

当初の参加予定人数は各回20名、合計80名であったが、実際の参加人数は合計17名参加（21%）、平戸に至っては1名のみ参加（5%）であった。参加者が1名であっても、予定されているツアー内容を実施するためには、相当な経費を要する。実際、平戸のツアーでは、経費322,814円を要している。担当者によると、ノウハウを蓄積するために1人でも実施する必要があったとのことであるが、経済的合理性の観点から、経費に見合った効果があるのかについて、疑問がある。今後は、最低施行人数を定めて実施する等する工夫をすることが望ましい。

【意見】

見学ツアーのように、参加予定人数が少数であっても、相当な経費を要する事業を実施する場合には、最低施行人数を定めること等の工夫を検討することが望ましい。

(2) ながさき de 農業 I J U 推進事業広報業務委託

ア 委託業務概要

長崎県が実施する移住就農者の確保に向けたオンラインセミナー及び産地見学ツアーについて、全国から多くの参加者を呼び込むための広報の企画及びウェブ情報発信媒体等の活用による効果的な各種広報業務を実施する。

契約方法	随意契約
契約金額	3,198,800円
契約期間	令和6年9月10日～令和7年3月14日

イ 問題点

特に見当たらない。

2 個別経営体の経営力強化

(1) 事業群主管所属・課（室）名

農林部 農業経営課

(2) 事業群関係課（室）

農政課、林政課

(3) 令和6年度事業費

818,632,000 円

(4) 計画概要

個別指導や専門家の派遣による農業者の経営力の向上を図ることにより、農業所得1,000万円以上を確保する経営体を育成するとともに、労力確保のための外国人材等の活用及び農福連携の取組や青年・女性農業者が活躍できる場の拡大と働きやすい環境づくりを進めます。また、労働生産性の向上により、木材生産量を拡大し、林業専従作業員の所得向上を図ります。

(5) 取組項目

農林業経営者が安定して事業継続できる経営力の強化

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ながさきの稼ぐ・つながる農業担い手育成支援事業	令和7年8月19日	令和7年12月23日
<p>【事業内容】 経営改善計画達成に向け、関係機関による個別支援や専門家派遣を通じて早期課題解決による目標達成を進める。また、指導者向けに資質向上研修会（事業継承、税制改正等）を開催し、スキルアップを図る。</p>		
<p>【実施状況】 認定農業者の確保に向け、支援対象者の掘り起こしを行うとともに、経営改善計画の達成に向け、技術指導、補助事業活用支援、相談会・各種研修会の開催、専門家派遣等により、課題解決を図った。</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
農業大学校運営費	令和7年8月19日	令和7年12月23日
<p>【事業内容】 農業者が営農しながら経営ノウハウを学ぶ。</p>		
<p>【実施状況】 農業大学校において、若い農業者を対象として、全国からの優秀な講師陣による講座やワークショップの実施等により、優れた経営感覚を備えた担い手の育成に取り組んだ。</p>		

【個別事業】

- ①令和7年度学生募集用ポスター・パンフレット作成業務委託
- ②令和6年度ながさき農業オープンアカデミー

事業名	資料調査	ヒアリング調査
農業経営改善促進資金融資費	令和7年8月19日	令和7年12月23日
【事業内容・実施状況】 認定農業者に対し、農業経営改善に必要な短期運転資金を民間融資機関の融資に比し低利（1.5%）かつ借入限度額も有利な条件で行うため、長崎県農業信用基金協会に無利子で原資の一部を貸し付けた。		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
近代化資金融資事業費	令和7年8月19日	令和7年12月23日
【事業内容・実施状況】 農業経営の近代化を図る事業者に対して、民間融資機関の融資に比し、長期・低利で貸付限度額も有利な農業近代化資金の融資を円滑に行うため、当該資金を貸し付けた金融機関に対して利子補給を行った。		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
農業経営負担軽減支援資金融資費	令和7年8月19日	令和7年12月23日
【事業内容・実施状況】 経済環境の変化等により、既往負債の償還が困難となっている農業者に対して、低利で借り換え、償還負担を減らす農業経営負担軽減支援資金を融資した農協等の金融機関に対して利子補給を行った		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
農業産地指導力強化事業	令和7年8月19日	令和7年12月23日
【事業内容】 幅広い知識を有し、現場適応力の高い普及指導員を早期に育成するため、新任期の研修を強化し、幅広い視野で産地をコーディネートできる人材を育成する。		
【実施状況】 農業に関する幅広い知識を有し、現場対応力の高い普及指導員を早期に育成するため、新任期職員等に対して必要なスキルを習得するための研修を実施した。また、普及指導員と連携して農業産地育成を行うJA営農指導員の経営・技術の指導力強化のため、農家経営分析診断や営農技術の研修に対し支援を行った。		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
林業普及指導費	令和7年8月19日	令和7年12月23日
<p>【事業内容】 林業事業体に対し、現場での林産技術指導や森林経営計画の実行支援、経営指導等を行い、生産性の向上、労働安全の確保及び事業体経営安定等を支援する。</p>		
<p>【実施状況】 生産性向上と省力化に向け、ドローン森林計測研修、森林作業システム研修等を実施し、林業事業体の事務職員及び現場技術者の育成を図った。併せて持続可能な森林経営を牽引する役割を担う林業普及指導員の育成に取り組んだ。</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
森林組合育成指導費	令和7年8月19日	令和7年12月23日
<p>【事業内容】 長崎県森林組合連合会及び森林組合の健全な経営の確立を図るため、事業資金を低利貸付する。</p>		
<p>【実施状況】 長崎県森林組合連合会及び森林組合に対する指導及び検査を実施し、業務の適正化を図った。</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
木材産業等高度化推進資金	令和7年 月 日	令和7年12月23日
<p>【事業内容】 木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、知事が指定する金融機関に事業経営改善合理化資金等の資金の供給を行う。そして、県内に住所を有する者であって、基盤強化法第4条第1項に規定する合理化計画が適当である旨の知事の認定を受けた者は、知事が指定する金融機関から貸付け（事業資金の低利融資）を受ける事ができる。</p>		
<p>【実施状況】 知事が指定する金融機関に無利子の資金供給を行い、森林組合、木材協同組合等、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、知事が指定する金融機関が事業の合理化に必要な資金を、低利(年利1.6%)で融資した。</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎県森林整備法人利子助成金	令和7年 月 日	令和7年12月23日
<p>【事業内容】 長崎県林業公社に対し、日本政策金融公庫から借り入れた資金に係る支払利息額に、</p>		

長伐期・複層林施業に係るものとして知事が別に定める率（長伐期率）を乗じた額を助成する。

【実施状況】

長崎県林業公社に対し、支払利息額 41,328,203 円に利子助成率（長伐期率）0.9649 を乗じた利子助成額 39,877,000 円を助成した。

事業名	資料調査	ヒアリング調査
林業改善資金貸付金	令和 7 年 月 日	令和 7 年 12 月 23 日

【事業内容】

林業・木材産業に関する新しい事業の開始、機械設備、働く環境の整備などを支援するため、民間金融機関の融資より有利である無利子資金の貸付を行い、制度の PR や指導を行う。

【実施状況】

令和 6 年度に 1 事業体に対し、20,000 千円の貸付を行った。

事業名	資料調査	ヒアリング調査
森林環境譲与税事業費（担い手対策）	令和 7 年 月 日	令和 7 年 12 月 23 日

【事業内容】

意欲と能力のある林業経営体の育成を図る。

【実施状況】

各林業事業体が策定する産地計画の作業計画作成及び実施指導を行い、さらなるステップアップを目指した 10 年後の将来像（計画）策定及び実行等への支援を林業事業体に対し行った。

【各事業の内容について】

1 ながさきの稼ぐ・つながる農業担い手育成支援事業

ながさきの稼ぐ・つながる農業担い手育成支援事業

ア 補助金の概要

【事業の内容】

認定農業者及び雇用型経営体など担い手の確保・育成を図るため、元気ある担い手アクション支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付するもの。

【補助対象者】

長崎県担い手育成総合支援協議会、各市町が設置する担い手育成協議会

【補助金額】

農業所得 1,000 万円以上が可能となる経営体の育成、認定志向者に対する支援、認定農業者等の経営改善にかかる支援、集落営農の推進に要する経費について、長崎県担い手育成総合支援協議会に対しては 1 / 2 以内。

イ 問題点 1 【事業目的達成の効果を踏まえた事業計画の認定がなされていない】

市町が設置する各担い手育成協議会は、「元気ある担い手アクション支援事業実施要綱」に基づき、それぞれ、①認定農業者等支援員の設置、②アクションプログラムの策定、③農業経営改善計画作成支援、④認定農業者のフォローアップ、⑤経営改善・能力向上支援、⑥農業経営の法人化支援、⑦経営継承支援の事業を実施している。

しかし、その事業規模は市町によって異なっており、次のとおり事業に要する経費の多寡も市町によって大きな差が生じている。

●事業費が大きい担い手育成協議会

- ・南島原市担い手育成総合支援協議会…総事業費 2,368,841 円（県補助金 947,000 円）
- ・壱岐地域担い手育成総合支援協議会…総事業費 598,749 円（県補助金 273,000 円）

●事業費が小さい担い手育成協議会

- ・大村市担い手育成総合支援協議会…総事業費 122,000 円（県補助金 61,000 円）
- ・佐世保市担い手育成総合支援協議会…総事業費 122,000 円（県補助金 61,000 円）
- ・五島地域担い手育成総合支援協議会…総事業費 110,000 円（県補助金 34,000 円）
- ・佐々町地域農業担い手育成総合支援協議会…総事業費 24,000 円（県補助金 12,000 円）

このように地域によって事業規模が大きく異なる理由について、ヒアリング調査によれば、農業が盛んな地域であるか否か、地域における農業従事者の数等によって生じているのではないかとのことであった。確かに、農業従事者の数等により各市町の担い手育成協議会の活動内容に差が出ることは当然のことであり、一定の理解はできる。

しかし、「元気ある担い手アクション支援事業実施要綱」において記載されているとおり、県は令和 3 年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と施策の方向性を示した「第 3 期ながさき農林業・農山村活性化計画」（以下「県活性化計画」という。）を策定しており、県活性化計画では、認定農業者数を維持するとともに、雇用型経営への転換や農家子弟等を農業に呼び込むために農業所得 1000 万円以上が可能となる経営体等を育成することとしている。これらを踏まえ、県及び市町段階において、担い手の支援の拠点となる行政、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体で構成される担い手育成総合支援協議会を事業主体とし、認定農業者を確保・育成するため、「元気ある担い手アクション支援事業」を実施しているものである。この事業趣旨に鑑みると、一定の地域差を加味したとしても、総事業費が非常に低額な事業を実施することが、県活性化計画を実効的に実現化しているものとは考えがたく、限りある財源の中での行政の財

務執行における経済性・効率性・有効性の観点から補助が適切であるかは疑問が残るものである。

県におかれては、あまりに事業規模の小さい担い手育成支援協議会に対しては、「元気ある担い手アクション支援事業実施要綱」に記載されている事業趣旨に鑑み、その事業趣旨に合致しているか、当該事業を実施することで事業目的達成の効果が得られるか等を慎重に検討し、補助の効率性・有効性の観点から補助が適切であるかどうかを十分に考慮して計画の認定をすべきである。

【指摘事項】

県は、各市町における担い手育成支援協議会の事業計画について、「元気ある担い手アクション支援事業実施要綱」に記載されている事業趣旨に鑑み、その事業趣旨に合致しているか、当該事業を実施することで事業目的達成の効果が得られるか等を慎重に検討し、補助の効率性・有効性の観点から補助が適切であるかどうかを十分に考慮して計画の認定をすべきである。

ウ 問題点2【事業計画書と事業報告書の記載内容が不十分である】

長崎県担い手育成総合支援協議会や各市町村が設置する担い手育成支援協議会に対する補助金の交付について資料を確認したところ、一部の協議会の提出した事業計画書と事業報告書の記載内容に不十分なものが見られた。

例えば、事業計画書において記載されていない事業内容が事業報告書に記載されているものなどが見られた。また、事業計画時に相談会や各種研修会の参加人数について数値目標を設定した項目について、事業報告では大幅に数値目標を下回っているにもかかわらず、達成率や大幅に数値目標を下回った要因の分析等が行われておらず単に数値のみを報告するにとどまるものも見られた。

補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。これらの書類の重要性に鑑み、事業計画において記載された活動の一部が実際には行われなかった場合や、数値目標を設定した項目について実際の達成率等が大幅に下回った場合などは、その理由や原因について十分に検討しその結果が記載されなければ、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合するものであるかどうかを調査することは困難である。

担当課におかれては、事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、事業報告書については、事業計画書の内容に従い事業が実施されたか否かを十分に確認し、重要な事項に関して事業計画とは異なる記載があった場合や数値目標を設定した項目について大幅に数値目標を下回るような場合には、その理由を確認し実施報告書に記載させるなどの指導等を行うことが望ましい。

【意見】

事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、事業報告書については、事業計画書の内

容に従い事業が実施されたか否かを十分に確認し、重要な事項に関して事業計画とは異なる記載があった場合や数値目標を設定した項目について大幅に数値目標を下回るような場合には、その理由を確認し実施報告書に記載させるなどの指導等を行うことが望ましい。

2 農業大学校運営費

(1) 令和7年度学生募集用ポスター・パンフレット作成業務委託

ア 委託業務概要

【業務内容】

令和7年度の農業大学校の学生募集用のポスター及びパンフレットの作成業務を委託するもの

契約方法	コンペ方式
契約金額	303,160円
契約期間	令和6年5月23日～令和6年6月14日

イ 問題点3【委託事業者に対する見積り依頼の提出期限が短い】

本委託業務は、学生募集用のポスター及びパンフレットの作成を委託するものである。成果物の内容やデザイン等創造性が求められる本委託業務内容について契約方法がコンペ方式を採用していることは望ましく、評価すべきである。

しかし、委託業者向けの見積書やポスター見本の提出依頼が、提出期限である「令和6年5月10日金曜日17時まで」より1か月を切った令和6年4月17日に出されている。提出依頼が出されてから提出期限を迎えるまで、大型連休も含まれること等を考えると、実質的には数週間しかない。作成物の内容やデザイン等創造性が求められる本委託業務内容に鑑みると、より充実した成果物の作成を行うためにも、見積書や成果物の見本等の提出依頼は少なくとも提出期限から1か月以上の余裕を持った時期に行うことが望ましい。

【意見】

委託業者に対する見積書や成果物の見本等の提出依頼は、少なくとも提出期限から1か月以上の余裕を持った時期に行うことが望ましい。

(2) 令和6年度ながさき農業オープンアカデミー

ア 事業の概要

県が令和2年12月に策定した「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に掲げる基本目標「次代につなげる活力ある農林業産地の振興」「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の実現に向け、次代を担う意欲ある農業者を対象に、農業経営に関する高度な知識・経営技術等を習得させ、本県農業界を牽引する経営感覚に優れた若手農業者を早期に育成するため、新規就農者等を対象とした「ながさき農業オープンアカデミー」を開催するもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

なお、令和6年度ながさき農業オープンアカデミーの募集目標17名であり、受講者定員15名に対して受講者数は13名、うち修了者が12名となっている。設定した数値目標に近い形で実施されていることは評価できる。また、出席率が50%以下の受講者が4名いたが、担当課のヒアリングによれば参加者が就農者であることから天気や収穫時期等農作業の状況によって当初の予定通りにオープンアカデミーに参加出来なくなった受講者であることが分かった。このようにやむを得ず出席することがかなわなかった受講者であってもWeb等様々な形でのフォローアップを検討しているとのことであった。このような取組みは農業の活性化や新規就農者の支援といった事業の目的に沿った望ましい取組みである。

3 農業経営改善促進資金融資費

ア 事業の概要

【目的・沿革】

本資金は、長崎県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に造成される低利預託基金と農協系統資金等民間資金の協調融資により、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者の必要とする短期運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

【内容】

認定農業者であって一定の要件を満たす者に対して、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般を当座貸越、手形貸付及び証書貸付によって貸し付けるもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

4 近代化資金融資事業費

ア 事業の概要

【目的・沿革】

農業近代化資金融通法第2条第3項に規定する農業近代化資金の円滑な融通を図り、県が利子補給を行う措置を講ずることにより、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業経営の近代化に必要な資金の低利融資を促進し、食料・農業・農村基本法の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資すること。

【内容】

認定農業者や農業協同組合等一定に対象者に対して、農業経営の近代化を図るのに必要な一定の資金を貸し付けるもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

5 農業経営負担軽減支援資金融資費

ア 事業の概要

【目的・沿革】

意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金であって農業協同組合系統金融機関等をはじめとする民間金融機関が貸し付ける資金について、県が利子補給を行う措置を講ずることにより、効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

【内容】

負債の償還が困難となっている農業者や農業法人に対して、営農負債の借換えを用途とするもの。また、農業経営負担軽減支援資金を融通した融資機関に対し、利子補給契約により利子補給金を交付するもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

6 農業産地指導力強化事業

ア 事業の概要

【目的・沿革】

長崎県農業協同組合中央会（以下「JA長崎県中央会」という。）が実施する産地育成や地域農林業・農山村の振興等のために必要な農業協同組合職員等への研修に対し補助することで、県との連携を強化し、農業者の所得向上と本県農林業・農山村の一層の発展に寄与することを目的とする。

【内容】

事業主体であるJA長崎県中央会に対して、報償費や旅費等本事業に要する経費として2分の1以内の補助金を交付するもの。

イ 問題点4【事業計画書と実績報告書の記載内容が不十分である】

本事業に関して資料を確認したところ、事業計画書と実績報告書の記載内容に不十分なものが見られた。

例えば、事業計画書で計画値として一定の数値目標が記載されている項目について、実績報告書における結果値が当初の数値目標に大きく達していない項目があったが、達成率や大幅に数値目標を下回った要因の分析等が行われておらず単に数値のみを報告するにとどまるものが見られた。

補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査す

るためのものであり、また実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。これらの書類の重要性に鑑み、数値目標を設定した項目について実際の達成率等が大幅に下回った場合は、その理由や原因について十分に検討しその結果が記載されなければ、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合するものであるかどうかを調査することは困難である。

担当課におかれては、事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、事業報告書については、事業計画書の内容に従い事業が実施されたか否かを十分に確認し、数値目標を設定した項目について大幅に数値目標を下回るような場合には、その理由を確認し実施報告書に記載させるなどの指導等を行うことが望ましい。

【意見】

事業計画書及び事業報告書の内容を精査し、事業報告書については、事業計画書の内容に従い事業が実施されたか否かを十分に確認し、数値目標を設定した項目について大幅に数値目標を下回るような場合には、その理由を確認し実施報告書に記載させるなどの指導等を行うことが望ましい。

7 林業普及指導費

ア 事業の概要

【目的・沿革】

林業普及指導員を設置するとともに、巡回指導等を実施することにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に資するものとする。

【内容】

林業の成長産業化によって森林の多面的機能の発揮と持続可能な森林経営を実現していくことを基本的な課題とし、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画 2021-2025」の目標達成に向けて、都道府県が実施主体となって行う林業普及指導員の設置、巡回指導、巡回指導施設の設置、地域運営等、国の林業普及指導事業実施要領に定める林業普及指導事業に対して費用を助成するもの。

イ 問題点

特に見当たらない

8 森林組合指導育成費

ア 事業の概要

【目的・沿革】

県が、長崎県森林組合連合会（以下「連合会」という。）、森林組合の林業経営の振興を図るため、予算の定めるところにより、連合会に対し、林産、加工、販売、森林整備、購買事業資金（以下「一般事業資金」という。）、災害に係る復旧等のための事業

資金（以下「災害事業資金」という。）を貸し付けるもの。

【内容】

長崎県森林組合連合会及び森林組合の健全な経営の確立を図るため、事業資金を低利貸付する。

イ 問題点5【連帯保証人の資力調査が不十分である】

本事業については、令和5年度については、連合会に対する一般事業資金の貸付けが元金30,000,000円、利息266,311円であり、森林組合に対する一般事業資金の貸付けが元金300,000,000円、利息1,183,606円であった。

この貸付けについては、抵当権等の物的担保はなく、人的担保として主債務者たる連合会役職者の会長と専務がそれぞれ個人として連帯保証契約をしている。

しかし、担当課に対するヒアリング調査によれば、これらの連帯保証契約をするにあたり連帯保証人の資力調査を行う際に、主債務者たる連合会の決算書を元に資力調査をしていることが分かった。連合会の決算書は、連合会の経済活動を明らかにして財務状況を把握するものであるが、連帯保証人となる会長や専務の個人的な資産状況は全く別個のものであるから、連帯保証人個人の資力調査としては何らの意味を持たない。

本事業による貸付けは元本が高額であるため、債務不履行のリスクに備え債権回収を確実にする手段を担保する必要がある。したがって、個人を連帯保証人とする場合には、主債務者たる連合会の財務状況ではなく、個人の資産調査を十分に行うべきである。

なお、これについて、担当課は、今後は個人の連帯保証ではなく連合会役職者の理事全員が保証人となることで法人が保証人となる要綱改正に取り組むとのことであった。今後速やかに要綱の改正をされたい。

【指摘事項】

個人を連帯保証人として連帯保証契約を行う場合には、主債務者たる連合会の財務状況ではなく、個人の資産調査を十分に行うべきであり、今後は法人が保証人となる要綱改正について速やかに取り組むべきである。

10 木材産業等高度化推進資金

ア 事業の概要

【目的・沿革】

木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資するため、木材産業等高度化推進資金制度を設けたもの。

【内容】

県は、予算で定める範囲内において、別に知事が指定する金融機関（以下「指定金融

機関」という。)に事業経営改善合理化資金、木材高度加工資金、林業経営改善資金等の資金の供給を行う。そして、県内に住所を有する者であって、基盤強化法第4条第1項に規定する合理化計画(以下「事業経営改善計画」という。)が適当である旨の知事の認定を受けた者は、指定金融機関から貸付けを受ける事ができる。

イ 問題点

特に見当たらない。

11 長崎県森林整備法人利子助成金

ア 事業の概要

【目的・沿革】

長伐期施業や複層林施業、針広混合林化や広葉樹林化の施業(以下「長伐期・複層林施業」という。)を推進するための財政的支援を講じるため、公益社団法人長崎県林業公社に対して、予算の定めるところにより、長崎県森林整備法人利子助成金を交付するもの。

【内容】

県は、公社が日本政策金融公庫から借り入れた資金(ただし、県が損失補償を行っている資金に限る。)に係る支払利息額に、長伐期・複層林施業に係るものとして知事が別に定める率(長伐期率)を乗じた額を助成する。

イ 問題点

特に見当たらない。

12 林業改善資金貸付金

ア 事業の概要

【目的・沿革】

森林の有する多面的な機能が将来にわたって持続的に発揮されるようにするためには、これに重要な役割を果たす林業の持続的かつ健全な発展とその前提となる林産物の安定的な供給・利用を図るための木材産業の健全な発展が相まって推進される必要がある。そこで、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として行う新たな事業部門の経営の開始等の先駆的取組に対し、県が必要な無利子の中・短期の資金を融通する措置を講ずることにより、林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的とするもの。

【内容】

広く一般に林業に従事している者を対象とし、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金、造林に必要な資金等一定の要件に次該当する資金を貸し付ける。

イ 問題点

特に見当たらない。

なお、資料を確認すると、バックホー購入にあたり資金の貸付けを行っていたが、連帯保証人との連帯保証契約や、譲渡担保契約を行っていた。連帯保証人については資産調査も行われていた。債務不履行のリスクに備え、債権回収を確実にする手段を担保する措置が取られており、望ましい対応である。

13 森林環境譲与税事業費（担い手対策）

ア 事業の概要

【目的・沿革】

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、県内市町が、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく財源等を活用して実施する森林整備及びその促進に関する取組を支援するため、予算の定めるところにより、事業主体に対して、長崎県森林環境譲与税事業費補助金を交付するもの。

【内容】

森林の適切な管理と林業の成長産業化を両立させるため、人材育成プログラムに基づく取組と、林業事業体が策定した将来ビジョンに基づくPDCA等を基軸に、林業生産管理システム等の生産対策と多様な人材に対応した担い手対策、各林業事業体の課題解決等により「人材が集まり・定着する魅力ある林業事業体」の育成を図ることを目的とし、策定した産地計画・将来ビジョンの実行（将来ビジョン未策定の事業体については新規策定）や生産対策、担い手対策、高性能林業機械のリースに取り組む林業事業体等が負担する経費の一部を助成する。

イ 問題点6【補助対象者の補助対象経費と補助対象外の経費の整理が不十分である】

本事業については、県の連合会や林業事業体に対して一定の補助金を交付するものであるが、各団体から提出された資料を確認したところ、一部の補助対象者については、補助対象経費を明らかにする証憑書類の中に、補助対象経費と補助対象外の経費が混同されているものが添付されていた。

このような証憑書類が提出された場合、どのようにして補助対象経費と補助対象外の経費を区別するのかを担当課のヒアリング調査で確認したところ、担当課が提出された証憑書類の内容を精査し、補助対象経費かそれ以外の経費かを確認して整理をすることであった。

しかし、補助金の交付に当たっては、まずは交付を申請する補助対象者が、補助対象となる経費を明らかにしなければならない。補助対象経費を裏付ける証憑書類の中に補助対象ではない経費が混同している場合には、交付を申請する補助対象者が、証憑書類のほかに計算書や理由書等を別途提出するなどして、補助対象経費とそれ以外の経費を明確に説明すべきである。

県におかれては、補助金の交付を申請する補助対象者が、補助対象経費の支出を裏付ける証憑書類を提出し、その証憑書類中で補助対象経費と補助対象外の経費が混同されている場合には、別途補助対象経費と補助対象外経費の混同を明らかにする計算書や理由書を添付させる等指導することが望ましい。

【意見】

補助金の交付を申請する補助対象者が、補助対象経費の支出を裏付ける証憑書類を提出し、その証憑書類中で補助対象経費と補助対象外の経費が混同されている場合には、別途補助対象経費と補助対象外経費の混同を明らかにする計算書や理由書を添付させる等指導することが望ましい。

3 漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化

(1) 事業群主管所属・課（室）名

水産部 水産経営課

(2) 事業群関係課（室）

なし

(3) 令和6年度事業費

102,304,000円

(4) 計画概要

「漁業」を職業選択の一つとして広め、新規就業を増やすために、SNSで漁業の魅力を発信しながら、学習会や漁業体験により漁業への理解を深めさせていきます。また、市町や関係団体、地元受入組織と協力し、就業希望者をスムーズに受け入れ定着させる体制を強化します。

(5) 取組項目

- ① 小中学校の児童生徒と保護者等を対象とした学習会の開催など新たなアプローチ
- ② 水産業の魅力などを伝える授業や体験学習の実施
- ③ 就業相談から技術習得、定着安定まで段階に応じた切れ目ない支援

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
漁業と漁村を支える人づくり事業費	令和7年9月25日 令和7年9月30日 令和7年10月8日	令和7年12月23日
【事業内容】 就業希望者の呼び込みから就業までスムーズで切れ目のない支援体制と、漁村を生活の場として定着し、暮らし続けることができる漁村づくりを推進する。		
【実施状況】 漁村の魅力やイベントの情報発信、就業支援フェアの開催などによる県内外からの漁業就業希望者の呼び込み、新規漁業就業希望者の受入れと技術習得支援などに取り組んだ。		
【個別事業】 ①「ながさき漁業伝習所」特設サイト運営・更新業務委託 ②令和6年度漁業就業者確保のためのWeb活用情報発信業務委託 ③漁業と漁村を支える人づくり事業費補助金		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
新規漁業就業者定着支援事業	令和7年10月8日	令和7年12月23日
【事業内容】		

移住してきた新規漁業就業者の離職防止を図るとともに、漁業種類の転換・多角化などによる経営強化を推進する。
【実施状況】 移住してきた新規漁業就業者への操業経費支援により経営の安定化による離職防止対策に取り組んだ。
【個別事業】 新規漁業就業者定着支援事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ながさき水産業大賞	令和7年10月10日	令和7年12月23日
【事業内容】 地域の特色を活かした先進的な漁業活動を展開し、成果を上げている漁業者や漁業組織を表彰する。		
【実施状況】 取組の募集、審査会を行い、農林業大賞と合同で表彰式を開催し、県民への取組の周知を行った。		
【個別事業】 ながさき水産業大賞		

【各事業の内容について】

1 漁業と漁村を支える人づくり事業費

(1) 「ながさき漁業伝習所」特設サイト運営・更新業務委託

ア 委託業務概要

令和5年度に本県（スマート県庁推進課）が管理する仮想化統合基盤上に構築した「ながさき漁業伝習所」特設サイトの内容について、必要に応じて変更、更新を行う業務を委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	280,500円
契約期間	令和6年7月16日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和6年度漁業就業者確保のためのWeb活用情報発信業務委託

ア 委託業務概要

本県が行う漁業就業者確保のための取組について、Web情報発信媒体及びWeb採用媒体への情報発信を行うとともに、ながさき漁業伝習所及びインスタグラムへ相

互に誘導を行うことにより、認知拡大を図る提案を行う業務を委託するものである。

契約方法	競争入札
契約金額	2,585,000 円
契約期間	令和6年6月4日～令和7年3月14日

イ 問題点1【入札参加事業者を増やす取組みについて検討が十分とはいえない】

本事業は、見積書を徴求した事業者による1者応札となっている。

そこで、1者応札が複数年続くような場合には、競争性を高めていく必要があることから、公示日から入札日までより長い期間を設ける、事業者への個別の周知・呼びかけを行うなど、入札参加事業者を増やすための取組みを検討していくことが望ましい。

【意見】

1者応札が複数年続くような場合には、公示日から入札日までより長い期間を設ける、事業者に対して個別に周知・呼びかけを行っていくなど、入札参加事業者を増やすための取組みについて検討していくことが望ましい。

(3) 漁業と漁村を支える人づくり事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町

一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 など

【趣旨】

新規漁業就業者定着促進及び離職の防止を図るための支援として実施する新規漁業就業者定着支援事業及び漁業グループ活動支援事業に関し、必要な補助を行う。

【事業の内容】

1 担い手体験取組事業

補助の対象となる経費

市町が漁業経験のない未就学児から18歳に達するまでの者の漁業体験研修等の実施に要する経費

補助率

補助の対象となる経費に掲げる経費について、支給限度額の2分の1以内

2 受け皿づくり推進事業

補助の対象となる経費

①市町が新規漁業就業者の受入体制整備及び漁業伝習所の設置・運営のために要する経費

②長崎県漁業協同組合連合会、長崎県旋網漁業協同組合及び一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会が新規漁業就業者の受入体制整備のために要する経費

補助率

補助の対象となる経費に掲げる経費について、支給限度額の2分の1以内

3 漁業就業者実践研修事業

補助の対象となる経費

これまで1年間を超えて、主として漁業に継続して従事した経験がなく、新たに漁業を始める者であって、かつ、市町が就業定着の意欲と能力があると認められた者の技術習得研修期間中に市町が支払う以下の経費

- ①研修費
- ②保険加入料
- ③漁業資材購入費
- ④指導者への謝金等
- ⑤その他研修受講に必要な経費

補助率

補助の対象となる経費に掲げる経費について、2分の1以内

4 新規漁業就業者定着支援事業

補助の対象となる経費

- ①市町が移住してきた新規漁業就業者に対する漁業経費への助成に要する経費
- ②市町が移住してきた新規漁業就業者の漁業技術研修の実施に要する経費
- ③市町が漁業経営を開始した者の技術向上若しくは漁業種類の転換や多角化による経営安定のための研修の実施に要する経費

補助率

①につき補助の対象となる経費について、支給対象額の6分の1以内。ただし、市町が県費以外に当該経費の6分の1以上を助成する場合に限る。

②、③につき補助の対象となる経費について、2分の1以内。

5 漁村グループ活動支援事業

補助の対象となる経費

- ①異業種と連携した活動、特産品や浜等のPR、伝統文化の保存・活用に要する経費
- ②漁村の男女共同参画の推進、海浜清掃、ボランティア活動などの開催及び参加に要する経費
- ③漁業所得向上を図るための学習会、先進地視察、技術導入等に要する経費

補助率

①につき補助の対象となる経費について、2分の1以内

②につき補助の対象となる経費について、2分の1以内

③につき補助の対象となる経費について、2分の1以内

6 漁村づくり先進地視察研修事業

補助の対象となる経費

漁業協同組合、その他知事が適当と認める団体が持続可能な漁村づくりの推進を図るために行う視察研修に要する経費

補助率

補助の対象となる経費について、2分の1以内

エ 問題点2【現地調査未実施にもかかわらず補助金チェックリストの現地調査実施にチェックが入っており実施しなかった理由が記載されていない】

受け皿づくり推進事業、漁業就業者実践研修事業においては、補助金チェックリストの現地調査実施にチェックが入っているものの、現地調査に関する報告書はなかった。

実際には、現地調査は実施されていなかったため、現地調査に関する報告書も作成されていなかったが、現地調査を行っていない場合には、補助金チェックリストの現地調査実施欄にチェックはしないようにすべきである。

また、現地調査を実施していないにもかかわらず、いずれも現地調査を実施しなかった理由が記載されていない。そこで、現地調査を実施しなかった場合には、補助金チェックリストの現地調査の欄に、現地調査を実施しなかったこと及びその理由を簡潔に記載すべきである。

【指摘事項】

現地調査を実施していない場合には、補助金チェックリストの現地調査実施欄にチェックをしてはならず、現地調査実施済のチェックは控えるべきであるし、現地調査を実施しなかった場合には、補助金チェックリストの現地調査の欄に、現地調査を実施しなかったこと及びその理由を簡潔に記載すべきである。

2 新規漁業就業者定着支援事業

新規漁業就業者定着支援事業

本事業は、漁業と漁村を支える人づくり事業における新規漁業就業者の定着促進及び離職の防止を図るための支援として実施する新規漁業就業者定着支援事業及び漁村グループ活動支援事業であり、「漁業と漁村を支える人づくり事業費補助金」の一部として運用されているものである。

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町

長崎県漁協女性部連合会

長崎県漁協青壮年部連合会

【趣旨】

新規漁業就業者定着促進及び離職の防止を図るための支援として実施する新規漁業就業者定着支援事業及び漁村グループ活動支援事業に関し、必要な補助を行う。

【事業の内容】

1 定着支援事業

(1) 漁業経費支援

補助対象額 対象経費の総額 1,800,000 円／年以内

(2) 新規就業者研修

補助限度額 研修費 1 人につき 1 か月当たり 160,000 円以内（旅費を除く）

指導謝金 1 か月当たり 300,000 円以内（旅費を除く）

(3) 経営多角化研修

補助限度額 研修費 1 人につき 1 か月当たり 160,000 円以内（旅費を除く）

指導謝金 1 か月当たり 300,000 円以内（旅費を除く）

2 グループ活動支援事業

(1) 浜の魅力の保存・発見・活用

補助対象額 対象経費について 2 分の 1 以内

(2) 社会活動参画

補助対象額 対象経費について 2 分の 1 以内

(3) 活力ある漁業生産開発

補助対象額 対象経費について 2 分の 1 以内

イ 問題点 3 【定着支援事業の補助金活用件数が低い】

本事業において、令和 6 年度の 2 者の補助金申請は、いずれもグループ活動支援事業の補助であり、定着支援事業の補助金申請はなかった。この点、令和 5 年度には定着支援事業の申請もあったが、いずれも低い申請数で推移している。

新規漁業就業者数は増加しており、特に県内の就業者の割合が高まっていることから、I J ターンを対象とした定着支援の事業活用が図られなかったものと考えられるため、定着支援事業の補助金申請がなかったことについては、やむを得ないものと評価できる。

もっとも、広報活動・周知活動にも力を入れていくなど、定着支援事業の申請数を増やすための取組みについては、今後も引き続き検討していくことが望ましい。

【意見】

広報活動・周知活動にも力を入れていくなど、定着支援事業の申請数を増やすための取組みについては、今後も引き続き検討していくことが望ましい。

ウ 問題点 4 【冊子の印刷部数、在庫部数などを把握できていない】

グループ活動支援の補助対象となる経費について、冊子印刷代として 792,000 円が計上されているものの、県においては、印刷した部数、配布先、配布済の部数、在庫部数などを把握できていないため、何部印刷して、そのうち何部を配布できたのか、何部が在庫として余っているのか等は明らかではない。

そこで、冊子の印刷代に相当額が計上されている場合には、印刷した部数、冊子の配布先、配布済みの部数、在庫部数などについて、報告を受けることが望ましい。

【意見】

冊子の印刷代に相当額が計上されている場合には、印刷した部数、冊子の配布先、配布済みの部数、在庫部数などについて、報告を受けることが望ましい。

3 ながさき水産業大賞

ながさき水産業大賞

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県とながさき水産業大賞運営委員会の共同主催

【概要】

地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を挙げている漁業者、組織等を表彰することにより、個々の水産業経営改善意欲を助長するとともに、水産業・漁村の活力ある発展を促進する。

イ 問題点5 **【後援承諾書に宛先欄がないため誰宛てに後援を承諾しているかが不明である】**

本事業を後援してくれる後援団体に対しては、後援承諾書のひな型を送付した上で、後援名義を記載して返送してもらっている。

もっとも、この後援承諾書のひな型には、宛先、すなわち、誰宛てに後援を承諾するのかを記載する欄がないため、後援承諾書をみても、誰に対して後援を承諾しているかが不明である。

後援団体においては、このひな形を使用せずに、団体独自の書式で後援を承諾するものがあり、この後援承諾書の宛先には「ながさき水産大賞運営委員会」の記載がある。同団体において、団体独自の書式を使用した理由は明らかではないものの、県において送付している後援承諾書のひな型に後援の宛先欄が設けられていなかったために、団体独自の書式を使用した可能性もあり得るところである。

そこで、後援承諾書のひな型には後援の宛先欄を設けることが望ましい。

【意見】

後援団体に送付する後援承諾書のひな型には、後援の宛先欄を設けることが望ましい。

第6 医療・介護・福祉人材の育成・確保

1 医療人材の育成・確保

(1) 事業群主管所属・課（室）名

福祉保健部 医療人材対策室

(2) 事業群関係課（室）

薬務行政室

(3) 令和6年度事業費

1,012,391,739 円

(4) 計画概要

人口減少、少子高齢化が進行している状況の中にあって、地域の医療需要にふさわしい医療人材の数と質の確保を進め、誰もが必要な時に必要な医療を受けることができる体制の実現に取り組みます。

(5) 取組項目

医師確保対策

- ① 医学生の支援及び育成に向けた取組
- ② 医師の確保、育成、県内定着並びに勤務環境改善にむけた取組

看護職員確保対策

- ③ 看護職員の育成及び県内就業促進に向けた取組
- ④ 看護職員の離職防止及び未就業者への再就業支援の取組

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
大学地域枠医学修学資金貸与事業 (医療介護基金)	令和7年10月3日	令和8年1月20日
【事業内容】 将来、離島・へき地医療に進んで従事しようという大学医学部生（高校の推薦を受け、地域枠で大学へ入学する者）に対し、修学資金を貸与し、県が指定する医療機関で一定期間勤務した場合に返還を免除する。		
【実施状況】 離島・へき地等に勤務する医師を養成するために、地域枠医学生へ修学資金の貸与を行った。		
【個別事業】 大学地域枠医学修学資金貸与事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
離島・へき地医療学講座事業(医療介護基金)	令和7年10月3日	令和8年1月20日

<p>【事業内容】 学生に対する地域医療教育及び離島医療を担う人材育成を推進するため、県と五島市により、長崎大学の「離島・へき地医療学講座」開設に要する経費を支援する。</p>
<p>【実施状況】 離島医療・保健実習のほか、高次臨床実習、地域医療セミナーを開催し、離島医療を担う人材育成を推進した。</p>
<p>【個別事業】 離島・へき地医療学講座事業</p>

事業名	資料調査	ヒアリング調査
地域の勤務医師確保事業（医療介護基金）	令和7年10月3日	令和8年1月20日
<p>【事業内容】 離島・へき地医療に進んで従事しようという大学医学部生（一般入試で入学した学生）に対し、修学資金を貸与する。</p>		
<p>【実施状況】 県広報誌等を通じて、医学生へ修学資金の貸与制度を周知し、募集を行ったが、貸与希望者がいなかった。</p>		
<p>【個別事業】 地域の勤務医師確保事業</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
自治医科大学負担金	令和7年10月3日	令和8年1月20日
<p>【事業内容】 へき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、都道府県で共同設立した自治医科大学に対し、経常運営費の負担を行う。</p>		
<p>【実施状況】 大学の経常運営費の負担のほか、学生の募集、入学一次試験などを実施。</p>		
<p>【個別事業】 自治医科大学負担金</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
医学修学生等実地訓練費（医療介護基金）	令和7年10月3日	令和8年1月20日
<p>【事業内容】 医学修学生及び自治医科大生が在学中から離島医療に対する認識を深め、意欲向上</p>		

をを図ることを目的として、夏季・冬季研修（1年～5年）・病院見学（3年～5年）を実施する。
【実施状況】 医学修学生及び自治医科大生が在学中から離島医療に対する認識を深め、意欲向上を図ることを目的として、ワークショップや研修等を行った。
【個別事業】 医学修学生等実地訓練費

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ながさき地域医療人材支援センター運営事業（医療介護基金）	令和7年10月3日	令和8年1月20日
【事業内容】 長崎県内の医師不足の状況などを把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援を行う。		
【実施状況】 「ながさき地域医療人材支援センター」による県内の医師不足状況の把握・分析、医師不足医療機関の医師確保の支援、医師のキャリア形成支援、求人情報等の発信等を行った。		
【個別事業】 ながさき地域医療人材支援センター運営事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
医療勤務環境改善支援センター事業（医療介護基金）	令和7年10月14日	令和8年1月20日 令和8年2月20日
【事業内容】 勤務環境改善に取り組む医療機関に対して総合的、専門的な支援を行う。		
【実施状況】 平成27年に設置した「長崎県医療勤務環境改善支援センター」によるセミナーの開催や専門アドバイザーによる支援を行い、医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図った。		
医療勤務環境改善支援センター事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
女性医師等就労支援事業（医療介護基金）	令和7年10月14日	令和8年1月20日
【事業内容】		

女性医師等が、出産、子育て等のライフイベントにより離職することを防止し、復職を支援するために、長崎大学メディカルワークライフバランスセンターにおいて、相談窓口対応を含めた総合的な取組を実施。
【実施状況】 相談窓口業務、保育サポート事業、マタニティウエアの貸出、講習会、ホームページのリニューアル等を実施した。
【個別事業】 女性医師等就労支援事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
しまの医療機関運営費補助費	令和7年10月14日	令和8年1月20日
【事業内容】 離島の市町立診療所の医師給与費の一部を助成及び無医地区等の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行うための費用を補助。		
【実施状況】 離島の市町立診療所の医師給与費の一部を助成することにより、離島医師・医療が充足した状態となるようにし、地域医療の安定を図った。また、無医地区等の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行うことにより、当該地域における安定的な医療の確保、及び医療水準の向上を図った。		
【個別事業】 しまの医療機関運営費補助費		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
専門医師確保対策資金貸与事業（医療介護基金）	令和7年10月14日	令和8年1月20日
【事業内容】 県内で不足する専門医の確保を図るため、将来県内で勤務する研修医等に対し研修資金の貸与を実施。		
【実施状況】 新規貸与2名、継続貸与4名に対し、貸与を行った。		
【個別事業】 専門医師確保対策資金貸与事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
産科医等確保支援事業（医療介護基金）	令和7年10月20日	令和8年1月20日

【事業内容】 地域で出産を支える産科医等を確保するため、産科医等に支払われている分娩手当に対して助成。
【実施状況】 21 施設 3,466 分娩に対して助成を実施した。
【個別事業】 産科医等確保支援事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
医師確保計画推進事業	令和7年10月20日	令和8年1月20日
【事業内容】 地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制の確保を目的とした医療法及び医師法の改正が施行されたことに伴い、地域医療対策協議会での協議を経て、二次医療圏ごとに「医師の確保数の目標・対策」を含む医師確保計画を策定し、同計画に基づく、医師偏在対策等を実施する。		
【実施状況】 令和6～8年の医師確保計画を策定した。		
【個別事業】 医師確保計画推進事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
看護師等養成所運営等事業費（医療介護基金）	令和7年9月18日	令和8年1月20日
【事業内容】 民間立看護師等養成所の教育内容の充実を図るため、運営に要する経費（専任教員経費、部外講師謝金、教材費等）を補助する。		
【実施状況】 県内看護師等養成所4校7課程に補助を実施した。		
【個別事業】 看護師等養成所運営等事業費（補助金）		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
看護師等育成対策費	令和7年9月18日	令和8年1月20日
【事業内容】 看護職員を養成する学校・養成所に在学する学生に対し、卒業後に県内で看護職員として一定期間業務に従事することを条件に修学資金の貸与を行い、県内の看護職員		

の確保を図る。
【実施状況】 看護学生 151 名（新規 67 名、継続 84 名）に貸与を実施した。
【個別事業】 長崎県看護職員修学資金貸与

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ナースセンター事業費	令和 7 年 9 月 18 日	令和 8 年 1 月 20 日
【事業内容】 看護職員の県内確保を図るため、未就業の看護職員への就業に関する相談及び支援、就業相談窓口や看護業務の P R 等を行う。		
【実施状況】 未就業看護職員の就業者数 311 人、求職相談件数 4,583 件、求人相談件数 3,812 件、その他相談件数 3,595 件、合計 11,999 件。		
ナースセンター事業費		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎県看護キャリア支援センター事業（医療介護基金）	令和 7 年 9 月 18 日	令和 8 年 1 月 20 日
【事業内容】 室の高い看護職員の安定的な確保を目的に、看護職員の離職防止、就業支援等に資する研修、相談業務を実施する。		
【実施状況】 研修 118 回開催、研修受講者 2,889 人、就業相談等件数 3,649 件、研修会以外の入館者数 719 人。		
【個別事業】 長崎県看護キャリア支援センター事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
病院内保育所運営事業費（医療介護基金）	令和 7 年 9 月 18 日	令和 8 年 1 月 20 日
【事業内容】 子どもを持つ看護職員等の離職防止及び再就職を促進するため、病院内保育所を設置する医療機関に対し、保育士の人件費等運営に係る経費を補助する。		
【実施状況】 15 病院に補助を実施。		

<p>【個別事業】 病院内保育所運営事業費補助</p>
--

事業名	資料調査	ヒアリング調査
質の高い看護職員育成事業費（医療介護基金）	令和7年9月18日	令和8年1月20日
<p>【事業内容】 医療の高度化、専門分化に対し、県民の要望に応じることができる質の高い看護職員の確保を図るため、在宅医療分野に限定し病院及び訪問看護ステーションが雇用する看護職員の認定看護師及び特定行為研修受講経費を補助する。</p>		
<p>【実施状況】 12病院24名に補助を実施。</p>		
<p>【個別事業】 質の高い看護職員育成事業費</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
看護師等県内就業定着促進事業費（医療介護基金）	令和7年9月24日	令和8年1月20日
<p>【事業内容】 県内の医療機関等における看護職員の確保を図るため、県内の看護師等学校が実施する県内就業促進に係る取組に要する経費を補助する。</p>		
<p>【実施状況】 県内看護師等学校4校4課程に補助を実施した。</p>		
<p>【個別事業】 看護師等県内就業定着促進事業費</p>		

【各事業の内容について】

1 大学地域枠医学修学資金貸与事業（医療介護基金）

大学地域枠医学修学資金貸与事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

地域枠で大学医学部に入学して医学を専攻する学生で、将来、知事が指定する医療機関（長崎県病院企業団、知事が指定する医師の確保を図るべき医療機関又は県）に医師として勤務する者に、医学修学資金等を貸与することにより、医師の不足する地域の医

療機関における医師の確保及び良質な医療の提供に資することを目的とする。

貸与を受けた者が医師免許を取得し、知事が指定する医療機関において臨床研修を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間も含む）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間以上で、かつその2分の1以上の期間を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（医師確保推進重点医療機関）に医師として勤務したとき、修学資金の返還が免除される（長崎県医学修学資金貸与条例第6条）。

イ 問題点1【貸与申請書に家族の年収が記載されていないものがある】

本事業の医学修学資金の貸与を希望する者は、長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則第2条1号所定の医学修学資金貸与申請書（様式1号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

申請書には「家族の状況」として、申請者の家族の氏名、続柄、年齢、職業・勤務先等及び年収を記載する欄がある。家族の年収の記載を求めるのは、修学資金の返還が免除又は猶予されない場合の返還義務の連帯保証人に家族になる場合が多く、そうした家族に連帯保証人としての十分な資力があるか確認するためと思われ、重要な記載事項と考えられる。

ところが、令和6年度の申請書には、家族の年収の記載のないものが複数見られた。記載の代わりに源泉徴収票などの資料が添付されているものもあったが、上記のとおり重要な記載事項であり、長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則が定める記載事項でもあるのであるから、県は、申請書に記載漏れがある場合は、申請者に記載するよう指示すべきである。

【指摘事項】

県は、申請者が提出した医学修学資金貸与申請書の家族の収入欄の記載が漏れている場合には、申請者に記載を指示すべきである。

2 離島・へき地医療学講座事業（医療介護基金）

離島・へき地医療学講座事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

県と福江市、富江市、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町は、国立大学法人長崎大学に寄附講座を設置する。この寄附講座は、長崎大学において離島地域に離島・へき地医療に関する研究拠点を設置し、当該寄付講座において、長崎大学は以下の事業に積極的に取り組む。

- ・総合診療専門医の計画的な育成を行う

- ・県内の離島等において、地域に密着した現地実習等、地域医療に関する教育を行う
 - ・地域医療に関する研究開発に取り組むとともに県内他地域への展開を図るなど、必要な情報共有を行う。また活用システムの研究開発を行う。
 - ・離島・へき地における健康、疾病に関する疫学的調査研究を行う。
 - ・その他、本件地域医療の向上に寄与する研究や成果等の情報を広く発信する
- 本事業による寄附講座には、医師3名（非常駐の教授1名（内科（総合診療））及び常駐の助教2名（内科（総合診療）・糖尿病内科）並びに非常勤職員5名が配置されており、教授以外は五島中央病院に常駐している。研究等の成果の発表は、学会での発表や学術誌への論文掲載等の方法で行われている。

イ 問題点

特に見当たらない。

3 地域の勤務医師確保事業（医療介護基金）

地域の勤務医師確保事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

一般入試で大学医学部に入学して医学を専攻する学生で、将来、離島・へき地医療に進んで従事しようという者に、医学修学資金を貸与することにより医師の不足する地域の医療機関における医師の確保及び良質な医療の提供に資することを目的とする。

貸与を受けた者が医師免許を取得し、知事が指定する医療機関において臨床研修を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間も含む）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間以上で、かつその2分の1以上の期間を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（医師確保推進重点医療機関）に医師として勤務したとき、修学資金の返還が免除される（長崎県医学修学資金貸与条例第6条）

イ 問題点

特に見当たらない。なお、本事業の修学資金貸与制度について県広報誌等を通じて周知し、貸与希望者を募集したが、一般入試で入学した学生からの応募がなかったとのことであり、引き続き周知、募集に努めてもらいたい。

4 自治医科大学負担金

自治医科大学負担金

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

自治医科大学は、全国のへき地等に勤務する医師を養成する大学で、各都道府県からの負担金と国からの経常費補助金を主な収入として運営されている。各都道府県の負担金は、全国知事会の決定によって、基本額1億2700万円と1学年に3名以上入学した場合の加算額（2名を超えた入学者1名当たり140万円）とされており、令和6年度もこの決定による負担金を支出した。また、入学試験の第1次試験は各都道府県で行うこととされており、入学希望者の募集と第1次試験の実施も行った。

イ 問題点

特に見当たらない。

5 医学修学生等実地訓練費（医療介護基金）

医学修学生等実地訓練費

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

地域医療へ貢献する意思を有する医学部学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象の学生が、在学中から地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援する。

対象者

- ・長崎県医学修学資金等貸与条例に基づき貸与を受けている者
- ・自治医科大学医学部修学資金貸与規程に基づき貸与を受けている者
- ・その他本プランの適用を希望する者

提供するプロジェクト

- ・夏季ワークショップ（離島等の地域医療に対する認識を深める）
- ・冬季ワークショップ（離島等での勤務における不安の払拭等を目的とする）
- ・学年別ワークショップ（学年ごとに離島等での地域医療における意識を涵養する）
- ・病院見学（離島等での勤務に対するミスマッチ防止等を目的とする）
- ・面談（将来のキャリアへの支援や離島等での勤務における疑問や不安の払拭等を目的とする）

イ 問題点

特に見当たらない。

6 ながさき地域医療人材支援センター運営事業（医療介護基金）

ながさき地域医療人材支援センター運営事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県（国立大学法人長崎大学病院に業務委託）

イ 委託業務概要

県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保等の支援を行う「ながさき地域医療人材支援センター」の運營業務。

「ながさき地域医療人材支援センター」は、医師不足状況等の把握・分析、医師不足医療機関への支援、医師派遣事務、医師等のキャリア形成プログラムの策定・キャリア形成支援等に関する事、また、離島・へき地センターに関する業務として、代診医の診療派遣・斡旋、県内離島診療所に勤務する医師の指導・相談対応、離島・へき地の医師募集等に関する事などを行うもので、医療法第30条の25第1項により、各都道府県に対する設置努力義務が定められている。

契約方法	随意契約
契約金額	67,642,500円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

ウ 問題点

特に見当たらない。

7 医療勤務環境改善支援センター事業（医療介護基金）

医療勤務環境改善支援センター事業

ア 補助金の概要

【補助事業者】

医療従事者の勤務環境改善に取り組む県内の病院

【趣旨】

医療機関において医療従事者が健康で安心して働くことができる環境の整備がなされることを促進し、離職防止や復職支援を図り、もって医療従事者確保対策に資するため、勤務環境改善に取り組む病院に対し助成する。

【事業の内容】

1 医療勤務環境改善支援事業

補助の対象となる経費

①働き方・休み方改善に資する事業（医療クラークの導入、看護補助者の導入、短時間勤務・シフトの多様化にかかる人員補充）、②職員の健康支援に資する事業（職員の心と体のケアにかかる備品の整備、職員の心と体のケアにかかる研修等への参加や実施）、③働きやすさ確保のための環境整備（相談窓口の設置、専従スタッフの配置、日本看護協会が実施するWLBインデックス調査）、④働きがい（やりがい）の向上に資する事業（円滑な復職支援のためのe-learning、実技実習、

託児所を併設した勉強会等の実施)等医療従事者の勤務環境改善に資する取組に要する経費

補助率等

補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額と1,000千円のうち少ない方の額。

2 I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助の対象となる経費

実施要領所定の要件を満たす医療機関のうち、地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境になっていると知事が認める医療機関が行う医師の労働時間短縮に向けた「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業

補助率等

補助対象医療機関が病床機能報告により県に報告している最大使用病床数(療養病床数除く)1床当たり133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、これと、補助対象経費に所定の補助率(資産の形成につながる経費の補助率は10分の9、それ以外の経費の補助率は10分の10)を乗じて得た額とを比較して少ない方の額。ただし、所定の要件を満たす場合は1床当たりの標準単価を266千円とすることができる。

3 II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

補助の対象となる経費

実施要領所定の要件を満たす地域医療に特別な役割を担う医療機関が行う医師の労働時間短縮に向けた「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業

補助率等

補助対象医療機関が病床機能報告により県に報告している最大使用病床数(療養病床数除く)1床当たり133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、これと、補助対象経費に所定の補助率(資産の形成につながる経費の補助率は10分の9、それ以外の経費の補助率は10分の10)を乗じて得た額とを比較して少ない方の額。ただし、所定の要件を満たす場合は1床当たりの標準単価を266千円とすることができる。

イ 問題点

特に見当たらない。

8 女性医師等就労支援事業(医療介護基金)

女性医師等就労支援事業

ア 委託業務概要

出産・育児・介護などで離職した又はこれから休職する予定の女性医師等の相談窓口を設置し、相談員コーディネーターが、出産・育児等と勤務との両立を支援するための情報提供やキャリアプランの作成などを行うことで、再就業の促進及び離職防止につなげる。離職している医師を把握しセンターへ登録し、復職支援等キャリアサポートを実施する。また、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇等の休暇に入る意思を把握し、復職支援やキャリア相談を行う。

また、子育て中の医師が、育児と仕事の両立を図れるよう長崎医師保育サポートシステムを運営し、県内各地域にシステムの展開を図る

長崎大学に設置される「メディカル・ワークライフバランスセンター」が中心となって医療機関と連携して本プロジェクト業務を進める。

令和6年度の活動実績としては、①キャリア支援・復職支援等相談への対応件数が96件、②保育サポートシステムを運営し、その利用医師数が52人、③学生を対象としたキャリア講習会の実施等があった。

契約方法	随意契約
契約金額	6,125,000円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

9 しまの医療機関運営費補助費

しまの医療機関運営費補助費

ア 補助金の概要

【補助事業者】

- ① 長崎県巡回診療航空機運営費費用補助 市町等
- ② 長崎県離島医師確保補助金（医師給与費の一部助成） 市町または独立行政法人

【趣旨】

- ① 無医地区等の住民に対し、航空機（ヘリコプター）を活用した巡回診療を行う市町等に対して、長崎県巡回診療航空機運営費補助金を交付するもの。
- ② 離島振興法の適用地域に診療所を設置運営している市町もしくは地方独立行政法人に対し、医師給与に係る経費の一部を助成することにより、医師の確保を容易にし、もって離島医療の確保向上を図るため、長崎県離島医師確保補助金を交付するもの（以下の要件を満たすときに補助の対象となる）。

- ・市町等が設置している診療所に常勤医師（長崎県離島・へき地医療センターから派遣された医師は除く）を配置していること。
- ・診療所の経営が困難なため、市町が設置している診療所にあっては一般会計からの繰入れ、地方独立行政法人にあっては設立団体からの運営負担金

- を受け入れていること。ただし、その額が別に定める額以上であること。
- ・医師の年間平均給与額が、別に定める基準額を超えていること。

【事業の内容】

1 長崎県巡回診療航空機運営費補助

補助の対象となる経費

職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、旅費、借料及び損料、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、社会保険料、雑役務費（修繕料等）、燃料費、委託費

補助額等

基準額（巡回診療実施回数×1,210,000円）と対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

2 長崎県離島医師確保補助金

補助の対象となる経費及び補助率等

補助対象の経費は医師ごとに平均給与月額から基準額を差し引いた額（別に定める額を限度とする）に12（給与の時給実績が12月未満の場合は当該月数）を乗じた額とし、補助額は、医師ごとの補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た合計額以内とする。

イ 問題点

特に見当たらない。

なお、巡回診療のためのヘリコプター運航は、事業主体である長崎県病院企業団が総合評価一般競争入札を実施して学校法人ヒラタ学園に委託してきた。同学園については、令和6年5月28日に国土交通省大阪航空局名で、組織的に不適切な整備がなされてきたこと等に対し、業務改善命令及び安全統括管理者の職務に関する警告が出された。長崎県は、同学園に対して再発防止策の取りまとめと提出を指示した。

10 専門医師確保対策資金貸与事業（医療介護基金）

長崎県専門医師確保対策資金貸与事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

将来において知事が指定する県内の公的医療機関等の以下の診療科に医師として勤務する者に対し、研修資金を貸与することにより、県内の医療機関において知事が指定する診療科の医師の確保を図る。

小児科、産婦人科、救急科、精神科、総合診療科、脳神経外科

貸与の対象は、研修等に要する経費で、月額20万円を限度額とする。貸与の利率は

年 14.5%とするが、知事が指定する期間以上在籍したときは返還を免除する（長崎県専門医師確保対策資金貸与条例第 6 条）。

令和 6 年度は、3 名（小児科、産婦人科、脳神経外科）に貸与され、当該 3 名は目標資格である専門医を取得した。

イ 問題点

特に見当たらない。

11 産科医等確保支援事業（医療介護基金）

産科医等確保支援事業

ア 補助金の概要

【補助事業者】

県内の医療機関

【趣旨】

県は、分娩を取り扱う病院等で勤務する産婦人科医師及び助産師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し、分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて、減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることを目的として助成する。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

分娩取扱件数に応じて補助対象事業者（分娩施設）から産科医等に支払われる手当。

産科医等に分娩手当が支給されたことは、県が実績報告時に補助事業者から分娩手当支給台帳等の提出を求めて、確認している。

なお、補助事業者は、就業規則及びこれに類するものにおいて、分娩を取り扱う産科医等に対する分娩手当等の支給について明記している分娩施設。

補助率等

基準額と対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較していずれか少ない額に補助率 3 分の 1 を乗じて得た額。

イ 問題点

特に見当たらない。

12 医師確保計画推進事業

医師確保計画推進事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

長崎県における医療計画の推進と保健医療体制の整備促進を図るため、医療法第 30 条の 23 第 1 項の規定に基づき、長崎県保健医療対策協議会を置き、「長崎県医師確保計画」を策定する。

イ 問題点

特に見当たらない。

13 看護師等養成所運営等事業費（医療介護基金）

看護師等養成所運営等事業費

ア 補助金の概要

【補助事業者】

県内看護師等養成所運営事業を行う事業者（社会福祉法人、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人（ただし、学校教育法第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る））。

【趣旨】

保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた助産師、看護師及び准看護師養成所の強化充実をはかるため、運営事業者に補助金を交付する。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

看護師等養成所の運営に要する教員経費、事務職員経費、生徒経費（教材費、臨床実習経費、実習施設謝金）、へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費等。

補助率

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

定員数、県内就業率に応じた調整係数による調整あり。

イ 問題点

特に見当たらない。

14 看護師等育成対策費

看護師等育成対策費（長崎県看護職員修学資金貸与事業）

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

看護職員を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来において県内で看護職員の業務に従事しようとする者に対し、長崎県看護職員修学資金を貸与することにより、その修学の便宜をはかり、もって県内における看護職員の充実に資する。

本事業による修学資金の貸与を受けた者で、所定の県内の医療施設で所定の期間継続して看護職員の業務に従事した者は、返還義務の免除を受けることができる（長崎県看護職員修学資金貸与条例第8条）。

イ 問題点2【学業成績に関する審査基準の根拠が十分ではない】

貸与審査基準のひとつに学業成績が概ね上位2分の1以上という基準がある。本事業は、修学資金を貸与した者が看護職員の資格を取得することが前提となっているから、学業成績について審査し、看護職員の資格取得が困難と予想される者には貸与しないことは必要である。

しかし、学業成績が概ね上位2分の1以上でなければ将来の看護職員資格の取得が困難ということが必ずしも経験則として確立しているわけではないようで、県によると、貸与対象者が所属する学校等によって国家試験合格率に相違があり、看護職員資格取得が困難と予想される者を高い精度で判別することは困難であることから、学業成績上位2分の1という基準を採用したとのことである。

他方、県内（の所定の施設）における看護職員の充実という本事業の目的を達成するためには、貸与対象者の資格取得とともに、貸与対象者が看護職員の資格取得後、県内の所定の施設に所定の期間、勤務していただくことが必要になる。

過去10年に修学資金の返還が免除されなかった223名について、返還免除とならなかった理由を見ると、県外の施設や県内の所定の施設以外の施設に就職または転職した件数が大部分を占めている。学業成績上位2分の1という基準を緩和しすぎると看護職員の資格を取得できなかった貸与対象者が増えるおそれがあるものの、上記基準によって、県内の所定の施設で看護職員として勤務する意欲の強い者を結果的に除外してしまっている可能性も否定できない。

本事業の目的をより達成するために、貸与対象者の審査においては、県内の所定の施設で看護職員として勤務する意欲の程度をより重視し、学業成績については、概ね上位2分の1以上という基準に必ずしもとらわれず、より柔軟な基準を用いることを検討することが望ましい。

なお、県によると、貸与決定は学業成績のほかにも「質疑事項への回答内容による制度の理解度」や「保証人の適格性」等の複数の基準から総合的に判断しており、令和7年度から、学業成績に関する基準は「国家試験等資格試験に合格する見込みのある者」に変更したとのことである。

【意見】

貸与対象者の審査においては、県内の所定の施設で看護職員として勤務する意欲の程度をより重視し、学業成績については、概ね上位2分の1以上という基準に必ずしも

とられず、より柔軟な基準を用いることを検討することが望ましい。

15 ナースセンター事業費

ナースセンター事業費

ア 委託業務概要

保健師、助産師、看護師、准看護師で未就業の者に対する就業促進に必要な以下の事業及び看護業務等のPR事業。

- ・未就業看護職員の実態と就業希望条件等の把握並びに看護職員需要施設の把握
- ・就業に関する相談・指導
- ・新しい医学・看護に関する情報の提供等
- ・看護業務のPR事業及び進路相談の実施
- ・長崎県ナースセンター運営事業委員会の開催
- ・中央ナースセンターとの連携
- ・上記事業に付帯する業務

契約方法	随意契約
契約金額	14,926,000円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

16 長崎県看護キャリア支援センター事業（医療介護基金）

長崎県看護キャリア支援センター事業

ア 事業の概要

【実施主体】

長崎県

【概要】

看護職員の離職の防止、就業の支援等に資する研修の実施、情報の提供等を通じて、県内における質の高い看護職員の安定的な確保を図るため、長崎県看護キャリア支援センターを佐世保市に設置する。

同センターの管理は指定管理者である公益社団法人長崎県看護協会が実施する。

令和6年度は、復職支援研修（35回）、プラチナナース研修（3回）、福祉施設への出張研修（6回）、看護職員交流会（4回）、新人看護職員交流会（各地区合計4回）、新人看護職員指導研修（5回）、実習指導者育成講習会、離島就業看護職員研修、看護スキルアップ研修（合計15回）、看護教員・施設教育担当者研修（4回）、学生と看護職員との交流会（4回）、実習指導者講習会修了者交流会、などが実施された。

イ 問題点

特に見当たらない。

17 病院内保育所運営事業費（医療介護基金）

病院内保育所運営事業費補助

ア 補助金の概要

【補助事業者】

病院内保育所運営事業を行う県内医療機関。病院内保育施設は、原則 12 か月運営し、かつ保育料（給食費を含めた保護者の負担額）を平均月額 10,000 円以上徴収している施設。

【趣旨】

医療従事者の離職防止及び再就職を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（病児等保育）を行うことも目的に、病院に従事する職員のために保育施設を運営する事業を助成する。

ただし、市町村が実施する「地域型保育給付」公益財団法人児童育成協会が実施する「企業主導型保育事業」の助成等との重複補助は認めない。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料。

補助率等

長崎県病院内保育所運営事業補助金実施要綱所定の基本額から同要綱所定の保育料収入額を控除した額に、同要綱所定の病院内保育所設置者の負担能力指数による調整率を乗じた額と同要綱所定の加算額を合計した額。

イ 問題点 3 【補助対象施設の要件等の見直しがなされていない】

本事業の対象施設に関しては、長崎県病院内保育所運営事業補助金実施要綱第 3 条に規定があり、保育料（給食費を含めた保護者の負担額）を平均月額 10,000 円以上徴収している施設とされている。また、同要綱第 6 条で、病児等保育の費用については 1 日当たり 3,200 円以内で保護者から徴収すると規定されている。

本事業は、平成 26 年度から県の事業として実施され、それ以前は国庫補助事業として実施されてきたものだが、補助対象施設の要件である徴収保育料の平均月額や病児等保育の費用は国庫補助事業のときの規定を準用しているとのことである。

これらの金額がただちに相当性を欠くということではないが、県の事業となっても 10 年以上が経過しており、その間に子育て支援や女性の就労支援として、保育や保育料の負担を巡る議論がなされ、状況が変化している可能性があるし、物価の変動も生じている。こうした保育や保育料の負担に関連する議論や事情の変化を踏まえ、本事業の趣旨・目的に照らして、補助対象施設の要件（保育料）等が相当であるか、適宜

見直しを実施することが望ましい。

【意見】

補助対象施設の要件等に関し、関連する議論や事情の変化を踏まえて適宜見直しを実施することが望ましい。

18 質の高い看護職員育成事業費（医療介護基金）

質の高い看護職員育成事業費

ア 補助金の概要

【補助事業者】

本事業の趣旨をもって質の高い看護職員育成事業を行う県内の病院、診療所、訪問看護ステーションの開設者または管理者

【趣旨】

県は、在宅医療を支える看護職員の資質向上を目的として、特定行為研修又は認定看護師教育課程を行う教育機関で修学する者を支援する病院等に対し、修学の支援に要する経費を助成する。

補助金の交付決定を受けた年の年度末までに研修を修了しなかった場合や研修終了後1年以内に資格を取得しなかった場合は、補助金全額の返還を求める。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

病院、診療所、指定訪問看護事業を行う事業所が修学者（看護職員）に助成する学費、入学金、授業料、実習費。

補助率

基準額（修学者1人あたり750千円）と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額に補助率2分の1を乗じて得た金額。

イ 問題点

特に見当たらない。

19 看護師等県内就業定着促進事業費（医療介護基金）

看護師等県内就業定着促進事業費

ア 補助金の概要

【補助事業者】

保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校。ただし、設置者が公立大学法人及び地方公共団体の場合を除く。

【趣旨】

県内看護職員の確保を図るため、学生の長崎県内医療機関への就業の促進・定着に関する取組の経費を補助する。

【事業の内容】

補助の対象となる経費

看護師等学校が行う長崎県内医療機関等への就業の促進・定着に関する取組として以下に掲げるものの経費（人件費、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）

- ・ 離島を含む県内の医療施設への訪問、見学及び体験
- ・ 県内に就業している卒業生や専門性の高い看護師等との交流
- ・ 県ナースセンター及び県看護キャリア支援センターの活用
- ・ 県内の求人情報の提供等が可能な就職相談員など臨時職員の雇用
- ・ 卒業生の就業相談窓口の設置やUターン就職に結びつく取組
- ・ その他、県内就業の促進・定着に資する取組として知事が認めるもの

補助額等

基準額（指定を受けた学校あたり 1,400 千円 ただし、全学年の定員数が 40 人未満の場合は 500 千円。同一校において准看護師学校と看護師学校を併設する場合は、准看護師学校については 900 千円）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。その額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。

イ 問題点

特に見当たらない。

第7 外国人材の活用による産業、地域の活性化

1 外国人材の地域における活躍

(1) 事業群主管所属・課（室）名

産業労働部 未来人材課

(2) 事業群関係課（室）

学事振興課、国際課、長寿社会課、農業経営課

(3) 令和6年度事業費

58,058,000円

(4) 計画概要

国内はもとより、県内における外国人材は増加傾向にあり、中長期的な視点から、本県の産業を支える人材として技能実習生や特定技能などの外国人材を積極的に受け入れていくため、農業、介護、その他の分野における受入促進の取組を進めるとともに、在留外国人を地域社会の一員として積極的に受け入れていく多文化共生の取組も同時に進めることで、県内外国人労働者数の倍増を目指します。

(5) 取組項目

- ① 受入促進セミナー等の開催や外国人材受入促進の仕組み構築
- ② 本県と友好交流関係にある国（地域）の公的機関等（大学等）との関係を構築し、現地での合同説明会を開催する等、外国人材と介護事業所とのマッチングを支援
- ③ 外国人介護人材受入機構（仮称）を設立し、介護事業所からの受入相談対応や受入外国人に対する研修等、外国人受入環境の整備を実施
- ④ 関係機関と連携した留学生の県内就職支援
- ⑤ 市町等と連携した多文化共生の推進
- ⑥ 特定技能や技能実習制度を活用した水産業への外国人材の受入推進
- ⑦ 農業分野における特定技能外国人材の活用

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
外国人IT人材確保促進事業費	令和7年8月27日	令和7年10月29日 令和8年2月5日
【事業内容】 市場が拡大しているIT関連業界において、県内企業が必要とする高度な専門人材を確保するため、県や長崎市、佐世保市、長崎大学、産業振興財団等の産学官が連携し、バングラデシュIT人材を受け入れる体制を構築する。		
【実施状況】 受入促進セミナーや選考会を開催。また、採用内定者3名に対して、長崎大学で日本語やビジネスマナー等を学ぶ授業や、内定企業インターンシップを実施するとともに、長崎市において定着に向けた交流会を開催した。		

<p>【個別事業】 令和6年度外国人IT人材確保促進業務委託</p>

事業名	資料調査	ヒアリング調査
外国人材確保総合支援事業費	令和7年8月27日	令和7年10月29日 令和8年2月5日

<p>【事業内容】 労働力人口が減少し、人材不足が課題となる中、外国人材の受入れを促進するため、従来の事業者の理解促進を図るセミナーの開催に加え、外国人材の受入れに関する相談対応などを実施する。</p>
--

<p>【実施状況】 長崎県中小企業団体中央会と連携し、外国人材（主に技能実習生）の受入れにかかる相談に対応したほか、受入促進セミナー（2回）や宗教・文化に対する日本人社員の理解を深める研修会を開催した。</p>
--

<p>【個別事業】 令和6年度外国人材確保支援業務委託</p>
--

事業名	資料調査	ヒアリング調査
外国人介護人材確保・受入促進事業 (医療介護基金)	令和7年8月21日 令和7年8月27日	令和8年2月2日

<p>【事業内容】 留学生や外国人技能実習・特定技能等の制度を活用した外国人介護人材確保及び県内介護事業所への受入・定着を促進する。</p>

<p>【実施状況】 まだ外国人材を受け入れていない介護事業所を対象に制度の理解促進等を図るセミナーの開催や受入ガイドブックの作成を行った。 県内で永続的に就業できる人材を確保するため、オンラインを活用した日本語研修及び介護福祉士の資格取得講座を実施した。 覚書を締結したベトナムの大学の学生と県内介護事業所とのマッチング支援や留学生へ奨学金を支給する事業所への補助を実施した。 県内介護事業所の外国人介護人材に対するニーズや現況把握のための実態動向調査を実施した。</p>

<p>【個別事業】 ①令和6年度外国人介護人材確保・定着促進事業業務委託 ②令和6年度長崎県とベトナムの介護分野におけるマッチング等支援業務委託 ③2024年度ベトナムにおける長崎の介護の魅力PR等業務委託</p>
--

- ④長崎県介護人材受入支援事業補助金
- ⑤令和6年度外国人留学生への奨学金等支給支援事業補助金
- ⑥令和6年度外国人材受入対策協議会

事業名	資料調査	ヒアリング調査
留学生受入対策事業費	令和7年8月21日 令和7年8月27日	令和7年10月28日
【事業内容】		
産学官が一体となって開設した長崎留学生支援センターでは、県内留学生の受け入れ拡大に向けて、留学生の募集、生活支援、就職支援などに取り組んでいる。		
【実施状況】		
県内大学や経済界、関係市町などと共に、その運営経費の一部を負担するとともに、関係機関による連携・協力に向けて協議を実施した。		
【個別事業】		
①令和6年度長崎留学生支援センター運営経費負担金		
②長崎県内留学生の長崎県美術館常設展観覧料に係る契約		
③長崎県内留学生の長崎歴史文化博物館常設展観覧料及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム入館料に係る契約		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
私立大学・短期大学外国人留学生支援事業	令和7年8月27日	令和7年10月29日
【事業内容】		
県内の私立大学・短期大学を設置する学校法人が、留学生受入促進事業及び留学生の県内就職促進事業を実施する場合、その経費の一部を助成する。		
【実施状況】		
県内の私立大学・短期大学を設置する学校法人が実施する外国人留学生支援策に対して、その経費の一部を助成することにより、留学生受入数の確保や県内就職の促進、国際交流の推進を図った。		
【個別事業】		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
多文化共生推進事業	令和7年8月21日 令和7年8月27日	令和7年10月28日
【事業内容】		

地域住民等が参画する日本語教室の設置促進を通じた地域の多文化共生の推進。
<p>【実施状況】</p> <p>市町との連携により日本語ボランティア養成講座を実施し、モデル教室を開催し、自走化に向けた道筋をつける。県内在住外国人が生活や就労等の適切な情報に速やかに到達できるようにするための多言語相談窓口の運営に取り組んだ。</p>
<p>【個別事業】</p> <p>①令和6年度長崎県外国人相談窓口運營業務委託 ②令和6年度（公財）長崎県国際交流協会事業費補助金</p>

事業名	資料調査	ヒアリング調査
農業支援体制総合推進事業費	令和7年8月13日	
<p>【事業内容】</p> <p>農業分野における特定技能外国人や農福連携等の国内外の多様な人材の活用に向けた体制を整備し、農業者の経営規模拡大、所得向上、雇用型経営体の育成を推進する。</p>		
<p>【実施状況】</p> <p>特定技能外国人材の受入及び農福連携の推進や既存の労力支援システムの強化を図ることで、多様な人材を確保した。</p>		
<p>【個別事業】</p> <p>①令和6年度地域発農福連携フォーラム開催業務委託 ②農福連携サポーター派遣事業</p>		

【各事業の内容について】

1 外国人IT人材確保促進事業費

令和6年度外国人IT人材確保促進業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

市場が急拡大しているIT関連業界において、県内企業が必要とする高度な専門人材を確保するため、産学官が連携し、バングラデシュからIT人材を受け入れ、県内就職につなげる仕組みを構築することを目的とする。

【業務内容】

- ① 活用促進セミナーの開催
- ② 採用マッチングの実施
- ③ 個別相談の実施

【令和6年度実績】

契約当初は年2回の現地での採用マッチングの実施を計画していたが、令和6年8

月 5 日バングラデシュで政変が発生し渡航情報レベルが引きあげられたことにより現地への渡航が困難になったため、同月 22 日、現地採用マッチングを年 1 回に変更する変更契約を締結した。あわせて、問題のない入国を実現するためのフォローアップを強化し、安心安全な定着を図るための座談会を開催する内容となった。

令和 6 年 4 月 22 日 セミナー開催：1 期生 19 社、2 期生 20 社が参加した。

令和 6 年 6 月 8 日～同月 13 日 現地採用マッチング：選考会申込み（候補生の履歴書を提供）は 1 期生 9 社、2 期生 3 社であった。マッチング会参加は 1 期生 5 社（現地マッチング 2 社、オンライン面談 3 社）であった。

内定：1 期生 3 社／3 名であった。

契約方法	随意契約
契約金額	6,697,064 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

イ 問題点 1 【県内企業のニーズの掘り起こしのための施策が充実していない】

本事業は、軌道に乗った場合には有益な事業であると考えられるものの、県内企業側にバングラデシュ人材の特性等に対して十分な知識がないことや、バングラデシュ人材に限らず外国人材を受け入れること自体に十分な準備が整っていないことから、本事業をより一層充実させるため、県内企業側への周知とニーズの掘り起こしが必要不可欠であると考えられる。

本事業の随意契約の相手方となっているのは、本事業に参加する可能性のある県内企業その他の各機関とも密接な関係を有している唯一の機関である公益財団法人長崎県産業振興財団である。県内企業に対して日頃から様々な情報提供等を行っている事業者であることから、採用マッチング等の前段階であるところのセミナーの充実やセミナーへの参加の呼びかけ等の拡大が期待される場所である。

【意見】

引き続きバングラデシュ人材及び他の外国人材に対する県内企業のニーズの掘り起こしのための施策の充実を検討することが望ましい。

2 外国人材確保総合支援事業費

令和 6 年度外国人材確保支援業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

外国人材確保支援業務事業は、外国人材の新規受入の促進に加え、在崎外国人材の在留期間延長の支援や受入側の体制を強化することで、安定的な人材確保を図ることを目的とする。

【業務内容】

- ① 外国人材受入促進セミナー及びマッチング会の企画・開催

- ② 長崎県外国人材検定試験対策補助金の実施
- ③ 受入企業向けセミナーの企画・開催
- ④ 受入れに係る相談対応（受入れが決まった県内事業者を対象に職場環境やマネジメント手法等の相談といった個別具体的な案件に対して、専門家派遣によるコンサルタントを行うこと）
- ⑤ 県との定例会議の開催

【成果目標】

外国人材受入成立数 30 人

【令和 6 年度実績】

- ① 外国人材受入促進セミナー：令和 6 年 11 月 13 日 50 名参加（会場 16 名、ウェブ 34 名）、令和 7 年 2 月 14 日 77 名参加（会場 22 名、ウェブ 55 名）
- ② 長崎県外国人材検定試験対策補助金：在崎外国人の在留期間延長を目的に県内監理団体等 3 団体が実施する検定試験対策講習会等に係る経費を支援した。
- ③ 外国人材と日本人社員の共生を目的としたセミナー及びマッチング会の企画・開催：令和 6 年 10 月 11 日に開催した。会場参加監理団体 7 組合（10 名）、全体参加 116 名（会場 55 名、ウェブ 61 名）。
- ④ 受入れに係る相談対応：外国人材の受入れが決まった県内 2 事業者を対象に、アドバイザー派遣によるコンサルティングを行った。

うち 1 件は、令和 6 年 8 月 20 日申請、9 月 5 日実施。介護事業者に対する支援である。

もう 1 件は、令和 6 年 8 月 20 日申請、9 月 17 日実施。ビザ取得等に関する相談に対して特定行政書士が派遣されたもの。

成果目標は外国人材受入成立数 30 人とされているのに対し、アンケートによって把握することのできる受入成立数は 484 人である。

契約方法	随意契約
契約金額	11,565,400 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

イ 問題点 2 【採用後のフォローについての周知が不十分である】

上記 1 の外国人 IT 人材確保促進事業費において実施されたアンケート調査の結果によれば、県内企業側から、

- ・定着していただくための社内風土作りが進められていません
- ・教育に割くことのできる人材が少ない
- ・言語の壁がある方に対して十分な対応ができるとも考えられず
- ・外国人を育成する日本人社員の対応力不足、育成能力不足、意思疎通が不安
- ・社内に外国人の面倒を見るような人材がいらない
- ・外国人労働者を雇用するための社内環境が整っていない

といった回答が多く見受けられた。上記1の外国人IT人材確保促進事業費自体はバングラデシュ人材を対象を絞った事業であるが、以上のアンケートの回答を見る限り、バングラデシュ人材に限らず、外国人材一般についての雇用への不安感等が存在することが分かる。外国人材の雇用に対するこのような不安感の原因は、言語、文化の相違、採用後の外国人材に対する指導者の不足等が主要な要因であると思われる。

以上のような県内企業の情勢を踏まえると、県内企業が外国人材の受入れを進められるようになる上で重要になるのは採用後のフォローアップであると考えられる。これまでにも、異なる宗教や文化に対する理解促進を図るセミナーの開催や、実際に受け入れている企業による様々な不安に対する具体的な対応の説明といった、採用後のフォローアップを含む様々な方策が講じられており、このこと自体は評価することができる。他方で、上記のようなアンケートの回答が多く見受けられることからすると、このようにして様々なフォローアップのための方策が講じられていることが県内企業側にいまだ十分に周知されている状況にないのではないかと考えられる。

【意見】

採用後のフォローアップがあることを県内企業に積極的に周知して不安感を解消し、県内企業による外国人材の採用の増加につなげていくことが望ましい。

ウ 問題点3【契約の目的達成に向けた業務が十分に実施されていない】

本委託業務では、長崎県外国人材検定試験対策補助金として300万円の予算が組まれていたが、結果的には3件合計30万円の支出にとどまった。

補助金に関しては、他の支出項目とは異なり、申請する事業者がいなければ支出額が伸びることはないので、本委託業務を受託した事業者に対してのみ帰責することが相当でない面があること自体は否定されない。しかし、本委託契約は、随意契約によって行われたところ、随意契約となった理由は、受託事業者は、中小企業の振興に加え、実習実施機関の不正行為防止のための外国人技能実習制度適正化事業を実施しているため、監理団体とのネットワークを活用し、外国人材に選ばれる長崎県となるように広く事業を展開していくことが可能であり、県内全域での確に事業を実施できる唯一の団体である、という点にあるとのことである。このように受託事業者は、自身の有する監理団体とのネットワークを活用することができること、広く事業を展開していくことが可能であること、県内全域での確に事業を実施できること等を評価されて本委託業務を受託したのであるから、監理団体を対象とした補助金の利用実績が伸びなかったことについては、同事業者の有するネットワークや能力等が十分に活用されていなかったものと言わざるを得ない。結果として、事業目的が十分に果たされていないと評せざるを得ない。

【意見】

受託事業者には、委託契約の目的の達成に向けた業務を十分に実施させるべきである。十分な業務遂行が見込めない場合には、今後本業務委託を随意契約によって行うこ

とも見直すことが望ましい。

エ 問題点4【アドバイザー派遣による支援内容が不十分である】

外国人材の受入れが決まった県内2事業者を対象に実施されたアドバイザー派遣によるコンサルティングのうち、令和6年8月20日申請、9月5日実施された介護事業者に対する支援については、アドバイザー派遣報告書に「受入にあたって活用できる補助金等 補助金は特になし」と記載されている。同記載は、あくまで当該介護事業者からの質問内容に対する直接的な回答内容だけを記載したものであり、それ以外にも介護事業者が外国人材の受入に当たって利用することができる補助金等についての説明も行ったとのことであるが、報告書の記載だけではそのような説明がされたかどうかまで読み取ることができない。同介護事業者は毎年一定数の実習生を受け入れるように計画しているとのことであるから、派遣されるアドバイザーには、外国人材の受入に当たって利用することが想定される補助金等の名称やそれが利用できる要件等を網羅して説明することが期待されているというべきであり、そのような説明がされたのであれば、簡潔でよいのでその旨報告書にも記載されるべきである。

【意見】

アドバイザーとしての説明内容に疑義が生じることがないように報告書の記載内容は正確性を期すことが望ましい。

オ 問題点5【アドバイザー派遣による支援内容が不十分である】

外国人材の受入れが決まった県内2事業者を対象に実施されたアドバイザー派遣によるコンサルティングのうち、令和6年8月20日申請、9月17日に実施されたビザ取得等に関する相談に対して特定行政書士が派遣されたものについては、アドバイザー派遣報告書に「ビザ取得等の一連の業務を特定行政書士に委託する場合の費用を独身者1名当たり15万円、妻子分の申請は1名当たりプラス5万円と説明している」と記載されている。同記載の趣旨は、相談を担当した特定行政書士に委託する場合の費用を説明したものであるとのことであるが、同記載を字義どおり読むと、担当した特定行政書士に限定せず特定行政書士一般に委託する場合の報酬を説明したものと理解するのが自然であるから、記載として不正確である。

【意見】

アドバイザーとしての説明内容に疑義が生じることがないように報告書の記載内容は正確性を期すことが望ましい。

カ 問題点6【アンケートの回収が十分になされているとはいえない】

本事業への参加企業に対するアンケートの回収率は45.7%であった。本事業の成果目標である受入成立件数は、アンケートによって把握している。成果目標の達成状況を把握するという重要な目的のために実施されているアンケートであるから、100%に近い回収が求められるべきである。

【意見】

成果目標の達成状況の把握のために実施しているアンケートについては、高い回収率を目指すことが望ましい。

3 外国人介護人材確保・受入促進事業（医療介護基金）

(1) 令和6年度外国人介護人材確保・定着促進事業業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

外国人介護人材の受入を拡大するため、新しく外国人材を受け入れる事業所の理解促進や専門性が高く県内で永続的に就業できる人材の育成など、専門機関による一貫した支援を行うこと。

【業務内容】

- ① オンライン受入促進セミナー
- ② 県内介護事業所向け個別相談会の実施
- ③ 外国人介護人材導入マニュアルの作成
- ④ 外国人介護人材向け日本語研修
- ⑤ 外国人介護人材向け介護福祉士資格取得対策講座

契約方法	随意契約
契約金額	7,631,184 円
契約期間	令和6年5月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和6年度長崎県とベトナムの介護分野におけるマッチング等支援業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

長崎県福祉保健部と覚書を締結しているベトナムの大学が推薦する学生等と、長崎県内の介護事業所とのオンラインマッチング面談会を開催するに当たり、事業所及び学生等との事前調整及び面談会の運営を委託することにより、円滑なマッチングを図る。

【業務内容】

契約締結後に長崎県が、面談会に参加する事業所及び学生等を受託者へ通知した後、長崎県がベトナム現地での面談会運営の補助を委託している機関（ベトナム側受託者）と協力しながら、本業務を企画し、実施すること。なお、（1）面談会開催準備業務、（2）面談会運営業務、（3）面談終了後業務について、いずれも専門的知見を有する職員が対応すること。

契約方法	随意契約
契約金額	935,000 円

契約期間	令和6年5月13日～令和7年3月31日
------	---------------------

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 2024年度ベトナムにおける長崎の介護の魅力PR等業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

長崎県と覚書を締結しているベトナムの大学において、長崎県の介護職で働く魅力のPR及び県が実施するベトナムでの日本語研修の支援を行うことにより、長崎県で働くことを希望する外国人材の拡大を目指す。また、対象大学と県内介護事業所とのオンライン面談会において、ベトナム現地での運営を委託することにより、円滑なマッチングを図る。

契約方法	随意契約
契約金額	1,328,250円
契約期間	令和6年5月20日～令和7年3月31日

イ 問題点7【受託事業者の他の都道府県等との同種契約の有無を確認していない】

介護人材の不足は全国的な問題である。他の都道府県においても、本県と同様のPRのための業務委託事業を実施している可能性があるから、本県からの業務の委託を受けている事業者が、他の都道府県等からも本業務委託と同種の業務委託を受けている可能性がないわけではない。本業務委託では、受託事業者がベトナムの学生等に対して長崎県での介護職の魅力をPRすることが必要であるところ、受託事業者が他の都道府県等からも同種の業務委託を受けている場合には、長崎県のPRに注力しない可能性があり、本業務委託の効果が十分に発揮されない可能性がある。

同受託事業者は、長崎県以外の地方自治体からも同種のものと思われる複数の業務を受託しているが、仕様書に定められた人数のマッチングを実現できていることや、現地の大学等に長崎県のPRポスターが設置されていることなどから、必要なPRは行われていると評価できる。しかし、今後、同受託事業者が受託している同種の業務の件数が増加するなどして本業務委託の効果が十分に発揮されない事態が生じることは回避すべきであるから、継続して他の都道府県等からの同種業務の受託状況をチェックすることが望ましいといえる。もとより、ベトナムの学生が長崎県に介護人材として来訪するかどうかは、ベトナム経済の状況など様々な事情によって左右される問題である。仮に本業務委託による長崎県でのマッチング件数が減少することがあったとしても、必ずしもそれが同受託事業者の問題であったと断定されるものではないことは言うまでもないが、マッチング件数の増減に関する原因分析のために、その原因となり得る要素につきできる限り多くの情報収集をしておくべきである。

【意見】

本業務委託の受託事業者が他の都道府県等から本業務委託と同種の業務委託を受け

ていないか(そのことにより本業務委託の効果が阻害されることはないかどうか)については、今後も継続的に確認することが望ましい。

(4) 長崎県介護人材受入支援事業補助金

ア 補助金の概要

【趣旨】

県は、外国人介護人材の確保・定着を推進するため、介護事業所における外国人介護人材の受入に関する取組に対し、予算の定めるところにより、長崎県外国人介護人材受入支援事業補助金を交付するものとする。

【補助対象事業】

長崎県外国人材受入支援事業

【補助対象者】

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所であって、長崎県と海外の大学との「介護分野における協力に関する覚書」に基づき外国人材を受け入れる介護事業所

【補助基準額】

対象の外国人材1人につき200千円

【補助率】

2分の1

イ 問題点

特に見当たらない。

(5) 令和6年度外国人留学生への奨学金等支給支援事業補助金

ア 補助金の概要

【趣旨】

県は、介護福祉士養成施設で介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、介護施設等の外国人留学生に対する奨学金の新設、拡大を促進することを目的として、外国人留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等の取組に対し、予算の定めるところにより、長崎県外国人留学生への奨学金等支給支援事業補助金を交付するものとする。

【補助対象事業】

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、生活費などを奨学金として支給する事業

【補助対象事業者】

長崎県内の介護施設等(介護保険法上の介護事業所を行う法人又は施設・事業所等)

【補助対象経費】

居住費などの生活費(民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続

的に発生する経費（学費・国家試験受験対策費用を除く。）。）

【補助基準額】

1人あたり年額 360,000 円以内

【補助額】

補助対象経費の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の 1 / 3 の額。ただし、補助額は、奨学生への給付額以内とする。

イ 問題点

特に見当たらない。

(6) 令和 6 年度外国人材受入対策協議会

ア 事業の概要

外国人介護人材受入をどのように促進していくべきかについて実情などを踏まえた意見交換、外国人介護人材受入の課題を明らかにし、対策を検討する。

イ 問題点

特に見当たらない。

4 留学生受入対策事業費

(1) 令和 6 年度長崎留学生支援センター運営経費負担金

ア 事業の概要

会費規則に基づき、令和 6 年度は 2,127 千円を負担した。

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 長崎県内留学生の長崎県美術館常設展観覧料に係る契約

ア 事業の概要

長崎県は、海外からの留学生に長崎県の歴史や文化等への理解を深めてもらうとともに、長崎県の魅力を母国に発信してもらうなど長崎県のイメージ向上につなげるため、留学生が長崎県美術館常設展を利用する際の観覧料を負担することとする。

留学生とは、在留資格が「留学」であり、かつ在留カードに記載された居住地が長崎県内の住所である者（中長期留学生）または在留資格「短期滞在」として本邦に在留し、かつ長崎県内の大学・日本語教育機関等に在籍する者（短期留学生）をいう。

常設展の団体・前売料金を適用し、一人 1 回あたり 250 円とする。県は観覧料を 66,000 円を上限として負担する。超過部分は請求しない。

契約期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

令和 6 年度は支払実績がない。

イ 問題点 8 【事業の必要性について十分な検討がなされていない】

本事業自体は人口減少対策という観点からも意義のある内容であるが、令和 6 年度は支払の実績がなく、県によれば、他の制度の利用によって外国人留学生の観覧料が負

担されているためである可能性があるとのことであったから、他の制度との調整等を含め、事業の見直しを検討すべきである。

【意見】

本事業の必要性を検討することが望ましい。

(3) 長崎県内留学生の長崎歴史文化博物館常設展観覧料及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム入館料に係る契約

ア 事業の概要

長崎県は、海外からの留学生に長崎県の歴史や文化等への理解を深めてもらうとともに、長崎県の魅力を母国に発信してもらうなど長崎県のイメージ向上につなげるため、留学生が長崎歴史文化博物館常設展及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを利用する際の観覧料・入館料を負担することとする。

留学生とは、在留資格が「留学」であり、かつ在留カードに記載された居住地が長崎県内の住所である者（中長期留学生）または在留資格「短期滞在」として本邦に在留し、かつ長崎県内の大学・日本語教育機関等に在籍する者（短期留学生）をいう。

観覧料は、団体・前売料金を適用し、常設展は一人1回500円、ミュージアムは一人1回160円とする。ただし、常設展を長崎県が主催する長崎平和大学の一環として利用する場合にあっては、一人1回310円とする。県は、常設展270,000円、ミュージアム30,880円、合計300,880円を上限として負担する。超過部分は請求しない。

契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和6年度は、常設展32,000円（500円×64人）、ミュージアム9,600円（160円×60人）の支払実績がある。

イ 問題点

特に見当たらない。

5 私立大学・短期大学外国人留学生支援事業

ア 事業の概要

県内の私立大学・短期大学を設置する学校法人が、留学生受入促進事業及び留学生の県内就職促進事業を実施する場合にその経費の一部を助成するもの。

イ 問題点

特に見当たらない。

6 多文化共生推進事業

(1) 令和6年度長崎県外国人相談窓口運營業務委託

ア 委託業務概要

【業務目的】

県内に在住する外国人からの生活や就労等のさまざまな問題に対して、多言語で相

談支援を行うワンストップの相談窓口を設置し、外国人が地域で安心して安全に暮らせる環境を整える。

【業務内容】

- ① 相談窓口の設置
- ② 相談及び情報提供業務
- ③ 相談言語
- ④ 相談対応時間等
- ⑤ その他

契約方法	随意契約
契約金額	8,825,034 円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和6年度（公財）長崎県国際交流協会事業費補助金

ア 事業の概要

事業名を地域日本語教室設置促進事業として実施している事業である。

イ 問題点9【他の関連事業と連携した上での広報が十分になされていない】

本事業は、外国人が住みやすい環境を作ることが直接的な目的であり、それ自体が人口減少対策であるわけではない。本事業が人口減少対策の中に位置づけられているのは、本事業によって住みやすい環境が整備されていることを内外の外国人に周知することにより長崎県での留学・就職・定住等を促進することが期待されているためであると考えられる。長崎県内在住の外国人に対しては、（公財）長崎県国際交流協会のウェブサイトへの掲載や相談窓口業務の中での広報等によって本事業ないし本事業による長崎県の住みやすさが適切に周知されることが重要であり、長崎県外の外国人に対しては、長崎県外の外国人にアクセスする可能性のある他の事業と連携するなどして有効な広報の方法を探る必要があるといえる。

【意見】

長崎県が本事業によって住みやすい環境づくりがされていることを内外の外国人に対して適切に周知する方法を引き続き検討することが望ましい。

7 農業支援体制総合推進事業費

(1) 令和6年度地域発農福連携フォーラム開催業務委託

ア 委託業務概要

【委託業務内容】

- ① フォーラムの運営（会場設営・資料配付・その他開催運営に必要な業務）
- ② ファシリテーター、講師、パネリストへの謝金・旅費等の支払

- ③ 参加者募集・周知
- ④ 当日配布資料等の作成
- ⑤ 参加申込受付・名簿作成
- ⑥ 参加者受付業務
- ⑦ 参加者の集計

なお、フォーラムの概要の企画、会場の確保、ファシリテーター・後援者・パネリストの手配等は県が行う。

契約方法	随意契約
契約金額	709,500 円
契約期間	令和6年6月19日～令和7年3月31日

イ 問題点10【本業務委託の必要性について十分な検討がなされていない】

本業務委託は、フォーラムの運営等の業務を委託するものであるところ、令和6年度のフォーラム参加申込者は71名、うち10名が当日欠席ということであり、小規模のフォーラムであるといえる。このような小規模のフォーラムであれば、あえて70万円を超える金額を支出して業務委託をしなくても、県の職員において自ら運營業務を行うことも可能ではないかと考えられる。本業務委託をするためには契約事務や検査事務等も必要になるのであるから、費用対効果の観点から、そのような事務手続を行い、かつ、70万円を超えるような高額な支出をしてまで外部事業者へ委託しなければならない業務であるかどうか検証すべきである。

【意見】

本業務委託の必要性を検討することが望ましい。

(2) 農福連携サポーター派遣事業

ア 事業の概要

【事業目的】

農福連携に取り組む意欲がある農業経営体等に対して、専門知識を有する者を派遣することにより、農福連携の取り組みを支援し、農業経営体等の労力不足解消及び障がい者の工賃水準の向上につなげる。

【事業内容】

農福連携に取り組む意欲がある又はより効果的な取組のための支援を必要とする本県の農業経営体等に対して、委託事業者（事務局）が農業経営体等のニーズに応じた農福連携サポーター（サポーター）を選定し、農業経営体等に派遣する。

法人（①本県農業経営体等とのネットワークを有し、かつ、信頼を得ていること、②本県農業経営体等と派遣するサポーターとを調整することができること、③過去3年以内に長崎県の委託事業又は補助金事業を適正に実施した実績があること）に委託する。

サポーターの登録は、資格要件を満たす者が登録申請書を県にて移出して審査を受

け、農福連携サポーター名簿に登録される。期間は令和7年2月10日まで。

サポーターは、農業経営体等の相談に対し、①指導等の事前調査、②農業経営体への指導、③指導後の支援方針の検討を行う。

支援1回あたり6時間以内、個別支援・集団支援の双方、1農業経営体等あたり2回まで、派遣後はサポーターから報告書を提出する。

イ 問題点

特に見当たらない。

第8 いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現

1 高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進

(1) 事業群主管所属・課(室)名

福祉保健部 長寿社会課

(2) 事業群関係課(室)

雇用労働政策課

(3) 令和6年度事業費

126,945,000円

(4) 計画概要

平均寿命が大幅に伸びる中、元気な高齢者の方が増えてきていますが、今後も生き活きと暮らし続け健康寿命を延伸させることができるよう、本人の希望やライフスタイルに合った就業や社会参加の機会の拡大を図っていきます。

(5) 取組項目

- ① 高齢者が気軽に相談できる窓口を設置し、経験やライフスタイルに応じた社会参加に関する相談支援事業を実施
- ② ボランティア活動等で活躍する高齢者の表彰や生活支援等の有償ボランティアの推進
- ③ 市町を中心に、関係団体とのマッチングにより高齢者を社会参加につなげる仕組みづくり

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
生涯現役促進支援事業	令和7年8月13日	令和7年12月1日
【事業内容】 高齢者が生き生きと輝く生涯現役の社会づくりを目指し、高齢者の社会参加を支援する。		
【実施状況】 社会参加に意欲のある高齢者が、気軽に相談できるワンストップ相談窓口を設置し、相談者の経歴やライフスタイルに沿った個別支援を行うとともに、高齢者の社会参加への意識を啓発するため、市町と連携したセミナーを県内各地で開催した。		
【個別事業】 令和6年度生涯現役促進支援事業委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
明るい長寿社会づくり推進機構費	令和7年8月14日	令和7年11月25日
【事業内容】 明るい長寿社会づくり推進機構(公財)長崎県すこやか長寿財団)が実施する高齢		

者の生きがいと健康づくりに関する各種事業に対し助成を行い、高齢者の社会活動の振興を図る。
【実施状況】 (公財)長崎県すこやか長寿財団が行う、長崎県ねんりんピック事業やアクティブ・エイジングサポート事業等に対する助成を行った。
【個別事業】 令和6年度長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金

事業名	資料調査	ヒアリング調査
いきいきシニア活躍促進事業	令和7年8月15日	令和7年11月25日
【事業内容】 老人クラブ活動のより一層の活性化を図ることにより、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブ等に対し、国、県及び市町で協調して補助を行う。		
【実施状況】 単位老人クラブが行う老人クラブ事業、市町老人クラブ連合会が行う活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業及び地域支え合い事業、県老人クラブ連合会が行う活動推進事業及び若手高齢者組織化・活動支援事業について補助を行った。		
【個別事業】 ①令和6年度長崎県老人クラブ連合会運営費補助金 ②令和6年度地域支え合い等推進事業 ③在宅福祉事業費補助金		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
高齢者等雇用安定対策費	令和7年8月29日	令和7年12月15日
【事業内容】 高年齢者等の失業の防止、再就職の促進等、高齢者等の雇用の安定を図る。		
【実施状況】 長崎県シルバー人材センター連合会に補助金を交付し、センターが行う高年齢者の雇用の安定、就労を通じた社会参加の促進等に関する活動を支援した。 高年齢者雇用支援のつどいの開催等により、高年齢者の継続就労、再就職、雇用の安定を図った。		
【個別事業】 令和6年度長崎県シルバー人材センター連合会事業費等補助金		

【各事業の内容について】

- 1 生涯現役促進支援事業

令和6年度生涯現役促進支援事業委託

ア 委託業務概要

現役を引退し、様々な社会参加活動に興味のある高齢者を対象に、地域社会への貢献や自身の健康づくり・介護予防にも資するような社会活動への取組を支援する窓口を設け、個別相談による支援を行うとともに、高齢者の社会参加を促すための意識啓発セミナーを市町と連携して開催し、参加者が具体的な行動に移せるよう活躍の場を積極的に提供する業務を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	11,180,415円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点1【前金払の必要性などの検討した書面であることが不明確である】

委託については、業務完了後に委託料を支払うのを原則としつつも、「必要と認められる金額については、「受託事業者の請求」に基づき前金払により支払うことも認められている（委託契約第6条2項）。これを受けて、受託事業者が前金払の支払いを求めするには、県に対し、「前金払を必要とする理由」を記載した前金払請求書を提出することとしている。

本県では、令和3年10月15日付会計課長通知において、「前金払を行う場合については、その必要性や支払時期、金額の妥当性について十分に検討し、検討した結果を書面で整理すること」とされており、これを受けて、担当課においては、「人件費も含まれており、事業の実施に支障をきたさないよう、年間の実施にあたっての準備面も考慮し、…」と記載した書面を作成して、検討結果を書面で整理している。

もっとも、この書面には、上記会計課長通知に従った「検討結果を整理した書面」であることが分かるような記載がない。

そこで、上記会計課長通知に従って前金払の必要性、時期、金額の妥当性を検討した書面を作成した場合には、同通知に従って作成した書面であることが直ちに判断できるような記載を付記しておくことが望ましい。

【意見】

令和3年10月15日付会計課長通知に従って前金払の必要性、時期、金額の妥当性を検討した書面を作成した場合には、同通知に従って作成した書面であることが直ちに判断できるような記載を付記しておくことが望ましい。

ウ 問題点2【アンケート結果の分析が十分とはいえない】

本事業の委託仕様書によれば、市町と連携したセミナーを開催し、セミナー終了後にはアンケート調査を実施し、取りまとめた上で分析をすることとなっている。これを受け、受託事業者は、セミナー終了後には参加者へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめた書面を作成した上で、県と意見交換その他協議を行っており、仕様書記載の業務は履行されているといえる。もっとも、アンケート結果を踏まえた協議において、

どのような意見が出たのか等は必ずしも明らかではない。

本委託業務にはアンケート調査結果の「分析」までが含まれているため、セミナー終了後のアンケート結果を踏まえた協議等を行った場合には、そこで出た意見等は記録化して一件記録に綴っておくことが望ましい。

【意見】

本委託業務にはアンケート調査結果の「分析」までが含まれているため、セミナー終了後のアンケート結果を踏まえた協議等を行った場合には、そこで出た意見等は記録化して一件記録に綴っておくことが望ましい。

エ 問題点3【委託料が充てられる人件費の算出根拠が明らかではない】

本事業においては、委託料を「当該事業に従事する」職員の人件費に充てることが認められているところ、委託料 11,180,415 円のうち人件費は約 6,700,000 円と 50%超を占めており、これにパソコンリース料、タクシー使用料などを含めた管理費で合計 9,634,900 円と約 86%を占めている。

この点、例えば、事業費精算書の嘱託職員給料 4,948,320 円について、内容欄に「従事者嘱託職員給料」との記載があるだけで、職員何人が何日稼働した給与額なのかといった 4,948,320 円の計算根拠が一切記載されていない。

そこで、事業費精算書その他収支精算書に給与額などの金額が記載されている場合には、県としては、受託事業者に対し、計算根拠を明記するよう求めるのが望ましい。

【意見】

事業費精算書その他収支精算書に給与額などの金額が記載されている場合には、県としては、受託事業者に対し、計算根拠を明記するよう求めるのが望ましい。

オ 問題点4【「他県における同様な契約事例と契約方法」の記載が不十分である】

本事業の随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例と契約方法」欄には「なし」との記載のみがなされている。

福岡県には生涯現役サポートセンターがあるなど、他県にも「高齢者の社会参加支援に関する契約事例」が散見されると思われるところ、対象者、提供する支援の範囲、運営体制等は各自治体によって異なるため、このような「なし」との記載がなされたものである。そのような解釈であれば、「なし」との記載も許容され得るが、「他県における同様な契約事例」の記載については、そもそも「同様な契約事例」をどのように捉えるかによって、記載内容も大きく異なり得るものである。

そこで、「他県における同様な契約事例と契約方法」の欄には、「同様な契約事例」の捉え方を明記した上で、調査の範囲・結果を簡潔に記載しておくことが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートの「他県における契約事例と契約方法」の欄には、「同様な契約事例」の捉え方を明記した上で、調査の範囲・結果を簡潔に記載しておくことが望ましい。

2 明るい長寿社会づくり推進機構費

令和6年度長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

【趣旨】

明るい長寿社会づくり推進機構が実施する高齢者の生きがいと健康づくりに関する各種事業に対し補助を行い、高齢者の社会活動の振興を図る。

【事業の内容】

対象経費

明るい長寿社会づくり推進機構運営事業の実施に必要な

報償費

賃金

報酬

旅費

需用費

工事請負費

備品購入費

役務費

委託料

補助金

使用料及び賃借料

負担金

明るい長寿社会づくり推進機構運営事業に従事する人件費

給与

職員手当等

共済費

賃金

退職給与引当金

イ 問題点5【ホームページの保守管理費として金額のみが計上されている】

本事業では、補助事業者のホームページ保守管理費 121,000 円を補助対象経費として計上されているところ、この金額が記載されているのみであるため、ホームページ保守管理費が全体でいくらなのか、全体のうち何%を補助対象経費として計上しているのかなどは不明である。

同金額は、補助事業者のホームページ保守管理費全体の 73%相当額とのことである

が、これは、補助事業者から別途提出を受けている事業按分表を確認しなければ分からず、また、ホームページ保守管理費の全体額にいたっては、事業按分表をみても直ちには確認できず、県の方で、同按分表の割合に従って計算しなければならないような状況である。

そこで、補助対象経費としてホームページ保守管理費などの金額を計上する以上、県としては、補助事業者に対し、その全体額と按分割合程度は明記するよう求めるのが望ましい。

【意見】

ホームページの保守管理費など、事業実施計画書の明細で計上している金額だけではその根拠が明らかでない場合には、補助事業者に対して、ホームページの保守管理費の総額、総額に占める割合とその根拠を説明させるべきである。

ウ 問題点 6 【人件費の算出根拠が明らかではない】

本事業では、事務局職員の給与 11,798,000 円が補助されているが、職員何人が何日稼働した給与額なのかといった計算根拠が一切記載されていない。

そこで、補助対象経費として事務局職員の給与などの金額を計上する場合には、県としては、補助事業者に対し、計算根拠を明記するよう求めるのが望ましい。

【意見】

補助対象経費として事務局職員の給与などの金額を計上する場合には、県としては、補助事業者に対し、計算根拠を明記するよう求めるのが望ましい。

エ 問題点 7 【団体の長が大会等に出席した際の報酬に関する補助金の妥当性について参考とすべき文書等が県全体で統一されていない】

本事業の実施計画書には、第 36 回全国健康福祉祭とっとり大会派遣事業の理事長出席分の報酬 54,000 円、第 21 回長崎県ねりんピックススポーツ交流大会の理事長出席分の報酬 27,000 円がそれぞれ対象経費として計上されている。

上記報酬額自体は妥当といえるところ、本事業の補助金の審査にあたっては、県において定める「執行機関及び附属機関としての各種委員会等の報酬及び費用支弁に関する条例」に基づく平成 8 年 10 月総務部長通知を参考として、金額の妥当性について確認を行っている。

補助金の審査を行うにあたって、上記総務部長通知を参考とした上で金額の妥当性チェックを行うことは有用であるが、所管課ごとに参考とする文書等が異なってしまうのは避けたいところである。

そこで、団体の長がイベント等に出席した際の報酬額に関する補助金を審査するにあたっては、県における各種委員の報酬額等を参考にするなど、県全体で統一しておくことが望ましい。

【意見】

団体の長がイベント等に出席した際の報酬額に関する補助金を審査するにあたって

は、県における各種委員の報酬額等を参考にするなど、県全体で統一しておくことが望ましい。

オ 問題点 8 【「選手のバス代」と「選手の往路交通費」を記載からは区別できない】

本事業の実施計画書には、第 36 回全国健康福祉祭とっとり大会派遣事業の経費として、参加選手旅費（宿泊料、バス代等）8,755,000 円、旅行業務委託料（選手の往路交通費）3,403,000 円がそれぞれ別個に補助対象経費として計上されている。

「バス代」と「往路交通費」との記載だけでは、その違いが一見して明らかではないため、これらを区別するのは困難である。

そこで、「バス代」と「往路交通費」といった区別することが困難な記載がある場合には、県は、補助事業者に対し、その区別ができる程度の補足記載を求めるのが望ましい。

【意見】

「バス代」と「往路交通費」といった区別が困難な記載がある場合には、県は、補助事業者に対し、その区別ができる程度の補足記載を求めるのが望ましい。

3 いきいきシニア活躍促進事業

(1) 令和 6 年度長崎県老人クラブ連合会運営費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

公益財団法人長崎県老人クラブ連合会

【趣旨】

活力ある高齢社会を構築していくため、高齢者が主体となって活動していくことが今後ますます求められるところ、老人クラブの活動について、より一層の活性化を図るために長崎県老人クラブ連合会の運営費を補助するものである。

【事業の内容】

経費対象

- (1) 長崎県老人クラブ大会
- (2) 総合福祉センター入居料
- (3) 老人クラブリーダー等研修会
- (4) 都市老連育成事業
- (5) その他知事が必要と認める事業

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和 6 年度地域支え合い等推進事業

ア 委託業務概要

公益財団法人長崎県老人クラブ連合会に、地域支え合い活動実践者養成研修、健康づくりリーダー養成研修などの業務を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	2,221,344円
契約期間	令和6年4月8日～令和7年3月31日

イ 問題点9【セミナー参加者による知見共有の方法について検討が必要である】

東京で開催された高齢者の健康づくり・生活支援セミナーについて、本事業では、4名分の東京までの旅費を補助している。

4名分の旅費を補助する趣旨は、セミナーに参加して得た知見等を長崎に持ち帰ってきてもらい、クラブ内で共有するという「知見等の還元」までが含まれていると考えられ、仕様書にも、県老連が実施する研修メニューに、「全老連セミナー等における研修」が明記されている。

この点、セミナー参加者による報告会などは随時開かれているようであり、クラブ内で知見等の還元はなされているようであるが、この「知見等の還元」については、より実効的になされるよう、今後も事業者と協議をするなどして検討していくことが望ましい。

【意見】

県においては、クラブ内での「知見等の還元」については、より実効的になされるよう、今後も事業者と協議をするなどして検討していくことが望ましい。

(3) 在宅福祉事業費補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

市町

公益財団法人長崎県老人クラブ連合会

【趣旨】

在宅福祉事業を助成することにより、高齢者の福祉の増進を図る。

【事業の内容】

対象となる経費

(1) 高齢者地域福祉推進事業

①老人クラブ事業

事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

算定方法 知事が必要と認めた額、対象経費の実支出額、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額

②市町老人クラブ連合会事業

事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

算定方法 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

③県老人クラブ連合会事業

事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

算定方法 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

④その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業

事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

算定方法 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

(2) 特別事業

①被災高齢者等把握事業

事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金

算定方法 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

②老人福祉の適正な運営に必要な事業

事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費、使用料及び賃借料

算定方法 市町が、知事の承認を受けて実施する特別事業に要する費用の実支出額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

(3) いきいきシニア活躍応援事業

①社会参加促進のための行事等開催事業

事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

算定方法 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

②事務手続き等支援事業

事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

算定方法 知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

イ 問題点

特に見当たらない。

4 高齢者等雇用安定対策費

令和6年度長崎県シルバー人材センター連合会事業費等補助金

ア 補助金の概要

【補助事業者】

公益社団法人長崎県シルバー人材センター連合会

【趣旨】

高年齢者の雇用安定、就労を通じた社会参加促進、生きがい創出を目的とし、シルバー人材センターの活動（研修開催、就業機会拡大支援、情報発信など）を支援する。

【事業の内容】

対象となる経費

連合会運営費及び連合会が定款に定める事業に要する経費

それらに要した経費の1/2以内

イ 問題点

特に見当たらない。

2 健康長寿対策の推進

(1) 事業群主管所属・課（室）名

福祉保健部 国保・健康増進課

(2) 事業群関係課（室）

地域保健推進課

(3) 令和6年度事業費

650,091,000円

(4) 計画概要

県民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人一人の健康づくりの取組が欠かせないことから、働き盛り世代を中心に自然と健康になれる、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

(5) 取組項目

- ① 県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり
- ② 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進
- ③ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診の受診者を増やす取組
- ④ 健康的な生活習慣（食生活など）の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善
- ⑤ 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎健康革命プロジェクト事業費	令和7年10月31日	令和7年12月8日
【事業内容】		
健康長寿日本一を目指し、「運動」「食事」「禁煙」「健診」の4つを柱とし、県民の主体的な健康づくり活動を促すための周知啓発等を実施。		
【実施状況】		
健康長寿日本一長崎県民会議の開催や健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」の実施のほか、県民の認知度が高いV・ファーレン長崎、長崎ヴェルカと連携した「長崎健康革命」等の周知啓発やイベント実施、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の運営・普及、県内スーパーマーケット2社との連携による「ながさき健味ん弁当販売キャンペーン」などの食環境整備に向けた取組等を実施した。		
【個別事業】		
ながさき健康づくりアプリ導入・運営等業務委託		
「歩こーで！」及び生活習慣状況アンケート集計業務委託		
ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」改修業務委託		
ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」協力店拡大キャンペーン業務委託		

減塩・野菜たっぷり応援事業委託 テレビ番組「週刊健康マガジン」放映事業委託 ながさき健味んメニュー多分野連携事業ながさき健味んメニュー（中食版）レシピ開発業務委託 予防・健康づくり周知啓発業務委託（イベント等） 予防・健康づくり周知啓発業務委託
--

事業名	資料調査	ヒアリング調査
国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	令和7年10月31日	令和7年12月8日
【事業内容】 生活習慣病の予防、健康の保持、医療費の適正化を目指して市町への支援を実施。		
【実施状況】 市町に対し、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用を負担した。		
【個別事業】		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎県国保ヘルスアップ支援事業	令和7年10月31日	令和7年12月8日
【事業内容】 市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施。		
【実施状況】 市町が実施する保健事業の更なる推進のための会議や研修会の開催、専門職の派遣等の15の事業を実施した。		
【個別事業】 ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業業務委託 糖尿病性腎臓病重症化予防に係るかかりつけ医等に対する研修事業業務委託 栄養士登録・派遣事業業務委託 薬剤師による市町派遣等支援事業委託 骨密度測定紹介可能医療機関リスト印刷業務 骨折予防対策事業業務委託（運動指導及び啓発） 効果的な保健指導プログラムの開発事業委託 保健事業カルテを活用した効果分析事業負担 データ分析によるデータヘルス計画の評価支援事業委託		

在宅保健師等会による市町支援事業委託

その他

事業名	資料調査	ヒアリング調査
健康ながさき 21 推進事業	令和 7 年 11 月 4 日	令和 7 年 12 月 8 日
【事業内容】 県健康増進計画「健康ながさき 21」に基づき、個人の生活習慣の改善や社会環境の質の向上など、県民の健康寿命延伸施策を展開していくための会議を開催する。		
【実施状況】 市町や関係機関、関係団体と連携して取組を推進するため、健康ながさき 21 推進会議で、関係者と課題の共有、事業内容の協議等を実施。令和 6 年度から開始した第 3 次健康増進計画の推進のため協議・検討を行った。各保健所設置の協議会では、管内で地域と職域が連携した健康づくりの協議や取組を実施した。		
【個別事業】 健康ながさき 21 推進会議の開催 長崎県生活習慣状況調査回答データ集計業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
健康増進事業	令和 7 年 11 月 4 日	令和 7 年 12 月 8 日
【事業内容】 市町が実施する健康増進事業に対する補助を実施。(補助率) 県 2/3 (国 1/2、県 1/2)、市町 1/3。ただし「3. 健康診査⑤肝炎ウイルス検診」の自己負担相当額は国 10/10。		
【実施状況】 健康増進法の規定に基づき市町が実施する健康増進対策（健康教育・相談、訪問指導、歯周疾患検診等）に対して補助を行った。		
【個別事業】 各市町への長崎県健康増進事業費補助金交付		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
栄養管理事業（専門職研修）	令和 7 年 11 月 7 日	令和 7 年 12 月 8 日
【事業内容】 市町栄養士を対象とした業務推進検討会や、地域の食生活改善に携わる食生活改善推進員を対象とした研修を実施。		
【実施状況】 食生活改善推進員に対してリーダー研修会・強化会議を計 2 回と各地域における研修会・組織運営支援を計 12 回、市町栄養士を対象とした業務推進検討会を 15 回実		

<p>施し、資質の向上を図った。</p> <p>【個別事業】 行政栄養士等研修事業 食生活改善推進員の活用・組織強化事業 長崎県食生活改善推進員リーダー研修会</p>

事業名	資料調査	ヒアリング調査
受動喫煙対策促進事業	令和7年11月7日	令和7年12月8日
<p>【事業内容】 健康増進法の一部を改正する法律により、受動喫煙防止対策の普及啓発、各種届出の受理や違反者等への指導等を行う。</p>		
<p>【実施状況】 世界禁煙デー・禁煙週間に合わせパネル展を実施した。また、普及啓発資材の作成、配布のほか県内各保健所、関係機関と協力し、各種届出の受理や違反者等への指導等を行った。また、公共施設受動喫煙対策状況調査を行い、敷地内禁煙の実施など、県内の状況を把握した。</p>		
<p>【個別事業】 受動喫煙対策の普及啓発 各種届出の受理、違反者等への指導</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
コホート研究事業	令和7年11月14日	令和7年12月8日
<p>【事業内容】 がんや循環器疾患等の生活習慣病に日本人の生活習慣、生活環境等がどのように影響するかを解明するため、国立がん研究センターが行う研究プロジェクトに、上五島保健所及び県南保健所が研究協力機関として、住民への調査を実施し、分析している。各研究目的は異なり、上五島保健所実施分は予防医学実践のための要因研究、県南保健所実施分は、次世代へ向けた健康保持増進のための研究である。</p>		
<p>【実施状況】 住民への調査を実施、分析し、本事業への理解促進・周知のため医療・行政関係者を対象とした講演会を1回開催した。</p>		
<p>【個別事業】</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎県歯科保健ライフコース支援事	令和7年11月14日	令和7年12月17日

業費		
【事業内容】		
<p>県関係各課、保健所、市町、歯科保健関係者等と連携し歯科保健対策を推進する行政機能の強化のため、長崎県口腔保健支援センターを運営する。また、胎児期から高齢期といったライフコースアプローチによる歯科口腔保健の推進を図ることを目的とした歯科保健施策を推進する。</p>		
【実施状況】		
<p>歯科専門職を雇用し、長崎県口腔保健支援センターを運営した。歯と口の健康週間等の機会をとらえ、県内各地で啓発イベントを実施するとともに、乳幼児の口腔機能の発達に関するリーフレットを配布した。また、大学生を対象にかかりつけ歯科医の普及に向けた意識醸成及び人材育成のための講義を実施した。意識調査や事業所における歯科健診の取組調査の結果集計、さらに集団での把握が難しくなる成人期及び高齢期における歯科保健の状況把握を行った。</p>		
【個別事業】		
<p>健口意識アップ PR 事業委託 かかりつけ歯科医普及推進研修事業委託 長崎県歯科保健データ収集事業委託 歯科衛生士資質向上事業委託 成人期以降の栄養・口腔にかかる歯科保健指導強化事業委託</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
第3次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	令和7年11月21日	令和7年12月17日
【事業内容】		
<p>県及び保健所圏域毎に関係機関と連携を図るための協議会を設置し開催する。歯なまるスマイルプランⅢをもとに歯科保健施策の充実を図る。</p>		
【実施状況】		
<p>県及び保健所圏域毎に関係機関と連携を図るための協議会を設置し各種会議を開催した。歯なまるスマイルプランⅢをもとに、県全域及び各保健所圏域毎の各ライフステージにおける対策の進捗の確認や地域課題の把握、対策の検討、情報共有を行った。</p>		
【個別事業】		
<p>県保健医療対策協議会歯科保健医療部会及び同部会歯科保健専門委員会の開催</p>		

【各事業の内容について】

- 1 長崎健康革命プロジェクト事業費

(1) ながさき健康づくりアプリ導入・運営等業務委託

ア 委託業務概要

ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」は、日々の歩数やイベント参加等でポイントが貯まり、貯まったポイントの利用により協力店でサービスを受けることが可能なスマートフォン専用アプリであり、令和4年度に開発、令和5年2月1日、アプリ利用開始となっている。本事業は、当該アプリを開発した事業者に対し、加盟店の開拓、県民向け広報等を委託するものである。

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約金額	50,829,900 円 (うち令和6年度 11,935,000 円)
契約期間	令和4年8月24日～令和7年3月31日

イ 問題点1【仕様書に目標値の設定がされていない】

委託費の内、加盟店開拓費として100万円が支払われているが、仕様書には、加盟店開拓の目標値の設定がされておらず、目標を達成できたか否かが不明であった。担当者によると、内部での目標値は受託事業者と共有しており、令和6年度末時点で計500店舗を目標値としていたとのことである。これに対し、令和6年度の実績は計303店舗とのことであり、目標値の達成率は60%であった。

しかしながら、仕様書に目標値の設定がされていないため、記録上、目標値が達成の可否や達成率も不明であり、達成率に見合った委託費であったのか否かを検討することや、次年度の委託料算定の際の参考にすることも困難であった。

【指摘事項】

継続的な委託事業の場合、県は、仕様書に目標値の設定をすべきである。

ウ 問題点2【仕様書に具体的な委託内容が記載されていない】

委託費の内、県民向け広報費として100万円が支払われているが、仕様書には、具体的な委託内容が記載されておらず、何を委託しているのか不明であった。なお、担当者によると、チラシやポスターの納品、ホームページの運営とのことであった。

【指摘事項】

仕様書には、委託内容を具体的に記載すべきである。

(2) 「歩こーで！」及び生活習慣状況アンケート集計業務委託

ア 委託業務概要

令和6年9月から10月にかけて実施した「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」及び生活習慣状況にかかるアンケートについて、集計・グラフ化することで、県の施策展開のバックデータに活用するために委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	160,600 円
契約期間	令和6年12月13日～令和7年1月10日

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」改修業務委託

ア 委託業務概要

ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」を改修することで、アプリの利便性を向上し、新規ダウンロード者の増加、アクティブユーザーの確保を図るために委託するものである。

契約方法	随意契約
契約金額	4,125,000 円
契約期間	令和6年10月28日～令和7年2月28日

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」協力店拡大キャンペーン業務委託

ア 委託業務概要

「歩こーで！」で貯まったポイントを利用できる協力店を増加し（当時、県内に200店舗程度）、ユーザーの利便性向上を図るとともに、協力店のイメージアップ及び顧客獲得などにつなげることにより、「歩こーで！」のさらなる利用促進、県民の健康づくり活動増進への寄与を目的とする。具体的な委託内容は、以下のとおり。

- ① キャンペーン実施にかかる協力店拡大・キャンペーン参加募集チラシ印刷
- ② キャンペーン周知広報
- ③ キャンペーン景品抽選・発送

契約方法	一般競争入札
契約金額	2,574,000 円
契約期間	令和6年6月14日～令和7年3月17日

イ 問題点

特に見当たらない。

(5) 減塩・野菜たっぷり応援事業委託

ア 委託業務概要

主に働き盛り世代への野菜摂取量や塩分摂取状況の見える化により対象者の意識や行動の変容を促す。また、改善状況や活動内容をまとめることで食生活改善推進員のモチベーションアップや保健所・市町による地域の状況把握のための資料とする。

契約方法	随意契約
契約金額	1,200,000 円

契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
------	--------------------

イ 問題点

特に見当たらない。

(6) テレビ番組「週刊健康マガジン」放映事業委託

ア 委託業務概要

テレビ放映にて健康情報を伝えることで、県民の保健、衛生、健康づくり等の知識向上を図るもの。放映時間は、毎週金曜の22時52分～（2分45秒）。

契約方法	随意契約
契約金額	5,590,000円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点3【仕様書に放映回数が記載されていない】

放映回数1回につき19万円として、委託料を計算しているところ、契約書には、放映回数が定められていなかった。なお、実際には、年50回（県担当26回、受託事業者担当24回）放映したとのことである。放映回数は、委託契約の根幹となる事項（委託料算定の根拠）であり、当然、記載すべきである。なお、令和7年度からは仕様書に放映回数を記載しており、改善されている。

【指摘事項】

県は、委託契約書作成の際、委託料算定の根拠となる委託内容を漏らさず記載すべきである。

(7) ながさき健味んメニュー多分野連携事業ながさき健味んメニュー（中食版）レシピ開発業務委託

ア 委託業務概要

県民の健康寿命の延伸を目指した食環境整備の一環として進めている中食の機会を利用した取組を、より効果的に進めるため「ながさき健味んメニュー」の基準を活用した弁当レシピを開発する。

契約方法	随意契約
契約金額	283,840円
契約期間	令和6年4月3日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(8) 予防・健康づくり周知啓発業務委託（イベント等）

ア 委託業務概要

V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカと連携し、国民健康保険加入者をはじめとする

長崎県民に対し、疾病予防・健康増進に資する生活習慣の改善を促すことを目的に、生活習慣改善にかかる県のキャッチフレーズ「長崎健康革命」を広く知らしめ、さらに「ながさき健康づくりアプリ『歩こーで!』」（以下、「歩こーで!」という。）等の予防・健康づくりに有益な情報を発信し、県民が健康づくりに取組める環境を整備することで「健康長寿日本一の長崎県づくり」に向けた県民運動の浸透を図ることを目的とする。具体的な委託内容は以下のとおり。

- ① ハピネスアリーナ 正面3面ビジョン広告
- ② 長崎健康革命イベントの開催
- ③ 食事関連の取組の実施
- ④ 歯・口腔にかかるセルフケアの浸透及び歯科健（検）診向上にかかる「かかりつけ歯科医」定着へのYouTube掲載用動画制作
- ⑤ 「歩こーで!」イベント登録及び周知・啓発

契約方法	随意契約
契約金額	7,901,300円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月30日

イ 問題点

特に見当たらない。

(9) 予防・健康づくり周知啓発業務委託

ア 委託業務概要

V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカを起用し、国民健康保険加入者をはじめとする長崎県民に対し、疾病予防・健康増進に資する生活習慣の改善を促すことを目的に、生活習慣改善にかかる県のキャッチフレーズ「長崎健康革命」を広く知らしめ、さらに「ながさき健康づくりアプリ『歩こーで!』」（以下、「歩こーで!」という。）等の予防・健康づくりに有益な情報を発信し、県民が健康づくりに取組める環境を整備することで「健康長寿日本一の長崎県づくり」に向けた県民運動の浸透を図ることを目的とする。具体的な委託内容は以下のとおり。

- ① テレビ広告
- ② 長崎新聞等による広告
- ③ ネット広告
- ④ 「歩こーで!」の周知啓発用ポスター・チラシの作成・配布
- ⑤ パブリシティ
- ⑥ 選手メッセージ動画
- ⑦ オリジナルグッズの製作
- ⑧ ビジョン広告
- ⑨ その他

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約金額	16,799,999 円
契約期間	令和6年6月20日～令和7年3月26日

イ 問題点

特に見当たらない。

2 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

(1) 負担金の概要

【対象者】

市町

【趣旨】

生活習慣病の予防、健康の保持、医療費の適正化を目指して市町への支援を実施。

【事業の内容】

市町に対し、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用を負担した（国、県、市町にて3分の1ずつ負担）。

(2) 問題点4【特定の市町における特定健診受診者数の過大見込みによる申請につき実績との乖離が過大である】

特定の市町が、特定健診受診者（見込）数を過大に申請する傾向にあり、当該市町は、実績時に確定額の51%を返還している。令和6年度だけでなく、昨年度も同様であった。県の担当者は、市町に対し、受診率に見合った特定健診受診者（見込）数を申請するよう指導しているとのことであるが、令和6年度は改善されていなかった。なお、当該市町は、令和7年度は、減額して申請しているとのことである。

【意見】

市町からの申請に基づいて負担金を交付する事業において、県にて、特定の市町が、明らかに過大な申請をしていると認められる場合には、県の方から、市町に対し、申請された数の見直し依頼する等、実績との乖離が過大にならないよう努力することが望ましい。

3 長崎県国保ヘルスアップ支援事業

(1) ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業業務委託

ア 委託業務概要

特定健診受診率を向上するために、ICTを活用したデータ分析を用いて、受診可能性の高い層を特定し効率的に受診を促す事業である。受診勧奨対象者に対して、年度の切れ目なく早期に受診を促すために、令和3年度実施の公募型プロポーザルにて選定された企業に対し、継続的に委託する予定とのことである。

契約方法	随意契約
------	------

契約金額	85,194,284 円
契約期間	令和6年4月11日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 糖尿病性腎臓病重症化予防に係るかかりつけ医等に対する研修事業業務委託

ア 委託業務概要

糖尿病性腎臓病重症化予防の推進に当たっては、「かかりつけ医から専門医への連携」が非常に重要とされている。そのため、県内全医療機関を対象に、糖尿病性腎臓病重症化予防に係る「かかりつけ医」研修会等を開催する。

契約方法	随意契約
契約金額	1,802,660 円
契約期間	令和6年7月2日～令和7年3月24日

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 栄養士登録・派遣事業業務委託

ア 委託業務概要

(公社)長崎県栄養士会に委託し、市町の保健指導等を支援する栄養士の登録及び研修を行い、市町への派遣を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	3,438,353 円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月24日

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) 薬剤師による市町派遣等支援事業委託

ア 委託業務概要

県が、薬剤師が不在の市町に対し、長崎県薬剤師会に登録されている薬剤師を派遣したり（令和6年度の実績は10名）、薬剤に関する研修を行う（年1回）。

契約方法	随意契約
契約金額	878,166 円
契約期間	令和6年5月23日～令和7年3月24日

イ 問題点5【委託料の当初算定額と確定額の乖離が大きい】

当初、委託料は1,900,000円と算定していたところ、確定額は878,166円（46％）となっている。その理由は、派遣人数50人を見込んでいたところ、実際には10人（20％）

であったためとのことである。また、これまで周知不足による市町の認識不足が考えられることから、令和6年度では、事業周知資料を作成し、市町が出席する会議等で活用事例等を用いて周知を図ったが、想定よりも利用が伸びなかったとのことであった。なお、令和5年度の実績は、委託料680,819円、派遣人数11人とのことであった。

【意見】

委託料について、当初の算定と確定額とが大きく乖離した場合には、次年度の算定に備えて、具体的な原因分析をすることが望ましい。

(5) 骨密度測定紹介可能医療機関リスト印刷業務委託

ア 委託業務概要

骨密度測定紹介可能医療機関リストの印刷を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	211,200円
契約期間	令和7年2月10日～令和7年3月19日

イ 問題点

特に見当たらない。

(6) 骨折予防対策事業業務委託（運動指導及び啓発）

ア 委託業務概要

長崎県理学療法士協会に委託して、骨折予防対策を目的とした以下の事業を行う。

- ① 市町の検診受診者への運動指導啓発
- ② 市町への派遣（2町）
- ③ 啓発用リーフレットの改定・増刷
- ④ 運動指導、普及啓発後の報告

契約方法	随意契約
契約金額	1,655,549円
契約期間	令和6年6月20日～令和7年3月24日

イ 問題点

特に見当たらない。

(7) 効果的な保健指導プログラムの開発事業委託

ア 委託業務概要

長崎県公立大学法人に対し、効果的な保健指導プログラムの開発を委託する。平成30年度に始まった研究の継続事業であり、事業を実施できるのは、長崎県公立大学法人に限られるとのことである。

契約方法	随意契約
------	------

契約金額	14,374,718 円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(8) 保健事業カルテを活用した効果分析事業負担

ア 負担金の概要

【対象者】

東京大学 法学政治学研究科

【趣旨】

東京大学が開発した保健事業カルテを活用することにより、市町が実施している保健事業の知見の抽出や効果分析を行い、地域住民の健康課題解決と医療費の適正化に資することを目的とする。

【事業の内容】

① 市町の保健事業の知見抽出

「保健事業カルテ」により、市町ごとの保健事業の方法・体制の工夫を抽出し、明文化することで、事業効果を上げる要素を同定する。

② 市町担当者向け意見交換会

③ 都道府県向け合同研修会

イ 問題点

特に見当たらない

(9) データ分析によるデータヘルス計画の評価支援事業委託

ア 委託業務概要

市町が策定したデータヘルス計画を支援するため、長崎県版共通評価指標を含む健診データ等をまとめ、市町等に提供することにより、情報共有し、支援を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	2,509,138 円
契約期間	令和6年5月30日～令和7年3月24日

イ 問題点

特に見当たらない。

(10) 在宅保健師等会による市町支援事業委託

ア 委託業務概要

① 保険者支援業務

- ・ 支援希望があった5市町（長崎市、大村市、南島原市、川棚町、小値賀町）への保健師等派遣による保健事業支援

② 在宅保健師等会専門職への研修会開催（会員のスキルアップ研修）

③ 在宅保健師等会員を増やす取組

・会報誌の作成 等

契約方法	随意契約
契約金額	1,788,638 円
契約期間	令和6年4月10日～令和7年3月15日

イ 問題点

特に見当たらない。

4 健康ながさき 21 推進事業

(1) 健康ながさき 21 推進会議の開催

ア 事業内容

県健康増進計画「健康ながさき 21」に基づき、個人の生活習慣の改善や社会環境の質の向上など、県民の健康寿命延伸施策を展開していくための会議を開催。

イ 問題点 6 【報告書記載の数値の誤りが記録上修正されていない】

県央保健所実施分の報償費と旅費の合計額に誤りがあった（正：47,140 円、誤：44,140 円）。担当者によると、国には、正しい数値で報告していたが、記録上は修正をしていなかったとのことである。

【指摘事項】

県は、記録に綴られる報告書記載の数値について、誤りに気付いているのであれば、記録上、修正すべきである。

ウ 問題点 7 【議事録の有無等が 1 件記録に記載されていない】

部会の議事録が記録に綴られていなかった。議事録が作成されていないわけではなく、データとしては存在しているとのことであった。将来的に、紙媒体の記録は無くなっていくとは思われるが、現時点では、事業の一覧性の観点から、少なくとも、議事録の有無、媒体形式（データの場合は保管場所）については、記録に記載しておく必要がある。

【意見】

県は、議事録をデータで保管する場合には、少なくとも、議事録の有無、媒体形式（データの場合は保管場所）については、記録に記載しておくことが望ましい。

(2) 長崎県生活習慣状況調査回答データ集計業務委託

ア 委託業務概要

生活習慣状況調査回答データの集計業務を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,100,000 円

契約期間	令和6年9月6日～令和7年3月21日
------	--------------------

イ 問題点

特に見当たらない。

5 健康増進事業

各市町への長崎県健康増進事業費補助金交付

(1) 補助金の概要

【補助対象者】

市町

【趣旨】

市町が実施する健康増進事業に対する補助を実施。

【事業の内容】

対象となる経費

(補助率) 県 2/3 (国 1/2、県 1/2)、市町 1/3。ただし「3. 健康診査⑤肝炎ウイルス検診」の自己負担相当額は国 10/10。

(2) 問題点

特に見当たらない。

6 栄養管理事業（専門職研修）

(1) 行政栄養士等研修事業

ア 事業内容

管轄保健所による行政栄養士の研修や業務検討を行い、地域における栄養・食生活の改善の施策の推進を図る。

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 食生活改善推進員の活用・組織強化事業

ア 事業内容

食生活改善推進員のリーダー育成と地区組織活動の支援により、推進員活動の活性化を図る。

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 長崎県食生活改善推進員リーダー研修会

ア 事業内容

食生活改善推進員の資質向上と地区組織の活動方法について研修し、併せて県組織との連携により今後の食生活改善地区組織活動の推進を図る。

イ 問題点

特に見当たらない。

7 受動喫煙対策促進事業

(1) 受動喫煙対策の普及啓発

ア 事業内容

県民や施設管理者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、ポスター・パンフレット資材の作成・配布を通じた普及啓発を実施する。

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 各種届出の受理、違反者等への指導

ア 事業内容

喫煙専用室等の設置にかかる届出等の受理及び運用時における相談指導を実施する。また、違反者に対する指導を実施する。

イ 問題点

特に見当たらない。

8 コホート研究事業

(1) 受託業務の概要

国立がん研究センターが行う研究プロジェクトに研究協力機関として参加する受託事業であり、研究開発費として、7,065,480円を支出している。当該事業の事業費は、県南保健所及び上五島保健所へ令達しており、当課保管の支出書類はないとのことであった。

(2) 問題点

特に見当たらない。

9 長崎県歯科保健ライフコース支援事業費

(1) 健口意識アップPR事業委託

ア 委託業務概要

「歯と口の健康週間」をはじめ、11月8日の「いい歯の日」やその他の地域で歯と口の健康づくりをPRに利用できる機会を捉え、生涯にわたる口腔機能の維持増進に対する意識向上を図るため、周知啓発等を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	500,000円
契約期間	令和6年4月30日～令和7年2月3日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) かかりつけ歯科医普及推進研修事業委託

ア 委託業務概要

県内の医師及び医療系大学生を対象として、かかりつけ歯科医の普及に向けた意識醸成、人材育成を目的とした研修等を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	1,500,000 円
契約期間	令和6年8月1日～令和7年3月12日

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 長崎県歯科保健データ収集事業委託

ア 委託業務概要

保育所・幼稚園の歯科健診の情報及び県歯科医師会が会員を通じて把握している歯科保健に係るデータを収集する。

契約方法	随意契約
契約金額	400,000 円
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) 歯科衛生士資質向上事業委託

ア 委託業務概要

歯科衛生士等を対象とした研修会を開催する。

契約方法	随意契約
契約金額	300,000 円
契約期間	令和6年8月20日～令和7年3月21日

イ 問題点

特に見当たらない。

(5) 成人期以降の栄養・口腔にかかる歯科保健指導強化事業委託

ア 委託業務概要

歯科専門職がない市町や企業等における歯科保健指導において、成人期及び高齢期に対し、年代に応じた歯・口腔ケアの方法を適切に指導できるよう、指導実態を調査するとともに、歯科医師会と県栄養士会が連携し、効果的な方法を模索する。

契約方法	随意契約
契約金額	200,000 円
契約期間	令和6年10月2日～令和7年3月12日

イ 問題点

特に見当たらない。

10 第3次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

(1) 県保健医療対策協議会歯科保健医療部会及び同部会歯科保健専門委員会の開催

ア 事業内容

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例及び県歯・口腔の健康づくり推進計画「歯なまるスマイルプランⅢ」に基づき、各種歯科保健施策の実施推進のための会議を開催。

イ 問題点

特に見当たらない。

第9 ながさき暮らしU I ターン対策の推進／関係人口との交流促進による地域活力の向上、
移住者の裾野の拡大

1 さらなるU I ターン促進のための相談・支援体制の充実／効果的な情報発信／地域の維持・活性化及び産業人材確保に向けた人材誘致の促進／ながさきとの関わりづくりと地域課題解決等の仕組みづくり

(1) 事業群主管所属・課（室）名
地域振興部 地域づくり推進課

(2) 事業群関係課（室）
統計課、ながさきPR戦略課

(3) 令和6年度事業費
76,808,000円

(4) 計画概要

施策1 ながさき暮らしU I ターン対策の推進

- ① U I ターン等の特性に応じて、より効果的・効率的な相談体制や就職支援機能等の整備・充実に取り組むとともに、近年増加しているUターンの促進に力を入れるほか、住まいの確保対策などに取り組み、さらなる移住の促進を目指します。
- ② U I ターン等の特性を十分捉えながら、女性視点や移住者視点を踏まえた効果的な地域情報を発信するとともに、特にUターンの促進に向けた、県内企業や誘致企業等の有益な企業・求人情報の発信強化に取り組みます。
- ③ 国が進める東京一極集中是正の一環として、東京圏からの移住支援策を推進するとともに、地域おこし協力隊を積極的に活用し、産業人材確保の視点も踏まえ、移住・定住を後押しする雇用拡大や創業等への支援にも取り組み、地域力の維持・活性化を図ります。

施策2 関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大

- ① 都市部住民等と地域との継続的で多様な関わりを形成するため、関係人口の活動を促進し支える拠点づくりに取り組みながら、地域のファンづくりや継続的な交流機会の創出を図るとともに、リモートワークや兼業・副業などの新たな視点での「しごと」づくり等を促進します。

(5) 取組項目

施策1 ながさき暮らしU I ターン対策の推進

- ① U I ターン希望者に対する相談体制・支援機能の充実とながさき移住倶楽部の登録促進（事業群①）
- ② U I ターン希望者のニーズ等を踏まえた効果的な地域情報の発信（事業群②）
- ③ 地域への移住・定住を後押しする支援や地域おこし人材等のネットワーク構築などの環境整備（事業群③）

施策2 関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大

- ④ ながさきとつながるきっかけづくりなど関係人口創出・拡大に向けた取組の促進
(事業群①)

(6) 監査対象とした事業

事業名	資料調査	ヒアリング調査
U I ターン拡大事業費	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】 市町と共同運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携しながら、U I ターンの拡大を図る取組を実施。		
【実施状況】 都市部での各種相談会やオンライン相談会を開催したほか、移住希望者に対して丁寧な相談対応に努めた。		
【個別事業】 U I ターン促進プロモーション業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ながさきU I ターン魅力発信事業費	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】 U I ターンをより一層促進するために、効果的な情報発信を実施。		
【実施状況】 デジタルコーディネーターを活用して移住支援サイトの改善・運用を行ったほか、移住潜在層を掘り起こすため、都市部の20～40代をターゲットとしてWEBプロモーションやSNS・YouTube等での魅力発信を行った。		
【個別事業】 ながさきU I ターン魅力発信事業業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
移動理由調査事業費	令和7年8月13日	令和8年2月5日
【事業内容】 県内全ての市町と連携し、市町の窓口において転出入者を対象に移動理由アンケートを実施。		
【実施状況】 県で回答の集約・集計・分析を行い、その結果を県と市町で共有した。		
【個別事業】		

事業名	資料調査	ヒアリング調査

移住・創業・地域貢献支援事業費	令和7年8月12日	令和7年10月28日
【事業内容】 国の交付金を活用し、東京圏からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる創業・事業拡充を支援。		
【実施状況】 移住支援 : 105件<雇用人数 102人(注)> 創業支援 : 30件<雇用創出 60人> 地域貢献支援 : 8件<雇用創出 25人> (注) 創業支援と重複した3人を除いた人数		
【個別事業】 ①移住支援事業 ②地方就職学生支援事業 ③創業支援事業 ④事業拡充支援事業		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
地域活性化人材支援事業費	令和7年8月12日 令和7年8月13日	令和7年10月28日
【事業内容】 地域おこし協力隊の定住を促進するため、隊員の受入や任期後の活動等にかかる相談対応や研修会を実施。		
【実施状況】 隊員・市町向け研修会等を計6回開催し、相談窓口の運営、アドバイザー派遣などの支援を実施したほか、隊員就任希望者に向けて県内の隊員の取組等を情報発信した。		
【個別事業】 令和6年度地域おこし協力隊支援事業業務委託		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
めぐりあい人口創出・拡大事業費	令和7年8月12日 令和7年8月13日	令和7年10月28日
【事業内容】 交流と婚活をつなぐ「めぐりあい」の創出・拡大に向け、主に若い世代の交流拡大を図るイベントを振興局単位で開催するとともに、県内各地域の魅力を発信。		
【実施状況】 長崎振興局を除く6振興局で計8回のめぐりあいイベントを開催し、計423人が参加した。また、WEBサイトやSNSで各地域の魅力を発信した。		

<p>【個別事業】 めぐりあいながさきイベント広報業務委託</p>
--

事業名	資料調査	ヒアリング調査
ワーケーション推進事業費	令和7年8月12日 令和7年8月13日	令和7年10月28日
<p>【事業内容】 ノマドワーカー誘致のロードマップを作成。また、ワーケーションの受入促進などの関係人口創出の取組を実施。</p>		
<p>【実施状況】 ノマドワーカーの誘致にかかる調査研究等を行い、今後10年間のロードマップを作成した。また、ワーケーションの受入促進を図るWEBやSNSでの情報発信や都市部企業への誘致活動のほか、長崎友輪家での交流等を実施した。</p>		
<p>【個別事業】 ①長崎県デジタルノマド誘客に関する調査研究業務委託 ②令和6年度関係人口コミュニティ運営・強化業務委託</p>		

事業名	資料調査	ヒアリング調査
長崎県情報発信促進事業費（県外パブリシティ、長崎の変関係）	令和7年8月12日	令和7年10月28日 令和8年2月2日
<p>【事業内容】 ・県外での本県の認知度向上とイメージアップを推進し、一層の交流人口の拡大と他県との差別化を図るため、首都圏・関西圏等においてマスコミを対象にパブリシティ活動を実施。 ・本県の認知度向上とイメージアップにより関係人口（長崎県ファン）の創出・拡大を図るため、福山雅治氏をクリエイティブプロデューサーに起用した「長崎の変」プロジェクトにおいて、WEBサイト及びSNSを中心にプロモーション活動を実施。</p>		
<p>【実施状況】 ・県外パブリシティにおいては、本県への取材誘致に向けたメディアへのコンタクトを計512回、プレスツアーを1回、プレスリリースを20件、県庁及び県内市町のPR担当者への研修会2回などを実施した。 ・「長崎の変」プロジェクトでは、猫のキャラクターの新しい素材のリリース、「長崎の変」プロジェクトに賛同する企業等へのPRツール作成・配布、SNSによる情報発信などを実施した。</p>		
<p>【個別事業】 ①令和6年度長崎県関係人口情報発信業務（公式webサイト保守管理等）</p>		

- ②「長崎の変」啓発資材制作業務委託（パネル及びパネル用スタンド、「長崎の変」エアー看板）
- ③「長崎の変」啓発資材製作業務委託（ステッカー、ゴム印）
- ④「長崎の変」啓発資材製作業務委託（パネル、ゴム印）
- ⑤「長崎の変」FRP造形物制作業務委託
- ⑥長崎県県外パブリシティサポート業務委託（首都圏・関西圏等）
- ⑦長崎県関係人口情報発信業務（動画出演等更新）委託
- ⑧長崎県関係人口情報発信業務（キャラデザイン等）委託

【各事業の内容について】

1 UIターン拡大事業費

UIターン促進プロモーション業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

コロナ禍を契機に、地方回帰の機運の高まりやテレワーク環境の整備促進が加速していることを背景に、全国的に移住検討者が増加している状況にある。こうした中、移住者のさらなる増加を目指し、主に子育て世代をターゲットに、WEB等への広告掲載などの実施によるプロモーションを展開し、移住支援公式HP「ながさき移住ナビ」の閲覧数の拡大・認知度向上、ながさき移住倶楽部会員数や移住相談件数等のさらなる増加を図ることを目的とする。

【ターゲット】

福岡圏及び三大都市圏を中心とした都市部在住者、概ね20代から40代、本県への移住について関心を持っている者

【業務の内容】

- ① ながさき移住ナビへの誘導広告配信業務
- ② 福岡圏及び東京都での広告掲出業務
- ③ 長崎県内情報番組「ひるじげドン」
- ④ 長崎県内屋外ビジョン
- ⑤ 本業務に係る企画統括及び進行管理業務、効果検証業務

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約金額	9,185,000円
契約期間	令和6年8月27日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

2 ながさきUIターン魅力発信事業費

ながさきU I ターン魅力発信事業業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

地方創生のもと国による東京一極集中是正の動きやテレワークなど場所にとらわれない働き方が浸透してきたことを背景に、地方回帰の機運が高まり全国的に移住検討者が増加している。これまで、長崎県への移住を検討している層に対しては、移住相談会の開催や、ホームページ・SNS・WEBプロモーションによる情報発信、補助金による支援などで移住促進に取り組んできたところであるが、今後さらに移住者を増加させるためには、移住を検討しているが時期や場所は決まっていない方、今後移住を検討する可能性がある方などの移住潜在層に対して働きかけ、顕在化していく必要がある。このため、こういった移住潜在層をターゲットにした動画の制作や、都市部でのPRイベントを開催し、地方への移住や長崎の魅力、移住促進施設を幅広く発信し、移住への理解、興味・関心を高め、本県へのさらなる移住者の増加につなげることを目的とする。

【ターゲット】

福岡圏及び三大都市圏を中心とした都市部在住者、概ね20代から40歳代、移住潜在層（長崎県への移住を検討する層を移住顕在層としたときに、それ以前の潜在的に長崎へ移住する可能性がある層。）

【業務内容】

- ① 移住潜在層向けPR動画の制作・配信
- ② 移住潜在層向けPRイベントの開催（2回）

【目標値】

- ①動画再生回数：700,000回以上
→令和6年度実績：700,974回
- ②本県の運用するYouTubeアカウントフォロワー数2,000名増
→令和6年度実績：2,000名以上
- ③本県の運用するInstagramアカウントフォロワー数1,000名増
→令和6年度実績：286名増

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約金額	6,891,500円
契約期間	令和6年7月31日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

3 移動理由調査事業費

ア 事業の概要

移動理由アンケートは、令和3年3月から県内全21市町と連携し、転入・転出手続の際に窓口で実施している県独自の調査である。移動の理由等を把握するもので、これまで推測していた内容を客観的なデータで確認・分析することが可能になる。

令和5年1月から12月までの調査結果は、次のとおりである。

県外／県内	転入／転出	移動実数	アンケート集計者数	回答率
県外	転入	27,096	4,259	16%
	転出	31,148	4,148	13%
県内	転入	19,560	5,740	29%
	転出	19,565	5,136	26%
総数	転入	46,656	9,999	21%
	転出	50,713	9,284	18%

本事業においては、長崎県移動理由アンケート調査票情報のパンチ入力業務委託が行われた。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1件当たり 69.00 円
契約期間	令和6年5月14日～令和7年2月28日

イ 問題点1【入札関係書類の提出期限の徒過を認めている】

長崎県移動理由アンケート調査票情報のパンチ入力業務委託に係る一般競争入札については、入札参加を希望する者からの入札参加資格申請は令和6年4月10日までとされ、提出書類は同日必着と定められた。しかし、申請者のうち1者からの書類提出が差し替えにより同期限を徒過していたにもかかわらず入札参加資格が認定された。入札の公正に疑義を生じさせるものであるから、期限の徒過を認めることは、これが書類の差替えによって生じたものであったとしても、認めるのは控えるべきである。

【指摘事項】

入札関係書類の提出期限の徒過については、入札の公正を確保するため、これが書類の差替えによって生じたものであったとしても、認めるのは控えるべきである。

4 移住・創業・地域貢献支援事業費

(1) 移住支援事業

ア 事業の概要

【事業の内容】

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金実施要領に基づき、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業

- ①県が指定する県内の企業へ就職した者
- ②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者
- ③テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者
- ④関係人口として市町が個別に認めた者
- ⑤創業支援事業を活用し、創業した者

【補助対象者】

市町

【補助金額】

1世帯当たり75万円

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 地方就職学生支援事業

ア 事業の概要

【事業の内容】

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金実施要領に基づき、東京都内に在住し、東京都内に本部がある大学を卒業する見込みであり、かつ、長崎県内企業に内定し、長崎県へ移住する意思がある者の就職活動に要した経費等を補助する事業

【補助対象者】

市町

【補助金額】

旅費規程に基づく東京までの往復交通費の1/2以内で市町が定める金額

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 創業支援事業

ア 事業の概要

【事業の内容】

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金実施要領に基づき、補助対象者が実施する創業支援事業の支援金原資及び支援金支給事務等に要する経費等

【補助対象者】

執行団体

【補助金額】

予算の範囲内で知事が別に定める金額

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) 事業拡充支援事業

ア 事業の概要

【事業の内容】

新たに雇用を創出する次の事業の拡充を実施する者に対して支援する事業及び附帯事務費

- ① 地域課題の解決に資する事業
- ② 地域貢献に資する事業

【補助対象者】

市町

【補助金額】

事業費：1件当たり上限200万円

附帯事務費：1市町当たり上限10万円

イ 問題点

特に見当たらない。

5 地域活性化人材支援事業費

令和6年度地域おこし協力隊支援事業業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

本県では、市町と連携しながら、都市部から特色ある人材を地域おこし協力隊員として呼び込み、隊員の定住・定着による地域の魅力アップや活性化を推進している。しかしながら、総務省が公表する本県における定着率は57.5%と全国平均である64.9%を下回る水準であり、定着率の向上が課題である。また、多くの受入自治体が募集をしても、期待する人材からの応募が集まらないという課題も抱えている。こうした課題の主な要因として、地域と受入自治体と隊員それぞれの協力隊制度に対する理解不足や受入にあたっての事前準備の不足等による任用後のミスマッチ、魅力的な募集案件の企画組成及び効果的な広報の実施、面接等の一連のプロセスに係る経験・ノウハウ不足や自治体内部の人員体制が不十分であることなどが挙げられる。これらの課題を解決し、隊員、受入自治体と地域の三者が協力しながら継続的に「地域をおこす」関係性を構築することを目的として、本業務では、県と中間支援組織とが連携してOB・OGを含む県内の隊員及び受入自治体を対象に、「研修会の開催」「相談対応」「アドバイザーの派遣」「情報発信」等の事業を実施し、隊員が地域や受入自治体で円滑に活動し、任期終了後も安心して地域に定着できるよう支援する。

契約方法	随意契約
契約金額	8,398,561円
契約期間	令和6年4月31日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

6 めぐりあい人口創出・拡大事業費

めぐりあいがさきイベント広報業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

人口減少になかなか歯止めがかからない状況にあるなか、市町や民間団体と連携しながら、地域を元気にするイベントなどを通じた地域活性化を図っていくことは重要である。こうした中、交流と婚活をつなぐ「めぐりあい」の創出・拡大に向け「めぐりあいがさき」を共通のテーマとした地域の特色を活かしたイベントを県内各地域で実施し、主に若い世代のめぐりあいを増加させ、地域の活性化や婚活の増加につなげたい。そのために、イベント実施を通じて県内各地域の魅力を県内外に広く発信し、県内外から多くの参加者を呼び込むための効果的な各種広報業務を実施する。

【めぐりあいがさきイベントの概要】

実施地域：長崎地区、県央地区、島原地区、県北地区、五島地区、壱岐地区、対馬地区

実施時期：令和6年度中に7回実施

募集条件：条件はないが、主なターゲットは長崎県在住若しくは福岡県及び佐賀県に在住、概ね20歳代から30歳代

募集人数：100名

【業務の内容】

- ① 基本的な業務内容：7地区のめぐりあいがさきイベントについてのPRを実施し、イベントの集客を図る。
- ② 広報実施回数：年4回
- ③ 参加者確保のための広告：県内外の若い世代から集客につながる最も効果的な広告媒体・手法・場所等を実施する。

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約金額	3,168,000円
契約期間	令和6年6月12日～令和7年2月28日

イ 問題点

特に見当たらない。

7 ワークेशन推進事業費

(1) 長崎県デジタルノマド誘客に関する調査研究業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

本県に置いて「デジタルノマドの誘客」を目指し、令和7年度以降、各種取組を実施していく際の指針となる計画（ロードマップ）を策定すること。

【業務の内容】

- ① 地域資源に係る調査・分析
- ② 有識者会議の開催
- ③ 国外先進地の取組に関する視察調査
- ④ ロードマップの作成

契約方法	随意契約
契約金額	22,000,000 円
契約期間	令和6年4月19日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(2) 令和6年度関係人口コミュニティ運営・強化業務委託

ア 委託業務概要

【目的】

本事業において、令和4年度に、長崎県に興味・関心があり、様々な形で関わりを持つ方々と、県内各地域のキープレイヤー（地域住民、先輩移住者、自治体職員等）とのつながりを創り、日常的な交流を深めるためのコミュニティ（長崎友輪家）を構築し、県外の方の長崎に対する好感度の醸成や県内の受入環境の整備等を行った。令和6年度においては、令和5年度に引き続き、長崎友輪家をベースに、関係人口や移住潜在層に対する長崎県の魅力アピールや移住顕在層への移住実現に向けた支援等を行うことで、県民、関係人口、自治体職員等が総出で、関係人口や移住者の増加に向けた取組を加速することを目的とする。

【業務の内容】

- ① 関係人口と県内各地域のキープレイヤーがつながるコミュニティ・長崎友輪家の運営
- ② 定期的なオンラインイベントの開催
- ③ 定期的なオフラインイベントの開催
- ④ 長崎友輪家に係る企画統括及び進行管理業務

契約方法	随意契約
契約金額	8,273,628 円
契約期間	令和6年6月3日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

8 長崎県情報発信促進事業費（県外パブリシティ、長崎の変関係）

(1) 令和6年度長崎県関係人口情報発信業務（公式webサイト保守管理等）

ア 委託業務概要

【業務内容】

(1) 「長崎の変」公式Webサイトの更新

① 公式Webサイトの更新

ア 県が指示する頁を新規に制作すること（合計10ページ上限）。

イ 多言語対応とすること（日本語、英語、中国語（簡体語・繁体語）、韓国語、ベトナム語）。

ウ ページの制作にあたっては、現行の公式Webサイトとデザイン性を揃えつつ、パソコン、スマートフォン、タブレットのいずれの機器で標示した場合においても、レイアウトの崩れがなく、わかりやすく表示されること。

② 公式Webサイトの保守管理

ア Webサイトの安定的運用を図るため、定期的な保守（軽微な修正を含む）、バージョン管理を行うこと。なお、令和7年4月1日以降の保守管理は別途契約による。

イ システム障害の早期発見・予防に努め、障害が発生した場合や脆弱性が発見された場合等トラブルが発生した際は速やかに対応すること。

ウ ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、直ちにセキュリティ対策を行うこと。なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行ったうえで本番環境へ適用すること。

エ Webサイトの安定的運用のために、サービスの停止が必要な場合は、サービス停止の10日前までに本県と協議を行い、承諾を得ること。

オ 計画的なサービス停止以外の要因によりサービスが停止した場合には、受託者は速やかに復旧又は代替手段を用意し、サービスの安定的な運用に努めること。

カ Google Analytics（登録済み）による分析及び猫キャラクターダウンロード数のレポートを提出すること（月1回 電子媒体）

(2) その他

① 「長崎の変」公式Xの「Xプレミアム」への加入

② 「Canva」の「Canva Pro」へのアップグレード

契約方法	随意契約
契約金額	715,000円
契約期間	令和6年4月19日～令和7年3月31日

イ 問題点2【業務が仕様書どおりに履行されたかどうかを報告書上で確認できない】

上記のとおり、本業務委託では、公式Webサイトを多言語対応にする必要があるが、受託者から提出された業務完了報告書を見ても、多言語対応しているかどうか確

認することができない。本業務委託契約では、委託業務につき業務完了報告書を提出すべきこととされており、提出された業務完了報告書に基づき完了検査が行われるのであるから、書面化可能な部分についてはできる限り書面により報告されることが望ましい。多言語対応についてはWebサイトの表示をプリントアウトするなどして書面化することが可能であるから、業務完了報告書を見ても多言語対応の状況が分からないことは不適切というべきである。

【意見】

委託業務が仕様書どおりに履行されているかどうかを確認することができる業務完了報告書の提出を求めることが望ましい。

ウ 問題点3【参考見積もりにおいて最も経済合理性の高い方法が採用されていない】

上記のとおり、本業務委託では、「長崎の変」公式Xの「Xプレミアム」への加入及び「Canva」の「Canva Pro」へのアップグレードを行う必要がある。本業務委託の実施に際して徴求した2者の参考見積もりでは、「Xプレミアム」への加入及び「Canva Pro」へのアップグレードの双方につきそれに要する金額に違いがあった。「Xプレミアム」への加入及び「Canva Pro」へのアップグレードは、いずれも極めて単純な作業であり、人件費等に差が生じるとは考えられないので、これらの業務に要する金額に差が生じている原因は、加入ないしアップグレードのためのプランの相違、具体的には、月単位で加入・アップグレードするのか、年単位で加入・アップグレードするのかの違いにあるものと推測される。

しかし、これらへの加入・アップグレードは1年間の委託期間を通じて行われる必要があるのであるから、月単位ではなく、より会費を廉価に抑えることのできる年単位とすべきである。

なお、本件とは無関係であるが、県においてこのような限定をしておかなければ、例えば、年単位で加入・アップグレードしつつ月単位の会費に相当する金額を受託者が県に対して請求するといった、いわゆる水増し請求も可能になりかねないので、加入・アップグレードの期間については県において指定することを検討すべきである。

【意見】

「長崎の変」公式Xの「Xプレミアム」への加入及び「Canva」の「Canva Pro」へのアップグレードの期間については、県において仕様書上指定することを検討することが望ましい。

(2) 「長崎の変」啓発資材制作業務委託（パネル及びパネル用スタンド、「長崎の変」エアー看板）

ア 委託業務概要

契約方法	一般競争入札
契約金額	5,709,000円
契約期間	令和7年1月16日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(3) 「長崎の変」啓発資材製作業務委託（ステッカー、ゴム印）

ア 委託業務概要

契約方法	一般競争入札
契約金額	885,000 円
契約期間	令和7年2月20日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(4) 「長崎の変」啓発資材製作業務委託（パネル、ゴム印）

ア 委託業務概要

契約方法	随意契約
契約金額	871,200 円
契約期間	令和7年2月27日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(5) 「長崎の変」FRP造形物制作業務委託

ア 委託業務概要

契約方法	一般競争入札
契約金額	4,275,000 円
契約期間	令和7年1月27日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。

(6) 長崎県県外パブリシティサポート業務委託（首都圏・関西圏等）

ア 委託業務概要

【業務の内容】

- ① パブリシティ計画の作成
- ② プレスリリース資料（ニュースレター）の作成（年20回以上）
- ③ メディアへのコンタクト（メディア訪問含む）（年365件以上）
- ④ メディアコンタクトの活動報告の作成（毎月分を翌月10日までに提出）
- ⑤ 報道実績に関する報告（報道実績リスト及び広告換算額・推定リーチ数算出）
及びクリッピング（毎月分を翌月10日までに提出。推定リーチ数については、
中間月と最終月のみ提出）
- ⑥ 長崎県及び長崎県内市町に対するパブリシティの助言・企画提案
- ⑦ 情報発信・PR用基礎資料の作成
- ⑧ 独自のパブリシティ企画の実施

⑨ メディアに対する取材誘致

契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約金額	16,028,100 円
契約期間	令和6年5月21日～令和7年3月24日

イ 問題点4【審査会資料における点数の記載に誤記がある】

公募型プロポーザルの実施に際して開かれた審査会において委員各自が付した点数が集計された表のうちの一部に、使用したエクセル上での計算方法に誤りがあり、点数の記載に誤記が発生した。他の記載は正しいものであったため、審査結果に影響を与えることはないものの、公募型プロポーザルにおいて点数の表記に誤記が生じるとは公正に疑義を生じかねず万一にも許されないものであるから、注意が必要である。

【意見】

公募型プロポーザル方式による随意契約による場合には、点数表は、印刷前のエクセルデータの段階から、数式等に誤りがないかをダブルチェックするなどして確認し、万一にも点数集計に誤りが生じることのないよう細心の注意を払うことが望ましい。

(7) 長崎県関係人口情報発信業務（動画出演等更新）委託

ア 委託業務概要

長崎県PR動画に出演するタレントに対して出演料を支払う業務を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	
契約期間	令和6年4月1日～令和6年6月28日

イ 問題点

特に見当たらない。

(8) 長崎県関係人口情報発信業務（キャラデザイン等）委託

ア 委託業務概要

契約方法	一般競争入札
契約金額	
契約期間	令和6年9月10日～令和7年3月31日

イ 問題点

特に見当たらない。